



議案番号	件名	頁	摘要
28	令和3年度豊岡市太陽光発電事業特別会計補正予算(第3号)	383	
29	令和3年度豊岡市管理会財産区特別会計補正予算(第1号)	397	
30	令和3年度豊岡市水道事業会計補正予算(第4号)	411	
31	令和3年度豊岡市下水道事業会計補正予算(第3号)	423	
32	令和4年度豊岡市一般会計予算	/	別冊 一般会計予算
33	令和4年度豊岡市国民健康保険事業特別会計(事業勘定)予算	/	別冊 特別会計予算
34	令和4年度豊岡市国民健康保険事業特別会計(直診勘定)予算	/	〃
35	令和4年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計予算	/	〃
36	令和4年度豊岡市介護保険事業特別会計予算	/	〃
37	令和4年度豊岡市診療所事業特別会計予算	/	〃
38	令和4年度豊岡市霊苑事業特別会計予算	/	〃
39	令和4年度豊岡市太陽光発電事業特別会計予算	/	〃
40	令和4年度豊岡市管理会財産区特別会計予算	/	〃
41	令和4年度豊岡市水道事業会計予算	/	〃
42	令和4年度豊岡市下水道事業会計予算	/	〃
追加予定	教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	/	
〃	令和4年度豊岡市一般会計補正予算(第1号)	/	

### 第3号議案

#### 豊岡市過疎地域持続的発展計画の変更について

豊岡市過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり変更したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月25日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

（理由）

事業内容の追加等により、計画の変更を要するため。





豊岡市過疎地域持続的発展計画（変更箇所）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	変更後				変更前			
(18 ~ 23 頁) 3 産業の振興 (3)計画	事業計画（2021（令和3）年度～2025（令和7）年度）				事業計画（2021（令和3）年度～2025（令和7）年度）			
	事業名 (10)過疎地域持 続的発展特別事 業 商工業・6次 産業化	事業内容 城崎麦わら細工振興事業 ①事業内容 城崎麦わら細工振興協議会 運営等に必要な経費に対し補 助する。 <u>また、麦わら細工の歴史と魅                      力について普及啓発事業を行                      う。</u> ②必要性・効果等 城崎麦わら細工の後継者育 成、原材料確保を行い、伝統技 術を継承することで、産業振興 及び地域の活性化を図る。	事業主体 市 民間	備考 城崎	事業名 (10)過疎地域持 続的発展特別事 業 商工業・6次 産業化	事業内容 城崎麦わら細工振興事業 ①事業内容 城崎麦わら細工振興協議会 運営等に必要な経費に対し補 助する。 _____ _____ _____ ②必要性・効果等 城崎麦わら細工の後継者育 成、原材料確保を行い、伝統技 術を継承することで、産業振興 及び地域の活性化を図る。	事業主体 市 民間	備考 城崎

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	変更後				変更前			
(27 ~ 32 頁) 5 交通施設の整備、交通手段の確保 (3)計画	事業計画 (2021 (令和3) 年度 ~ 2025 (令和7) 年度)				事業計画 (2021 (令和3) 年度 ~ 2025 (令和7) 年度)			
	事業名	事業内容	事業主体	備考	事業名	事業内容	事業主体	備考
	(1)市町村道 道路	<u>一の湯松崎線(舗装)</u> L = 290m W = 4.0m	市	城崎	(1)市町村道 道路	-	-	-
		<u>御所2号線(側溝整備)</u> L = 50m	市	城崎		-	-	-
		<u>愛宕3号線(側溝整備)</u> L = 70m	市	城崎		-	-	-
		<u>小見塚1号線(側溝整備)</u> L = 40m	市	城崎		-	-	-
		<u>草飼引舟線(舗装)</u> L = 320m W = 2.8m	市	竹野		-	-	-
		<u>三原区内線第3号(法面整備)</u> L=26m A=130 m <sup>2</sup>	市	竹野		-	-	-
		<u>東町区内線第6号(側溝整備)</u> L = 45m	市	竹野		-	-	-
		<u>久谷線(簡易落石防護柵)</u> L = 30m	市	但東		-	-	-

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	変更後				変更前			
	事業名	事業内容	事業主体	備考	事業名	事業内容	事業主体	備考
	橋りょう	<u>河谷橋 (河内区内線第1号)</u> L=10.2m	市	竹野	橋りょう	-	-	-
		ロクロ橋 (奥畑線) L=15.0m W=4.0m	市	但東		ロクロ橋 (草飼松本線) L=15.0m W=4.0m	市	但東
	その他	<u>東山一の湯線</u> 照明移設	市	城崎	その他	-	-	-
		<u>消雪装置整備事業</u> (上住1号線外)	市	城崎		-	-	-
		<u>消雪ポンプ更新</u> N=8基	市	竹野		-	-	-
		<u>消雪装置整備事業</u> (中山虫生線)	市	但東		-	-	-

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	変更後				変更前			
(40 ~ 41 頁) 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 (3)計画	事業計画 (2021 (令和3) 年度 ~ 2025 (令和7) 年度)				事業計画 (2021 (令和3) 年度 ~ 2025 (令和7) 年度)			
	事業名	事業内容	事業主体	備考	事業名	事業内容	事業主体	備考
	(8)過疎地域持続的発展特別事業	交流保育及び園外保育支援	市	竹野 但東	(7)過疎地域持続的発展特別事業	交流保育及び園外保育支援	市	竹野 —
	児童福祉	<u>保育支援システムの導入・運用</u> <u>①事業内容</u> 認定こども園に保育支援システムを導入する。 <u>②必要性・効果等</u> <u>ICT の活用により業務改善等を推進し、保育の質の向上を図る。</u>	市	竹野 但東	児童福祉	—	—	—
(53 ~ 55 頁) 11 地域文化の振興等 (3)計画	事業計画 (2021 (令和3) 年度 ~ 2025 (令和7) 年度)				事業計画 (2021 (令和3) 年度 ~ 2025 (令和7) 年度)			
	事業名	事業内容	事業主体	備考	事業名	事業内容	事業主体	備考
	(1)地域文化振興施設等	城崎国際アートセンター設備 改修	市	城崎	(1)地域文化振興施設等	—	—	—
	地域文化振興施設				地域文化振興施設			

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	変更後					変更前				
(59 ~ 65 頁) (別表) 過疎地域 持続的発展特別 事業分	事業計画 (2021 (令和3) 年度 ~ 2025 (令和7) 年度) 過疎地域持続的発展特別事業分					事業計画 (2021 (令和3) 年度 ~ 2025 (令和7) 年度) 過疎地域持続的発展特別事業分				
	持続的発展 区分	事業名	事業内容	事業 主体	備考 (事業効果が将来にわたっ て持続的に及ぶ説明等)	持続的発展 区分	事業名	事業内容	事業 主体	備考 (事業効果が将来にわたっ て持続的に及ぶ説明等)
	2 産業の 振興	商工業・6次産 業化	城崎麦わら細工振興事業 城崎麦わら細工振興協議会 運営等に必要経費に対し補 助する。 また、麦わら細工の歴史と魅 力について普及啓発事業を行 う。	市 民間	城崎麦わら細工の後継者育 成、原材料確保を行い、伝統技 術を継承することで、産業振興 及び地域の活性化を図る。	2 産業の 振興	商工業・6次産 業化	城崎麦わら細工振興事業 城崎麦わら細工振興協議会 運営等に必要経費に対し補 助する。 _____ _____ _____	— 民間	城崎麦わら細工の後継者育 成、原材料確保を行い、伝統技 術を継承することで、産業振興 及び地域の活性化を図る。
6 子育て 環境の確 保、高齢者 等の保健及 び福祉の向 上及び増進	児童福祉	保育支援システムの導入・運用 認定こども園に保育支援シ ステムを導入する。	市	ICT の活用により業務改善等 を推進し、保育の質の向上を図 る。	6 子育て 環境の確 保、高齢者 等の保健及 び福祉の向 上及び増進	児童福祉	—	—	—	



## 第4号議案

### 豊岡市辺地総合整備計画の策定について

公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を、別紙「豊岡市辺地総合整備計画」のとおり定めたいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月25日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

辺地における公共的施設の整備に対する財政上の特別措置を受けるため。





# 豊岡市辺地総合整備計画 (案)

2022年度

2022年3月

兵庫県豊岡市

## 豊 岡 市 総 合 整 備 計 画

兵庫県豊岡市奥野辺地  
(辺地の人口 176 人 面積 4.4 k m<sup>2</sup>)

### 1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する市（町）又は字の名称 豊岡市奥野
- (2) 地域の中心の位置 豊岡市奥野字土師谷 627
- (3) 辺地度点数 113 点

### 2 公共的施設の整備を必要とする事情

本路線は、市東部の奥野地区と京都府京丹後市久美浜町を結ぶ、山あいを通る道路であるが、特定道路土工構造物点検で盛土法面の崩壊が確認されている箇所がある。市道奥野久美浜線法面の整備を行い、道路利用者の安全を確保する。

### 3 公共的施設の整備計画

令和 4 年度 1 年間

(単位 千円)

施設名	事業 主体名	事 業 費	財 源 内 訳		一般財源のう ち辺地対策事 業債の予定額
			特定財源	一般財源	
市道奥野 久美浜線	豊岡市	20,000	0	20,000	20,000
合 計		20,000	0	20,000	20,000

# 奥野辺地 事業計画位置図



## 豊 岡 市 総 合 整 備 計 画

兵庫県豊岡市日高町藤井辺地  
(辺地の人口 162 人 面積 0.9 k m<sup>2</sup>)

### 1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する市（町）又は字の名称 豊岡市日高町藤井
- (2) 地域の中心の位置 豊岡市日高町藤井字中森 221-1
- (3) 辺地度点数 103 点

### 2 公共的施設の整備を必要とする事情

本路線は、主要地方道日高竹野線と藤井地区を結ぶ道路であるが、幅員が狭小であり緊急車両の進入も困難な状況である。北近畿豊岡自動車道日高北インター関連で整備される代替道路と一体的に整備することにより、周辺住民の安心と利便性を確保することができる。

### 3 公共的施設の整備計画

令和 4 年度から令和 8 年度 5 年間

(単位 千円)

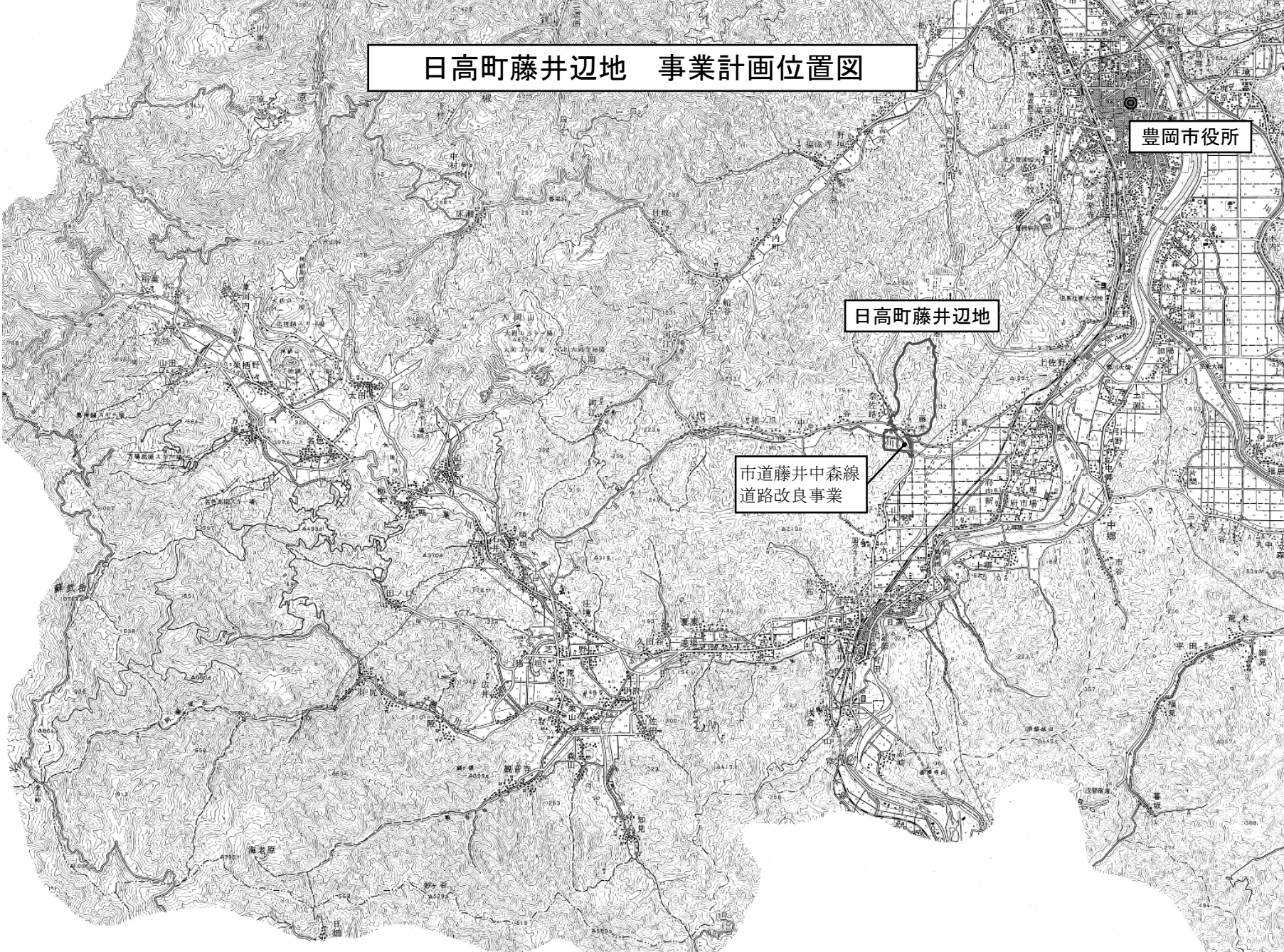
施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
市道藤井 中森線	豊岡市	65,000	24,675	40,325	40,100
合 計		65,000	24,675	40,325	40,100

# 日高町藤井辺地 事業計画位置図

豊岡市役所

日高町藤井辺地

市道藤井中森線  
道路改良事業



## 豊 岡 市 総 合 整 備 計 画

兵庫県豊岡市日高町観音寺辺地  
(辺地の人口 221 人 面積 8.8 k m<sup>2</sup>)

### 1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する市（町）又は字の名称 豊岡市日高町観音寺
- (2) 地域を中心の位置 豊岡市日高町観音寺字中筋 678-1
- (3) 辺地度点数 112 点

### 2 公共的施設の整備を必要とする事情

本路線の事業計画区間は、一級河川観音寺川に沿って通る、床版によって拡幅された道路であるが、床版のコンクリート部材の老朽化が激しく、特に荷重を支えるための梁・柱部の損傷が激しい。構造上、梁・柱部の損傷がこれ以上進行した場合には、通過車両の事故につながる恐れがあるため、早期の補修工事が必要である。

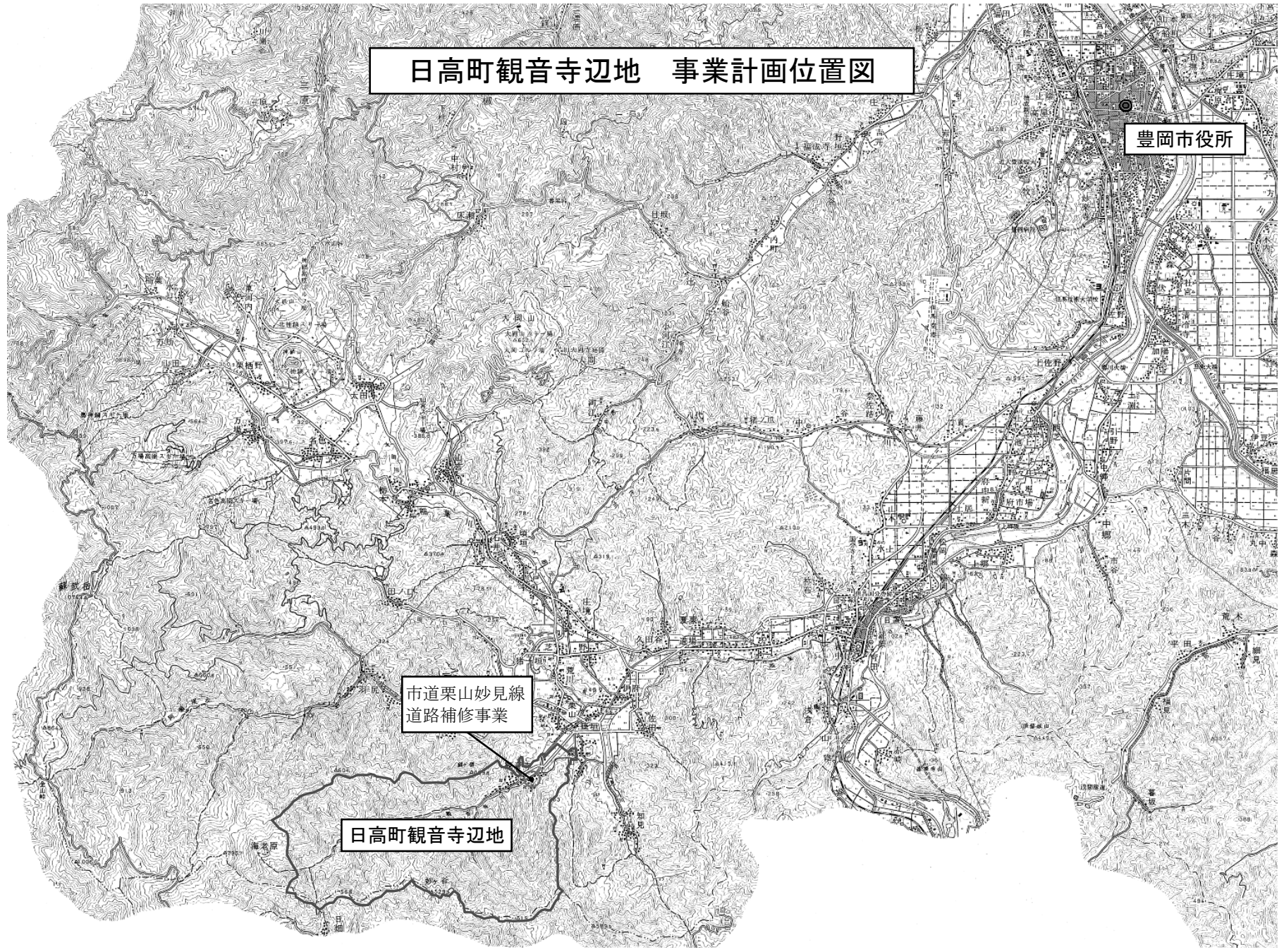
### 3 公共的施設の整備計画

令和 4 年度から令和 6 年度 3 年間

(単位 千円)

施設名	事業 主体名	事 業 費	財 源 内 訳		一般財源のう ち辺地対策事 業債の予定額
			特定財源	一般財源	
市道栗山 妙見線	豊岡市	36,000	0	36,000	36,000
合 計		36,000	0	36,000	36,000





日高町観音寺辺地 事業計画位置図

豊岡市役所

市道栗山妙見線  
道路補修事業

日高町観音寺辺地

## 豊 岡 市 総 合 整 備 計 画

兵庫県豊岡市日高町羽尻辺地  
(辺地の人口 188 人 面積 10.1 k m<sup>2</sup>)

### 1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する市（町）又は字の名称 豊岡市日高町羽尻
- (2) 地域の中心の位置 豊岡市日高町羽尻字上川原 356-1
- (3) 辺地度点数 135 点

### 2 公共的施設の整備を必要とする事情

本路線は、日高町羽尻地区の北部の山間部と県道耀山・日高線の通る中心部を結ぶ道路であるが、法面の岩が風化し、市道への落石が多発している。  
市道河畑分尾線法面の整備を行い、安全な通行を確保する。

### 3 公共的施設の整備計画

令和 4 年度 1 年間

(単位 千円)

施設名	事業 主体名	事 業 費	財 源 内 訳		一般財源のう ち辺地対策事 業債の予定額
			特定財源	一般財源	
市道河畑 分尾線	豊岡市	4,500	0	4,500	4,500
合 計		4,500	0	4,500	4,500

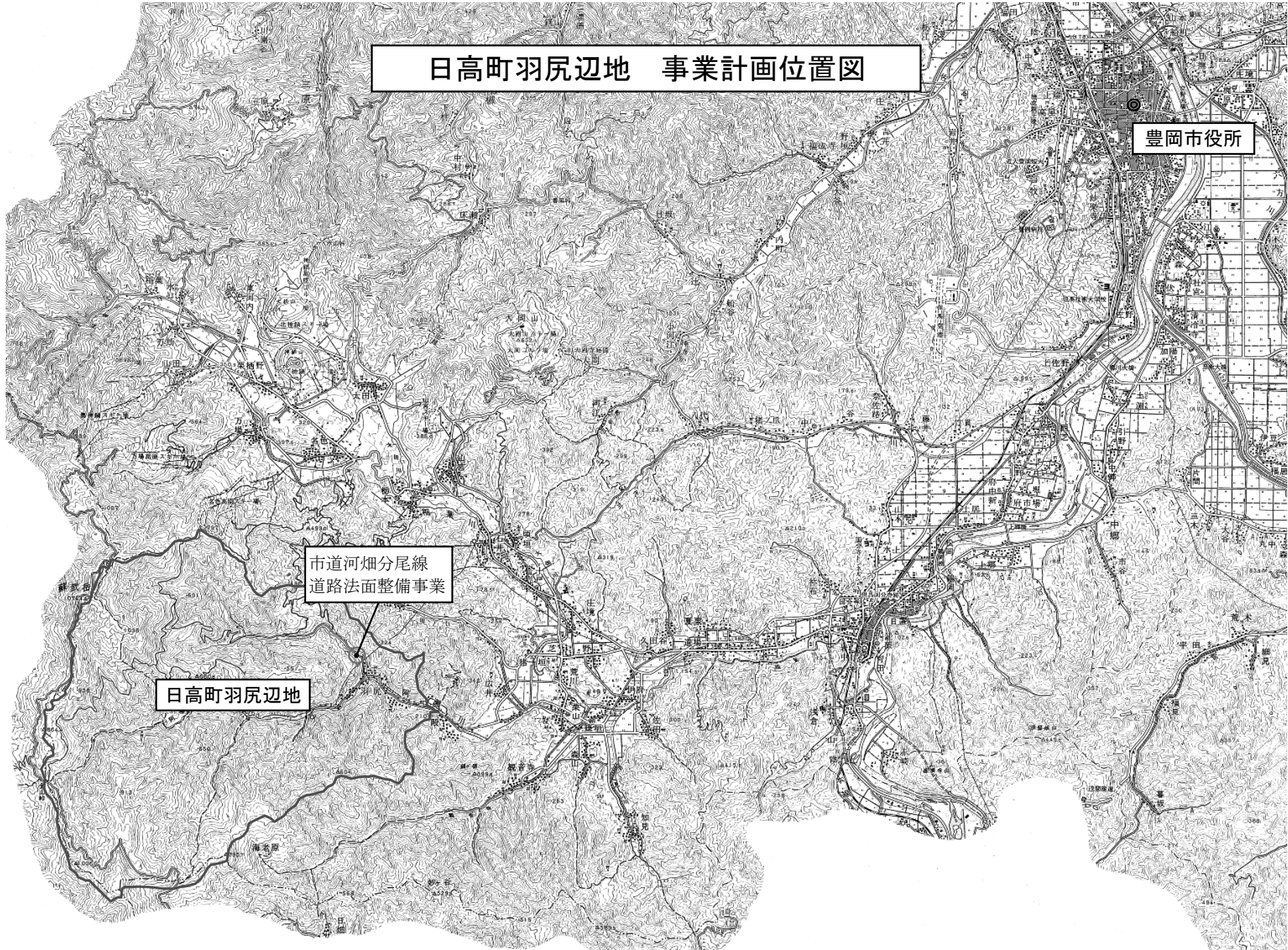


日高町羽尻辺地 事業計画位置図

豊岡市役所

市道河畑分尾線  
道路法面整備事業

日高町羽尻辺地



## 豊 岡 市 総 合 整 備 計 画

兵庫県豊岡市日高町栗栖野辺地  
(辺地の人口 187 人 面積 1.4 k m<sup>2</sup>)

### 1 辺地の概況

- |                       |                      |
|-----------------------|----------------------|
| (1) 辺地を構成する市（町）又は字の名称 | 豊岡市日高町栗栖野            |
| (2) 地域の中心の位置          | 豊岡市日高町栗栖野字皷ヶ野 59-187 |
| (3) 辺地度数              | 107 点                |

### 2 公共的施設の整備を必要とする事情

#### 【神鍋診療所施設整備事業】

神鍋診療所の電子カルテ医事システムは、2023 年 7 月に O S のサポートが終了するが、診察・診療請求に必要不可欠なシステムであるため、引き続きセキュリティを確保し、安定した運用を行えるようサーバー等機器及びソフトウェアを更新する。

また、この更新によりオンライン資格確認に対応できるため、マイナンバーカードの保険証利用が可能となる。

#### 【神鍋診療所医療機器整備事業】

現在、診療所で使用している自動血球計数 C R P 測定装置は 2011 年度に購入したものであり、これまでも故障時には部品交換等で対応してきたが、部品供給が停止すれば修繕が不可能となる。この測定装置は、炎症や感染症の早期発見に有用であり、適切な診療所運営のためにはかかせないものであるため、機器の更新を行う。

### 3 公共的施設の整備計画

令和 4 年度 1 年間

(単位 千円)

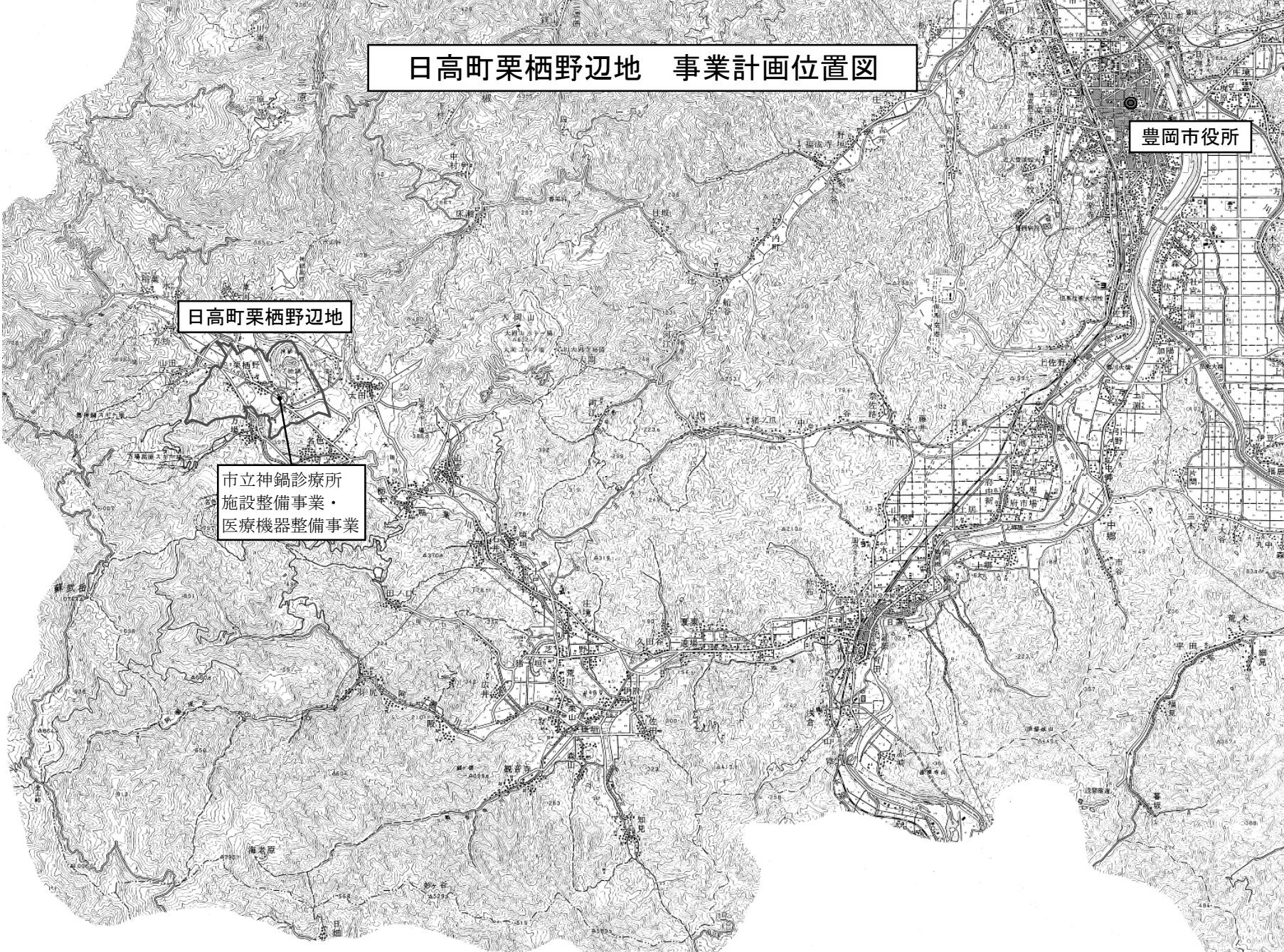
施設名	事業主体名	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
神 鍋 診 療 所	豊岡市	7,425	2,350	5,075	2,100
合 計		7,425	2,350	5,075	2,100

日高町栗栖野辺地 事業計画位置図

豊岡市役所

日高町栗栖野辺地

市立神鍋診療所  
施設整備事業・  
医療機器整備事業



## 豊 岡 市 総 合 整 備 計 画

兵庫県豊岡市日高町山田辺地  
(辺地の人口 121 人 面積 1.7 k m<sup>2</sup>)

### 1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する市（町）又は字の名称 豊岡市日高町山田
- (2) 地域の中心の位置 豊岡市日高町山田字杉ノ本 148-4
- (3) 辺地度点数 176 点

### 2 公共的施設の整備を必要とする事情

本路線は、日高町山田地区内を通り、市道栗栖野山田線と接続している道路であるが、側溝に経年劣化により漏水が発生している箇所があり、流末の護岸が崩落する恐れがある。

市道山田地内線側溝の整備を行い、快適な生活環境を確保する。

### 3 公共的施設の整備計画

令和 4 年度 1 年間

(単位 千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
市道山田地内線	豊岡市	6,000	0	6,000	6,000
合 計		6,000	0	6,000	6,000

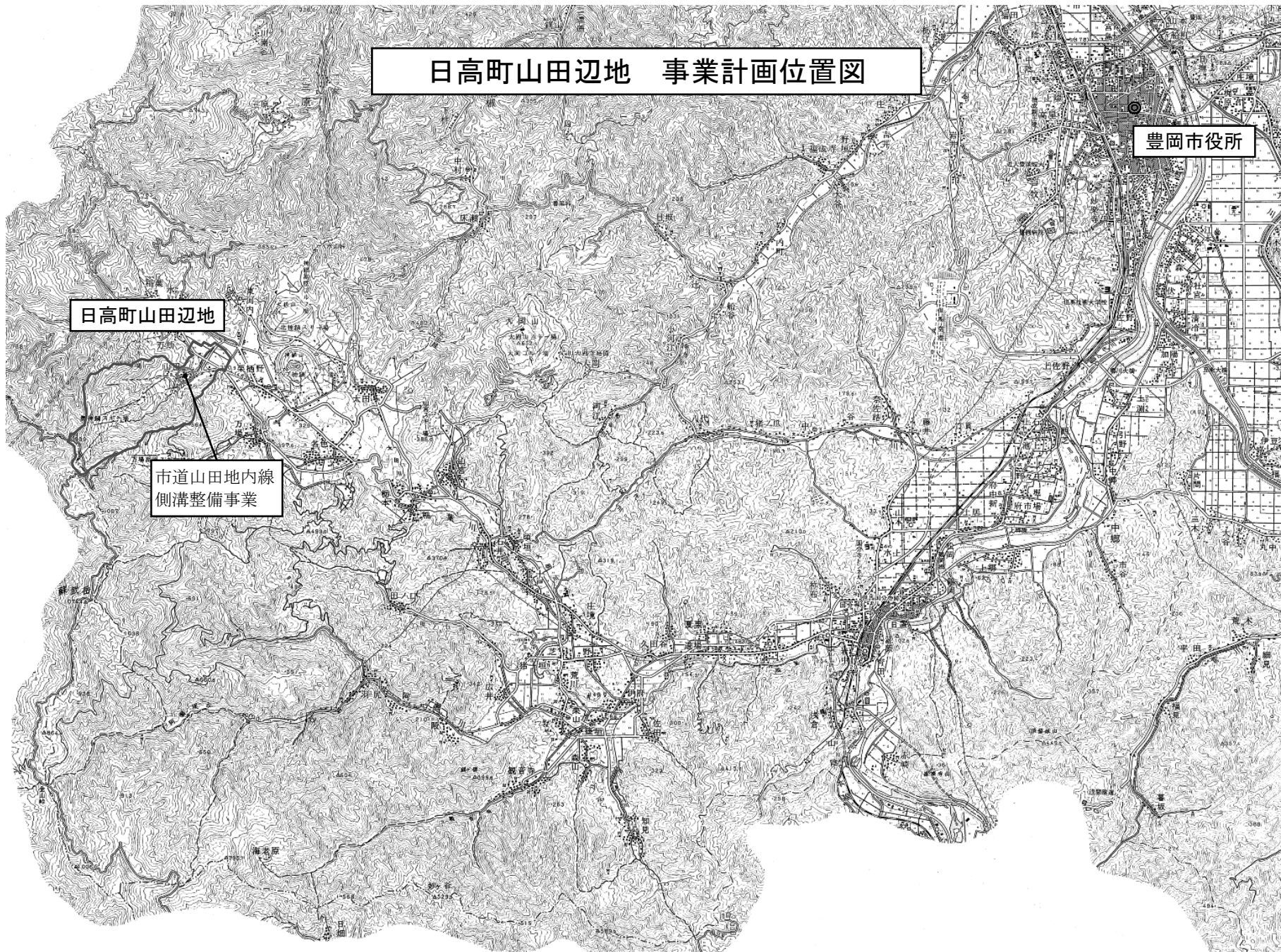


# 日高町山田辺地 事業計画位置図

豊岡市役所

日高町山田辺地

市道山田地内線  
側溝整備事業





## 第5号議案

### 豊岡市定住自立圏形成方針の廃止について

豊岡市定住自立圏形成方針を廃止することについて、豊岡市議会基本条例（平成24年豊岡市条例第52号）第9条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月25日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

（理由）

合併前の豊岡市の区域を中心地域とし、合併前の城崎町、竹野町、日高町、出石町及び但東町の区域を周辺地域として形成する「豊岡市における定住自立圏」を廃止するため。





## 第6号議案

### 豊岡市立玄武洞公園の指定管理者の指定期間変更について

令和3年12月27日に議決のあった第138号議案にかかる豊岡市立玄武洞公園の指定管理者の指定期間を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年2月25日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

#### 記

- |           |  |
|-----------|--|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立玄武洞公園  |
| 2 指定管理者   | 全但バス・神姫バス共同事業体   |
| 3 指定の期間   | 変更前 令和4年4月1日から令和7年3月31日<br>変更後 豊岡市立玄武洞公園の設置及び管理に関する条例（令和3年豊岡市条例第30号）の施行の日から令和7年3月31日 |



## 1 公の施設の概要

### (1) 名称

豊岡市立玄武洞公園

### (2) 所在地

豊岡市赤石 1347 番地

### (3) 設置目的

玄武洞公園のうち玄武洞、青龍洞、白虎洞、北朱雀洞及び南朱雀洞を保存し、その景観を住民及び来訪者の観覧の用に供し、並びにその資源を活用した地域活性化を図る。

### (4) 施設概要

事業区域面積 14,680 m<sup>2</sup>

主な構造物 券売所、休憩棟、公衆トイレ

## 2 管理業務の内容

### (1) 設置管理条例第3条第1項各号に規定する事業に係る業務

### (2) 施設の入園およびその制限に関する業務

### (3) 施設の維持管理に関する業務

### (4) その他市が定める業務

## 3 団体等の概要

### (1) 名称

全但バス・神姫バス共同事業体

### (2) 所在地

養父市八鹿町八鹿 113 番地の 1

### (3) 代表者の氏名

代表取締役 桐山 徹郎

### (4) 設立年月日

令和3年9月16日

### (5) 職員・従業員数

全但バス 183 名、神姫バス 1,589 名 ※役員及び臨時職員を除く

### (6) 主な事業又は活動

#### ア 主な事業（全但バス）

一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、国内・国外旅行業、各種運行管理受託業、施設受託運営等

#### イ 豊岡市関連事業（全但バス）

豊岡市市街地循環バス運行委託業務（コバス）

豊岡市立学校通学用バス運行管理業務  
豊岡市立認定こども園通園バス運行管理業務  
豊岡市営バス運行委託業務（イナカー）  
県立出石特別支援学校スクールバス運行管理委託業務  
県立豊岡特別支援学校スクールバス運行管理委託業務  
豊岡市有償旅客運送（竹野海岸線）共同運行管理業務  
ウ 指定管理受託事業  
全但バス 11 施設（内豊岡市 6 施設）、神姫バス 29 施設

第7号議案

豊岡市企業版ふるさと納税地方創生基金条例制定について

豊岡市企業版ふるさと納税地方創生基金条例を次のように定める。

令和4年2月25日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する資金に充てることを目的として、豊岡市企業版ふるさと納税地方創生基金を設置するため。



豊岡市企業版ふるさと納税地方創生基金条例

(設置)

第1条 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（以下「事業」という。）に要する資金に充てるため、豊岡市企業版ふるさと納税地方創生基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 企業版ふるさと納税（地域再生法第13条の2に規定する寄附をいう。）を受けた額のうち市長が定める額
- (2) 基金の運用から生ずる収益の額
- (3) 前2号に掲げるもののほか、予算で定める額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、基金に積み立てるものとする。

(処分)

第6条 基金は、事業のために必要な費用の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 豊岡市企業版ふるさと納税地方創生基金条例案要綱

### 1 設置

地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（以下「事業」という。）に要する資金に充てるため、豊岡市企業版ふるさと納税地方創生基金（以下「基金」という。）を設置すること。（第1条関係）

### 2 積立額

基金として積み立てる額は、企業版ふるさと納税を受けた額のうち市長が定める額等とすること。（第2条関係）

### 3 管理

基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととし、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができること。（第3条関係）

### 4 繰替運用

市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができること。（第4条関係）

### 5 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、基金に積み立てるものとする。（第5条関係）

### 6 処分

基金は、事業のために必要な費用の財源に充てる場合に限り、処分することができる。（第6条関係）

### 7 委任

この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定めること。（第7条関係）

### 8 附則

この条例は、公布の日から施行すること。



第8号議案

豊岡市事務分掌条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月25日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

デジタルトランスフォーメーション推進部を設置するため。



豊岡市事務分掌条例の一部を改正する条例

豊岡市事務分掌条例(平成17年豊岡市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) デジタルトランスフォーメーション推進部

第2条第1号中エを削り、オをエとし、カをオとし、キをカとし、クをキとし、ケをクとし、同条第2号中オを削り、カをオとし、同条中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) デジタルトランスフォーメーション推進部

ア デジタルトランスフォーメーションの推進に関する事項

イ 情報化の推進に関する事項

ウ 行財政改革の推進に関する事項

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(豊岡市行財政改革委員会条例の一部改正)

2 豊岡市行財政改革委員会条例(平成17年豊岡市条例第232号)の一部を次のように改正する。

第8条中「政策調整部」を「デジタルトランスフォーメーション推進部」に改める。

## 豊岡市事務分掌条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の内容

- (1) デジタルトランスフォーメーション推進部を設置すること。(第1条関係)
- (2) デジタルトランスフォーメーション推進部の分掌事務は、デジタルトランスフォーメーションの推進、情報化の推進及び行財政改革の推進に関する事項とすること。(第2条関係)

### 2 附則

- (1) この条例は、令和4年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) 豊岡市行財政改革委員会条例について、所要の規定の整備を行うこと。(附則第2項関係)

豊岡市事務分掌条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3)</u> 略</p> <p><u>(4)</u> 略</p> <p><u>(5)</u> 略</p> <p><u>(6)</u> 略</p> <p><u>(7)</u> 略</p> <p><u>(8)</u> 略</p> <p>(部の事務分掌)</p> <p>第2条 前条に規定する部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 政策調整部</p> <p>ア～ウ 略</p> <p><u>エ</u> 行財政改革の推進に関する事項</p> <p><u>オ</u> 略</p> <p><u>カ</u> 略</p> <p><u>キ</u> 略</p> <p><u>ク</u> 略</p>	<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3)</u> デジタルトランスフォーメーション推進部</p> <p><u>(4)</u> 略</p> <p><u>(5)</u> 略</p> <p><u>(6)</u> 略</p> <p><u>(7)</u> 略</p> <p><u>(8)</u> 略</p> <p><u>(9)</u> 略</p> <p>(部の事務分掌)</p> <p>第2条 前条に規定する部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 政策調整部</p> <p>ア～ウ 略</p> <p><u>エ</u> 略</p> <p><u>オ</u> 略</p> <p><u>カ</u> 略</p> <p><u>キ</u> 略</p>

ケ 略

(2) 総務部

ア～エ 略

オ 情報化の推進に関する事項

カ 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

ク 略

(2) 総務部

ア～エ 略

オ 略

(3) デジタルトランスフォーメーション推進部

ア デジタルトランスフォーメーションの推進に関する事項

イ 情報化の推進に関する事項

ウ 行財政改革の推進に関する事項

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

豊岡市行財政改革委員会条例新旧対照表（附則第2項関係）

現行	改正後（案）
<p>（庶務） 第8条 委員会の庶務は、<u>政策調整部</u>に おいて処理する。</p>	<p>（庶務） 第8条 委員会の庶務は、<u>デジタルトランスフォーメーション推進部</u>に おいて処理する。</p>





## 第9号議案

豊岡市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を  
改正する条例制定について

豊岡市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条  
例を次のように定める。

令和4年2月25日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

豊岡市竹野消防団における定員数及び豊岡市消防団員における報酬等の支給区  
分の見直しを行うため。



豊岡市条例第 号

豊岡市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例（平成17年豊岡市条例第158号）の一部を次のように改正する。

第2条の表豊岡市竹野消防団の項中「358人」を「213人」に改める。

第5条の見出し中「報酬等」を「報酬」に改め、同条中「及び費用弁償」を削る。

別表中「報酬」を「年額報酬」に、

手当	出動手当
----	------

を

「

出動報酬	災害、警戒、訓練等
------	-----------

に改める。」

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の豊岡市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例第5条及び別表の規定は、令和4年4月1日以後に支給すべき事由の生じた報酬について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた報酬及び費用弁償については、なお従前の例による。

## 豊岡市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の内容

- (1) 豊岡市竹野消防団の定員を358人から213人に減らすこと。(第2条関係)
- (2) 消防団員に支給する報酬等について、費用弁償の出動手当を廃止し、報酬の区分を年額報酬及び出動報酬とすること。(第5条、別表関係)

### 2 附則

- (1) この条例は、令和4年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) この条例による改正後の条例は、令和4年4月1日以後に支給すべき事由の生じた報酬について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた報酬及び費用弁償については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例新旧対照表

現行				改正後（案）			
（定員）				（定員）			
第2条 団員の定員は、次の表のとおりとする。				第2条 団員の定員は、次の表のとおりとする。			
名称		定員		名称		定員	
豊岡市豊岡消防団		略		豊岡市豊岡消防団		略	
豊岡市城崎消防団		略		豊岡市城崎消防団		略	
豊岡市竹野消防団		358人		豊岡市竹野消防団		213人	
豊岡市日高消防団		略		豊岡市日高消防団		略	
豊岡市出石消防団		略		豊岡市出石消防団		略	
豊岡市但東消防団		略		豊岡市但東消防団		略	
（報酬等）				（報酬）			
第5条 団員には、別表に定める報酬及び費用弁償を支給する。				第5条 団員には、別表に定める報酬_____を支給する。			
別表（第5条関係）				別表（第5条関係）			
区分		金額		区分		金額	
報酬	団長	年額	197,900円	報酬	団長	年額	197,900円
	副団長	年額	121,000円		副団長	年額	121,000円
	分団長	年額	65,100円		分団長	年額	65,100円
	副分団長	年額	48,600円		副分団長	年額	48,600円
	部長	年額	32,300円		部長	年額	32,300円
	班長	年額	26,000円		班長	年額	26,000円
	団員	年額	23,000円		団員	年額	23,000円
	手当	出動手当	1回		1,500円（ただし、業務に従事した	出動	災害、警戒、訓練等

		時間が8時間を超えた場合は、4時間ごとに800円を加算する。)	報酬			時間が8時間を超えた場合は、4時間ごとに800円を加算する。)
--	--	---------------------------------	----	--	--	---------------------------------

第10号議案

豊岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月25日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

損害補償を受ける傷病補償年金等の権利を担保にできる例外の規定を削るため。





豊岡市条例第 号

豊岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

豊岡市消防団員等公務災害補償条例（平成17年豊岡市条例第159号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

## 豊岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の内容

損害補償を受ける傷病補償年金等の権利を担保にできる例外の規定を削ること。(第3条関係)

### 2 附則

(1) この条例は、令和4年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)

(2) 現に担保に供されている傷病補償年金等は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができること。(附則第2項関係)

豊岡市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 略</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。<u>ただし、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 略</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。</p>



第11号議案

豊岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月25日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴い、独立行政法人等の定義を個人情報の保護に関する法律から引用するため。



豊岡市条例第 号

豊岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例

豊岡市個人情報保護条例（平成17年豊岡市条例第215号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## 豊岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の内容

独立行政法人等の定義を個人情報の保護に関する法律から引用すること。（第4条関係）

### 2 附則

この条例は、令和4年4月1日から施行すること。



豊岡市個人情報保護条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(利用目的の明示)</p> <p>第4条 実施機関は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（第23条及び第52条において「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 利用目的を本人に明示することにより、実施機関、国、独立行政法人等（<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）</u>、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>(4) 略</p>	<p>(利用目的の明示)</p> <p>第4条 実施機関は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録（第23条及び第52条において「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 利用目的を本人に明示することにより、実施機関、国、独立行政法人等（<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項</u> _____に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>(4) 略</p>



第12号議案

豊岡市職員の給与に関する条例及び豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市職員の給与に関する条例及び豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月25日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

国家公務員の期末手当に準じて、職員の期末手当の支給割合を改定するとともに、令和4年6月に支給する期末手当の特例措置を定めるため。



豊岡市条例第 号

豊岡市職員の給与に関する条例及び豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(豊岡市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 豊岡市職員の給与に関する条例（平成17年豊岡市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第28条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

(豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年豊岡市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の豊岡市職員の給与に関する条例第28条第2項（同条第3項又は第2条の規定による改正後の豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び豊岡市職員の給与に関する条例（以下この項において「給与条例」という。）第28条第4項から第6項まで（豊岡市職員の育児休業等に関する条例（平成17年豊岡市条例第40号）第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第35条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項又は豊岡市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成17年豊岡市条例第34号）第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上になるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員（給与条例第5条第4号の職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項に規定する  
特定任期付職員 167.5分の10

(2) 再任用職員 72.5分の10

(市長への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。  
(豊岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 豊岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年豊岡市条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置の適用除外）

3 令和4年6月に支給する期末手当の額については、第12条及び第22条において準用する給与条例第28条から第30条まで（第28条第1項後段を除く。）の規定に係る豊岡市職員の給与に関する条例及び豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年豊岡市条例第 号）附則第2項の規定は、適用しない。

豊岡市職員の給与に関する条例及び豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 豊岡市職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係）  
期末手当について、職員の支給割合を100分の127.5から100分の120に改め、再任用職員の支給割合を100分の72.5から100分の67.5に改めること。（第28条関係）
- (2) 豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第2条関係）  
特定任期付職員の期末手当について、支給割合を100分の167.5から100分の162.5に改めること。（第9条関係）

2 附則

- (1) この条例は、公布の日から施行すること。（第1項関係）
- (2) 令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置として、令和3年12月の実際の期末手当支給額と、令和3年12月の期末手当が人事院勧告に準じて改定が行われた場合の当該期末手当の額との差額を、令和4年6月に支給する期末手当の額から減じて支給すること。また、その施行に関し必要な事項は、市長が定めること。（第2項、第3項関係）
- (3) 会計年度任用職員における令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置の適用除外を行うため、豊岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定の整備をすること。（第4項関係）

豊岡市職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
<p>（期末手当）</p> <p>第28条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、それぞれ基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第28条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、それぞれ基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p>



豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第26条、第27条第1項及び第28条第2項の規定の適用については、給与条例第26条及び第27条第1項中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年豊岡市条例第55号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第28条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>3～5 略</p>	<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第26条、第27条第1項及び第28条第2項の規定の適用については、給与条例第26条及び第27条第1項中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年豊岡市条例第55号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第28条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> <p>3～5 略</p>

豊岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表（附則第4項関係）

現行	改正後（案）
<p>附 則</p> <p>1・2 略</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p><u>（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置の適用除外）</u></p> <p>3 <u>令和4年6月に支給する期末手当の額については、第12条及び第22条において準用する給与条例第28条から第30条まで（第28条第1項後段を除く。）の規定に係る豊岡市職員の給与に関する条例及び豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年豊岡市条例第 号）附則第2項の規定は、適用しない。</u></p>

第13号議案

豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月25日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

市長等の期末手当の支給割合を改定するとともに、令和4年6月に支給する期末手当の特例措置を定めるため。



豊岡市条例第 号

豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例（平成17年豊岡市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「100分の222.5」を「100分の215」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例第3条第3項及び第4項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、222.5分の15を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上になるときは、期末手当は、支給しない。  
（市長への委任）
- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

## 豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の内容

市長等の期末手当について、支給割合を100分の222.5から100分の215に改めること。(第3条関係)

### 2 附則

(1) この条例は、公布の日から施行すること。(第1項関係)

(2) 令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置として、令和3年12月の実際の期末手当支給額と、令和3年12月の期末手当が一般職の職員の見直しに伴い改定が行われた場合の当該期末手当の額との差額を、令和4年6月に支給する期末手当の額から減じて支給すること。また、その施行に関し必要な事項は、市長が定めること。(第2項、第3項関係)

豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（給与）</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長等の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、それぞれ基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>4 略</p>	<p>（給与）</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長等の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の215</u>を乗じて得た額に、それぞれ基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>4 略</p>





第14号議案

豊岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月25日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

国家公務員に準じて、非常勤職員における育児休業の取得要件の緩和等を行うため。



豊岡市条例第 号

豊岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市職員の育児休業等に関する条例（平成17年豊岡市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア中(ア)を削り、(イ)を(ア)とし、(ウ)を(イ)とする。

第19条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号中ア及びイを削る。

第23条を第25条とし、第22条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第23条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第24条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## 豊岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の内容

- (1) 非常勤職員における育児休業及び部分休業について、それらの取得要件のうち引き続き在職した期間が1年以上とする要件を廃止すること。（第2条、第19条関係）
- (2) 任命権者は、職員が本人又は配偶者の妊娠、出産等について申し出たときは、育児休業に関する制度を知らせ、その意向を確認するための面談等の措置を講じなければならないこと。（第23条関係）
- (3) 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、育児休業に係る職員研修、相談体制等の勤務環境の整備に関する措置を講じなければならないこと。（第24条関係）

### 2 附則

この条例は、令和4年4月1日から施行すること。

豊岡市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア) 引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) 略</u></p> <p><u>(ウ) 略</u></p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(4) 略</p> <p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>次のいずれにも該当する</u></p> <p><u>__非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</u></p> <p><u>ア 引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定</u></p>	<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア) 略</u></p> <p><u>(イ) 略</u></p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(4) 略</p> <p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</u></p>

める非常勤職員

(委任)

第23条 略

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第23条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第24条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

(委任)

第25条 略

第15号議案

豊岡市市税条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月25日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

身体障害者等に対する軽自動車税種別割の減免について、前年度に提示又は申請書に記載をした事項に変更がない場合等の申請手続を簡素化するため。





豊岡市市税条例の一部を改正する条例

豊岡市市税条例（平成17年豊岡市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第90条第2項中「運転免許証（以下この項）」の右に「及び次項」を加え、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、減免を受けようとする年度の前年度に第1項第1号の規定による種別割の減免を受けた者が引き続き減免を受けようとする場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を記載した申請書により提出するものとする。この場合において、第2号に該当するときは、運転免許証を提示しなければならない。

- (1) 前年度に提示又は申請書に記載をした前項各号に掲げる事項に変更がないとき。
- (2) 前年度に提示又は申請書に記載をした前項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる事項に変更がないとき、かつ、前項第5号に掲げる事項のうち運転免許証の有効期間の更新による変更であって種類、条件等に関する変更がないとき。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## 豊岡市市税条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の内容

減免を受けようとする年度の前年度において、身体障害者等に対する軽自動車税種別割の減免を受けていた者が引き続き減免を受けようとする場合であって、前年度に提示又は申請書に記載をした事項に変更がないとき等は、その旨を記載した申請書を提出するものとする。 (第90条関係)

### 2 附則

この条例は、令和4年4月1日から施行すること。

豊岡市市税条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(身体障害者等に対する種別割の減免)</p> <p>第90条 略</p> <p>2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p>	<p>(身体障害者等に対する種別割の減免)</p> <p>第90条 略</p> <p>2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項及び次項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、減免を受けようとする年度の前年度に第1項第1号の規定による種別割の減免を受けた者が引き続き減免を受</u></p>

3 略

4 略

けようとする場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を記載した申請書により提出するものとする。この場合において、第2号に該当するときは、運転免許証を提示しなければならない。

(1) 前年度に提示又は申請書に記載をした前項各号に掲げる事項に変更がないとき。

(2) 前年度に提示又は申請書に記載をした前項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる事項に変更がないとき、かつ、前項第5号に掲げる事項のうち運転免許証の有効期間の更新による変更であって種類、条件等に関する変更がないとき。

4 略

5 略

第16号議案

豊岡市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正  
する条例制定について

豊岡市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を  
次のように定める。

令和4年2月25日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

長寿園の浴室を廃止するため。



豊岡市条例第 号

豊岡市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第96号）の一部を次のように改正する。

別表浴室の項を削り、同表備考1中「(浴室に係る額を除く。次号において同じ。)」を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

豊岡市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

長寿園の浴室を廃止すること。(別表関係)

2 附則

この条例は、令和4年4月1日から施行すること。



豊岡市立老人福祉センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行				改正後（案）			
別表（第10条関係）				別表（第10条関係）			
区分	利用料金の限度額			区分	利用料金の限度額		
	午前9時から 午後零時まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで		午前9時から 午後零時まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
集会室 ～ 第3教養室 兼娯楽室	略	略	略	集会室 ～ 第3教養室 兼娯楽室	略	略	略
浴室	1人1回につき180円						
備考				備考			
1 使用者が営利を目的として使用する場合の利用料金の限度額は、この表に規定するそれぞれの額（浴室に係る額を除く。次号において同じ。）の2倍に相当する額とする。				1 使用者が営利を目的として使用する場合の利用料金の限度額は、この表に規定するそれぞれの額_____の2倍に相当する額とする。			
2 略				2 略			



## 第17号議案

豊岡市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月25日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

介護事業者の提供するサービスの評価方法について、認知症対応型共同生活介護等の評価回数に関し、市が定める1年に1回以上とする評価回数を緩和するため。



豊岡市条例第 号

豊岡市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

豊岡市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例（平成24年豊岡市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表省令第3条の21第2項、第9条第2項、第25条第2項、第50条第2項、第72条第2項、第118条第7項、第137条第7項及び第176条第2項の項及び省令第97条第8項の項を削る。

第5条第1項の表省令第41条第2項及び第65条第2項の項及び省令第86条第2項の項を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

豊岡市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

介護事業者の提供するサービスの評価方法について、認知症対応型共同生活介護等及び介護予防認知症対応型共同生活介護等に係る評価の回数に関し、市が定める1年に1回以上とする評価の回数を緩和すること。(第2条、第5条関係)

2 附則

この条例は、令和4年4月1日から施行すること。

豊岡市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例新旧対照表

現行			改正後（案）		
<p>（指定地域密着型サービスの事業の基準）</p> <p>第2条 法第78条の2の2第1項各号並びに第78条の4第1項及び第2項の規定による条例で定める基準は、次項及び第3項に定めるもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下この条において「省令」という。）に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>（指定地域密着型サービスの事業の基準）</p> <p>第2条 法第78条の2の2第1項各号並びに第78条の4第1項及び第2項の規定による条例で定める基準は、次項及び第3項に定めるもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下この条において「省令」という。）に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
省令第3条の40第2項、第17条第2項、第36条第2項、第40条の15第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項及び第181条第2項	2年	5年	省令第3条の40第2項、第17条第2項、第36条第2項、第40条の15第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項及び第181条第2項	2年	5年
省令第3条の21第2項、第9条第2項、第25条第2項、第50条第2項、第72条第2項、第118条第7項、第137条第7項及び第176条	評価を行い	評価を1年に1回以上行			
		い			

第2項		
省令第97条第8項	評価を行うとともに、定期的	評価を1年に1回以上行
	的に次に掲げるいずれかの評価を受けて	うとともに、次に掲げる
		いずれかの評価を1年に
		1回以上受けて
省令第83条第1項、第105条第1項、第127条第1項及び第152条第1項	略	
省令第132条第1項第1号イ	略	

2・3 略

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の基準)

第5条 法第115条の14第1項及び第2項の規定による条例で定める基準は、次項及び第3項に定めるもののほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下この条において「省令」という。）に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省令第40条第2項、第63条第2項及び第84条第2項	2年	5年
省令第41条第2項及	評価を行	評価を1年に1回以上行

省令第83条第1項、第105条第1項、第127条第1項及び第152条第1項	略	
省令第132条第1項第1号イ	略	

2・3 略

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の基準)

第5条 法第115条の14第1項及び第2項の規定による条例で定める基準は、次項及び第3項に定めるもののほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下この条において「省令」という。）に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省令第40条第2項、第63条第2項及び第84条第2項	2年	5年
----------------------------	----	----



び第65条第2項		い			
省令第86条第2項	評価を行うとともに、定期的	評価を1年に1回以上行			
	的に次に掲げるいずれかの評価を受けて	うとともに、次に掲げる			
		いずれかの評価を1年に			
		1回以上受けて			
省令第59条第1項及び第82条第1項	略		省令第59条第1項及び第82条第1項	略	
2・3 略			2・3 略		



第18号議案

豊岡市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月25日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

予防接種健康被害調査委員会委員の報酬の額を定めるため。



豊岡市条例第 号

豊岡市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年豊岡市条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表障害者自立支援認定審査会委員の項の次に次のように加える。

予防接種健康被害調査委員会委員	日額	12,000円
-----------------	----	---------

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

豊岡市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例案要綱

1 改正の内容

予防接種健康被害調査委員会委員の報酬の額を日額12,000円と定めること。(別表関係)

2 附則

この条例は、令和4年4月1日から施行すること。

豊岡市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現行			改正後（案）		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
職名	報酬の額		職名	報酬の額	
教育委員会委員 ～ 障害者自立支援認定審査会委員	略	略	教育委員会委員 ～ 障害者自立支援認定審査会委員	略	略
いじめ調査委員会委員 ～ 前各項に掲げる職員以外の特別職に属する 非常勤の職員	略	略	いじめ調査委員会委員 ～ 前各項に掲げる職員以外の特別職に属する 非常勤の職員	日額	12,000円
備考 1～4 略			備考 1～4 略		





第19号議案

豊岡市中小企業振興基本条例制定について

豊岡市中小企業振興基本条例を次のように定める。

令和4年2月25日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

中小企業の振興に関する基本理念を定め、市及び関係者の役割を明らかにすることにより、中小企業の振興を図るため。



豊岡市中小企業振興基本条例

市内事業者の9割以上を占める中小企業は、地域経済の活力と雇用を創出することにより多くの市民の暮らしを支え、地域社会の活性化や産業を通じた文化形成に寄与するなど、市民生活の向上に重要な役割を果たしてきました。

そのような中、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症のパンデミックが国内外の社会経済活動に大きな影響を及ぼし、本市経済も深刻な打撃を受け、市民の暮らしが脅かされ、地域の活力をも奪われる状況に直面しました。

しかし、市内事業者自らの努力はもとより、市、地域経済団体、金融機関等が相互に連携を深めつつ様々な対策を展開し、市民も域内消費喚起策の応援の輪に加わることで地域経済を支え、まちぐるみで危機的状況に立ち向かいました。

この経験を通じ、私たちは、中小企業の振興がまちの最重要課題の一つであることを再認識し、それぞれの主体は経済を介した運命共同体であり、そのパートナーシップがいかに大切かということを改めて心に刻みました。

私たちは、たとえ今後まちの経済に様々な課題が待ち受けているとしても、地域経済の基盤を成す中小企業の振興を通じて地域の活力を高め、市民生活の向上を図っていくこと、そのために市と関係者が一体となった取組を将来にわたって継続していくことを決意し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の振興に関する基本理念を定め、市及び関係者の役割を明らかにすることにより、中小企業の振興を図り、地域経済の活性化及び雇用の創出を促進し、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者又は同条第5項に規定する小規模企業者であつて、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 大企業者 中小企業者等以外の者であつて、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 地域経済団体 豊岡商工会議所、豊岡市商工会その他市内において地域経済の振興に関する活動を行う団体をいう。
- (4) 金融機関等 銀行、信用金庫その他金融の業務を行う者又は信用保証協会であつて、市内に事務所を有するものをいう。

- (5) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条第1項に規定する職業能力開発校その他教育機関であつて、市内に所在するものをいう。
- (6) 市民 市内に住所を有する者又は市内で働く者若しくは学ぶ者をいう。
- (7) 関係者 第1号から前号までの者をいう。

（基本理念）

第3条 中小企業の振興は、中小企業者等の経営の向上に対する自主的な努力及び創意工夫を促進することを基本として推進されなければならない。

- 2 中小企業の振興は、市及び関係者がそれぞれの役割を果たしつつ連携し、一体となって推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、中小企業者等の実態を把握し、国、兵庫県及び関係者との連携を図り、中小企業の振興に関する施策を総合的に実施する責務を有する。

- 2 市は、中小企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

（中小企業者等の役割）

第5条 中小企業者等は、自主的な努力及び創意工夫により経営の向上に努めるとともに、自らが地域社会の構成員であることを認識し、地域経済団体に加入するよう努めるものとする。

- 2 中小企業者等は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（大企業者の役割）

第6条 大企業者は、自らの事業活動における中小企業者等の重要性について理解を深めるとともに、自らが地域社会の構成員であることを認識し、中小企業者等との連携及び協力並びに地域経済団体に加入するよう努めるものとする。

- 2 大企業者は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（地域経済団体の役割）

第7条 地域経済団体は、中小企業者等が経営の向上を図る取組に対し支援するよう努めるとともに、自らの組織基盤を強化するため中小企業者等及び大企業者の加入を促進し、地域経済団体相互に連携するよう努めるものとする。

- 2 地域経済団体は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（金融機関等の役割）

第8条 金融機関等は、中小企業者等の資金需要に係る適切な対応のほか、事業活動に有用な情報の提供その他の方法により、中小企業者等が経営の向上を図る取

組に対し協力するよう努めるものとする。

- 2 金融機関等は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大学等の役割)

第9条 大学等は、中小企業者等の研究開発、技術向上及び人材育成の取組に対し協力するよう努めるものとする。

- 2 大学等は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第10条 市民は、中小企業の振興が市民生活の維持及び向上並びに地域の活性化に寄与していることを理解し、中小企業者等の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

- 2 市民は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市の施策の基本方針)

第11条 市は、次に掲げる基本方針により中小企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 多様な人材及び技術並びに特色ある地域資源の活用並びに事業の高度化、資金調達の円滑化等により、中小企業者等に応じた経営基盤の強化及び成長を促進すること。
- (2) 関係者相互の連携により、創業及び事業承継の支援、技術の向上並びに人材の育成に関する支援を促進すること。
- (3) 中小企業者等の受注機会の確保又は地産地消の取組により、域内における需要の創出及び経済の循環を促進すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、中小企業の振興に関すること。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(豊岡市商業者等によるまちづくり推進条例の廃止)

- 2 豊岡市商業者等によるまちづくり推進条例（平成28年豊岡市条例第20号）は、廃止する。

## 豊岡市中小企業振興基本条例案要綱

### 1 目的

中小企業の振興に関する基本理念を定め、市及び関係者の役割を明らかにすることにより、中小企業の振興を図り、地域経済の活性化及び雇用の創出を促進し、もって市民生活の向上に寄与することを目的とすること。（第1条関係）

### 2 定義

必要な用語の定義を行うこと。（第2条関係）

### 3 基本理念

中小企業の振興は、中小企業者等の経営の向上に対する自主的な努力及び創意工夫を促進することを基本として推進されなければならないこと。また、市及び関係者が連携し、一体となって推進されなければならないこと。（第3条関係）

### 4 市の責務

市は、中小企業者等の実態を把握し、国、県及び関係者との連携を図り、中小企業の振興に関する施策を総合的に実施する責務を有すること等を定めること。（第4条関係）

### 5 中小企業者等の役割

中小企業者等は、自主的な努力及び創意工夫による経営の向上、地域経済団体への加入及び市施策への協力に努めるものとする事。（第5条関係）

### 6 大企業者の役割

大企業者は、中小企業者等との連携及び協力、地域経済団体への加入並びに市施策への協力に努めるものとする事。（第6条関係）

### 7 地域経済団体の役割

地域経済団体は、中小企業者等が経営の向上を図る取組に対する支援、中小企業者等の加入促進、団体相互の連携及び市施策への協力に努めるものとする事。（第7条関係）

### 8 金融機関等の役割

金融機関等は、中小企業者等の資金需要に係る適切な対応、中小企業者等が経営の向上を図る取組に対する協力及び市施策への協力に努めるものとする事。（第8条関係）

### 9 大学等の役割

大学等は、中小企業者等の研究開発等の取組に対する協力及び市施策への協力に努めるものとする事。（第9条関係）

### 10 市民の理解及び協力

市民は、中小企業の振興への理解、中小企業者等の健全な発展への協力及び市施策への協力に努めるものとする事。（第10条関係）

11 市の施策の基本方針

市は、中小企業者等に応じた経営基盤の強化及び成長、創業及び事業承継の支援並びに域内における需要の創出及び経済の循環を促進することにより中小企業の振興に関する施策を講ずるものとする。 (第11条関係)

12 委任

この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定めること。(第12条関係)

13 附則

- (1) この条例は、令和4年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) 豊岡市商業者等によるまちづくり推進条例を廃止すること。(附則第2項関係)





第20号議案

豊岡市下水道条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月25日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

下水道法施行令の改正に伴い、引用する規定の条番号を改めるため。



豊岡市条例第 号

豊岡市下水道条例の一部を改正する条例

豊岡市下水道条例（平成17年豊岡市条例第192号）の一部を次のように改正する。  
第3条の4中「第17条の10」を「第17条の13」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 豊岡市下水道条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の内容

下水道法施行令の改正により引用する規定の条番号を改めること。(第3条の4関係)

### 2 附則

この条例は、公布の日から施行すること。

豊岡市下水道条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（都市下水路の構造及び維持管理の基準）</p> <p>第3条の4 法第28条第2項の規定による条例で定める都市下水路の構造及び維持管理の基準は、<u>令第17条の10</u>及び第18条に定める基準をもって、その基準とする。</p>	<p>（都市下水路の構造及び維持管理の基準）</p> <p>第3条の4 法第28条第2項の規定による条例で定める都市下水路の構造及び維持管理の基準は、<u>令第17条の13</u>及び第18条に定める基準をもって、その基準とする。</p>



第21号議案

豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正  
する条例制定について

豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を  
次のように定める。

令和4年2月25日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

(理由)

農業集落排水施設の処理区の一部を公共下水道の処理区に統合するため。





豊岡市条例第 号

豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第194号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表田鶴野地区の項から五荘大浜地区の項までを削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

農業集落排水施設の処理区の田鶴野地区、神美南部地区及び五荘大浜地区を公共下水道の処理区に統合すること。(別表関係)

2 附則

この条例は、令和4年4月1日から施行すること。

豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行				改正後（案）			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
1 農業集落排水施設				1 農業集落排水施設			
処理区		処理場		処理区		処理場	
名称	区域	名称	位置	名称	区域	名称	位置
畑上地区	略	略	略	畑上地区	略	略	略
田鶴野地区	船町 山本 森 金剛寺 野上 下鶴井 赤石	田鶴野浄化センター	豊岡市下鶴井954番地の1				
神美南部地区	下鉢山 上鉢山 長谷 倉見	神美南部浄化センター	豊岡市長谷211番地				
五荘大浜地区	森津の一部 滝新堂 岩熊 江野	五荘大浜浄化センター	豊岡市森津760番地の1				
結地区 ～ 河本地区	略	略	略	結地区 ～ 河本地区	略	略	略
2～5 略				2～5 略			



## 第22号議案

### 令和3年度豊岡市一般会計補正予算（第19号）

令和3年度豊岡市の一般会計補正予算（第19号）は、次に定めるところによる。

#### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ658,477千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53,224,458千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

#### （繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

#### （債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加、廃止及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

#### （地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

令和4年2月25日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市 税		9,143,255	188,000	9,331,255
	1. 市 民 税	3,704,700	168,000	3,872,700
	2. 固 定 資 産 税	4,585,655	△25,000	4,560,655
	4. 市 た ば こ 税	466,000	60,000	526,000
	7. 入 湯 税	76,000	△15,000	61,000
12. 地 方 交 付 税		17,319,806	632,697	17,952,503
	1. 地 方 交 付 税	17,319,806	632,697	17,952,503
14. 分 担 金 及 び 負 担 金		192,762	△10,915	181,847
	1. 分 担 金	12,378	1,044	13,422
	2. 負 担 金	180,384	△11,959	168,425
15. 使 用 料 及 び 手 数 料		756,107	△26,451	729,656
	1. 使 用 料	545,680	△24,931	520,749
	2. 手 数 料	210,427	△1,520	208,907
16. 国 庫 支 出 金		8,675,950	△26,906	8,649,044
	1. 国 庫 負 担 金	2,990,370	△27,219	2,963,151
	2. 国 庫 補 助 金	5,646,165	313	5,646,478
17. 県 支 出 金		3,223,787	△59,694	3,164,093
	1. 県 負 担 金	1,677,271	1,626	1,678,897
	2. 県 補 助 金	1,253,765	△96,774	1,156,991
	3. 委 託 金	292,751	35,454	328,205
18. 財 産 収 入		91,720	6,582	98,302
	1. 財 産 運 用 収 入	54,589	△7,907	46,682
	2. 財 産 売 払 収 入	37,131	14,489	51,620
19. 寄 附 金		1,232,770	△1,900	1,230,870
	1. 寄 附 金	1,232,770	△1,900	1,230,870
20. 繰 入 金		3,025,921	△1,002,638	2,023,283
	1. 特 別 会 計 繰 入 金	183,889	△2,473	181,416
	2. 基 金 繰 入 金	2,842,032	△1,000,165	1,841,867

一般会計

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
21. 繰越金		974,525	194,172	1,168,697
	1. 繰越金	974,525	194,172	1,168,697
22. 諸収入		1,695,694	△59,524	1,636,170
	3. 貸付金元利収入	566,391	265	566,656
	5. 雑収入	1,112,518	△59,789	1,052,729
23. 市債		4,731,200	△491,900	4,239,300
	1. 市債	4,731,200	△491,900	4,239,300
歳入合計		53,882,935	△658,477	53,224,458

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 議 会 費		270,204	△14,892	255,312
	1. 議 会 費	270,204	△14,892	255,312
2. 総 務 費		9,009,038	68,198	9,077,236
	1. 総 務 管 理 費	8,174,680	89,232	8,263,912
	2. 徴 税 費	325,315	△1,848	323,467
	3. 戸籍住民基本台帳費	259,606	1,665	261,271
	4. 選 挙 費	218,441	△18,978	199,463
	5. 統 計 調 査 費	5,702	△1,527	4,175
	6. 監 査 委 員 費	25,294	△346	24,948
3. 民 生 費		15,990,860	△206,888	15,783,972
	1. 社 会 福 祉 費	5,191,795	10,441	5,202,236
	2. 老 人 福 祉 費	3,402,384	△68,917	3,333,467
	3. 児 童 福 祉 費	6,521,062	△147,996	6,373,066
	4. 生 活 保 護 費	875,619	△416	875,203
4. 衛 生 費		5,187,446	△100,323	5,087,123
	1. 保 健 衛 生 費	4,669,839	△75,291	4,594,548
	2. 清 掃 費	517,607	△25,032	492,575
5. 労 働 費		64,821	△238	64,583
	1. 労 働 諸 費	64,821	△238	64,583
6. 農 林 水 産 業 費		1,704,949	△36,808	1,668,141
	1. 農 業 費	1,403,710	46,945	1,450,655
	2. 林 業 費	236,327	△81,618	154,709
	3. 水 産 業 費	64,912	△2,135	62,777
7. 商 工 費		1,903,155	△68,403	1,834,752
	1. 商 工 費	1,903,155	△68,403	1,834,752
8. 土 木 費		6,030,277	△13,199	6,017,078
	1. 土 木 管 理 費	716,292	△14,500	701,792
	2. 道 路 橋 り よ う 費	2,077,602	△10,850	2,066,752

一般会計



(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3.河川費	55,803	△1,000	54,803
	4.港湾費	11,167	△4,352	6,815
	5.都市計画費	2,952,876	34,342	2,987,218
	6.住宅費	216,537	△16,839	199,698
9.消防費		2,302,449	△116,493	2,185,956
	1.消防費	2,302,449	△116,493	2,185,956
10.教育費		4,345,763	△149,979	4,195,784
	1.教育総務費	895,020	△14,977	880,043
	2.小学校費	919,424	△38,757	880,667
	3.中学校費	378,725	△10,940	367,785
	4.幼稚園費	297,405	△6,716	290,689
	5.社会教育費	812,033	△61,471	750,562
	6.保健体育費	1,043,156	△17,118	1,026,038
11.災害復旧費		33,000	△20,752	12,248
	1.農林水産業施設災害復旧費	33,000	△20,752	12,248
13.諸支出金		76,545	1,300	77,845
	1.普通財産取得費	76,545	1,300	77,845
歳出合計		53,882,935	△658,477	53,224,458

第 2 表 繰越明許費補正

追 加		(単位 千円)	
款	項	事業名	金額
2. 総務費	3. 戸籍住民基 本台帳費	戸籍住民基本台帳事務費	4,966
3. 民生費	3. 児童福祉費	児童手当支給事務費	3,025
6. 農林水産業費	1. 農業費	基盤整備促進事業	52,000
		地籍調査事業	66,244
7. 商工費	1. 商工費	商工振興事業	20,000
		玄武洞公園整備事業	125,881
8. 土木費	1. 土木管理費	土木総務費	5,500
		内水処理事業	106,160
		排水機樋門管理費	32,000
	2. 道路橋りょう費	道路維持事業	140,142
		市単独事業(道路)	4,000
		池上日吉線道路改良事業	69,114
		風早線道路改良事業	12,204
		橋りょう長寿命化事業	175,780
		栃江橋整備事業	99,600
		上野橋整備事業	104,013
		雪害対策事業	2,500
	生活道路排水路整備事業	6,300	
	3. 河川費	河川改良事業	5,000
	5. 都市計画費	Weぶらざ整備事業	28,200
公園施設長寿命化事業		36,000	

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
9. 消防費	1. 消防費	消火栓管理費	1,000
10. 教育費	2. 小学校費	学校施設管理費	2,677
		学校施設整備事業	5,801
	3. 中学校費	学校施設管理費	2,215
		図書館管理費	3,850
		出石多目的ホール管理費	6,918
5. 社会教育費	図書館管理費	3,850	
	出石多目的ホール管理費	6,918	
11. 災害復旧費	1. 農林水産業施設 災害復旧費	農地農業用施設災害復旧事業	6,752
計			1,127,842

変更

(単位 千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
6. 農林水産業費	1. 農業費	農業振興事業	29,035	36,285
計			29,035	36,285

### 第 3 表 債務負担行為補正

追 加 (単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
総合健康ゾーン整備運営事業	令和4年度から 令和6年度まで	960
計		960

廃 止 (単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
農業経営基盤強化資金利子補給事業 (令和3年度事業分)	令和4年度から 令和12年度まで	825
計		825

変 更 (単位 千円)

事 項	期 間		限 度 額	
	補 正 前	補 正 後	補 正 前	補 正 後
美しい村づくり資金利子補給事業 (令和3年度事業分)	令和4年度から 令和10年度まで	同 左	1,427	824
豊かな海づくり資金利子補給事業 (令和3年度事業分)	令和4年度から 令和10年度まで	同 左	2,308	834
玄武洞公園指定管理料	令和4年度から 令和6年度まで	同 左	60,600	56,237
計			64,335	57,895

## 第 4 表 地方債補正

追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
清掃施設整備事業費 〔北但ごみ処理施設〕	1,700 〔 1,700 〕	当初予算 記載のとおり	当初予算 記載のとおり	当初予算 記載のとおり
計	1,700			

変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
バス交通対策事業費 〔イナカー〕	15,300 〔 15,300 〕	13,300 〔 13,300 〕
鉄道交通対策事業費 〔京都丹後鉄道軌道安全輸送設備等〕	15,400 〔 15,400 〕	11,100 〔 11,100 〕
コミュニティセンター整備事業費 〔新田地区コミュニティセンター〕	57,600 〔 57,600 〕	58,100 〔 58,100 〕
水道施設整備事業費 〔一般会計出資債〕	25,500 〔 25,500 〕	10,000 〔 10,000 〕
土地改良事業費 〔下鶴井地区〕	83,000 〔 3,600 〕	95,800 〔 4,200 〕
〔内町地区〕	〔 3,200 〕	〔 8,400 〕
〔農免農道〕	〔 3,500 〕	〔 2,500 〕
〔トンネル照明〕	〔 20,400 〕	〔 17,100 〕
〔基幹農道長寿命化事業〕	〔 22,500 〕	〔 23,800 〕
〔農道橋耐震化事業〕	〔 5,600 〕	〔 12,800 〕
〔農道橋長寿命化事業〕	〔 12,200 〕	〔 15,000 〕
治山事業費	23,100	18,900
〔林地崩壊対策事業〕	〔 23,100 〕	〔 18,900 〕
観光施設整備事業費	193,500	190,000
〔竹野川湊館〕	〔 13,100 〕	〔 11,400 〕
〔但東シルク温泉やまびこ〕	〔 7,700 〕	〔 5,900 〕
急傾斜地崩壊対策事業費	49,300	48,900

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
土 木 管 理 事 業 費	50,100	35,500
〔 江 原 樋 管 〕	〔 11,300 〕	〔 3,500 〕
〔 宮 島 排 水 ポ ン プ 〕	〔 38,800 〕	〔 32,000 〕
道 路 整 備 事 業 費	211,000	205,500
〔 道 路 維 持 事 業 〕	〔 69,700 〕	〔 64,200 〕
橋 り よ う 整 備 事 業 費	330,500	332,100
〔 橋 り よ う 長 寿 命 化 事 業 〕	〔 130,100 〕	〔 131,700 〕
公 園 整 備 事 業 費	35,100	53,100
〔 公 園 施 設 長 寿 命 化 事 業 〕	〔 35,100 〕	〔 53,100 〕
都 市 計 画 施 設 整 備 事 業 費	173,700	184,200
〔 W e ぶ ら ざ 〕	〔 173,700 〕	〔 184,200 〕
消 防 防 災 施 設 整 備 事 業 費	198,500	167,000
〔 消 防 ポ ン プ 自 動 車 〕	〔 72,600 〕	〔 69,700 〕
〔 防 火 水 槽 〕	〔 54,500 〕	〔 27,500 〕
〔 指 揮 車 〕	〔 11,300 〕	〔 9,700 〕
消 防 防 災 設 備 整 備 事 業 費	493,900	441,200
〔 消 防 指 令 セ ン タ ー 〕	〔 493,900 〕	〔 441,200 〕
公 立 小 学 校 整 備 事 業 費	279,400	248,400
〔 非 構 造 部 材 等 耐 震 化 事 業 〕	〔 269,100 〕	〔 238,100 〕
公 立 中 学 校 整 備 事 業 費	83,000	71,800
〔 豊 岡 北 中 学 校 〕	〔 0 〕	〔 3,800 〕
〔 但 東 中 学 校 〕	〔 83,000 〕	〔 68,000 〕
保 健 体 育 施 設 整 備 事 業 費	33,300	29,400
〔 日 高 小 学 校 夜 間 照 明 〕	〔 14,700 〕	〔 10,800 〕
補 助 災 害 復 旧 事 業 費	5,400	100
〔 農 地 農 業 用 施 設 〕	〔 5,400 〕	〔 100 〕
単 独 災 害 復 旧 事 業 費	4,000	1,500
〔 農 地 農 業 用 施 設 〕	〔 4,000 〕	〔 1,500 〕
臨 時 財 政 対 策 債	1,257,500	913,000
過 疎 対 策 事 業 費 (過疎地域持続的発展特別事業分)	135,700	131,300
計	4,731,200	4,237,600

令和 3 年 度 豊 岡 市 一 般 会 計  
補 正 予 算 ( 第 19 号 ) に 関 する 説 明 書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 市 税	9,143,255	188,000	9,331,255
12. 地 方 交 付 税	17,319,806	632,697	17,952,503
14. 分 担 金 及 び 負 担 金	192,762	△10,915	181,847
15. 使 用 料 及 び 手 数 料	756,107	△26,451	729,656
16. 国 庫 支 出 金	8,675,950	△26,906	8,649,044
17. 県 支 出 金	3,223,787	△59,694	3,164,093
18. 財 産 収 入	91,720	6,582	98,302
19. 寄 附 金	1,232,770	△1,900	1,230,870
20. 繰 入 金	3,025,921	△1,002,638	2,023,283
21. 繰 越 金	974,525	194,172	1,168,697
22. 諸 収 入	1,695,694	△59,524	1,636,170
23. 市 債	4,731,200	△491,900	4,239,300
歳 入 合 計	53,882,935	△658,477	53,224,458





(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 議会費	270,204	△14,892	255,312
2. 総務費	9,009,038	68,198	9,077,236
3. 民生費	15,990,860	△206,888	15,783,972
4. 衛生費	5,187,446	△100,323	5,087,123
5. 労働費	64,821	△238	64,583
6. 農林水産業費	1,704,949	△36,808	1,668,141
7. 商工費	1,903,155	△68,403	1,834,752
8. 土木費	6,030,277	△13,199	6,017,078
9. 消防費	2,302,449	△116,493	2,185,956
10. 教育費	4,345,763	△149,979	4,195,784
11. 災害復旧費	33,000	△20,752	12,248
13. 諸支出金	76,545	1,300	77,845
歳出合計	53,882,935	△658,477	53,224,458

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			△14,892
△6,989	△10,200	△64,053	149,440
△78,833		△24,032	△104,023
△4,633	△13,800	△20,756	△61,134
			△238
12,716	8,600	△29,449	△28,675
40,858	△3,500	△16,666	△89,095
4,341	9,600	△11,560	△15,580
△4,192	△84,200	△17,680	△10,421
△39,484	△46,100	△10,632	△53,763
△10,384	△7,800	248	△2,816
		1,300	
△86,600	△147,400	△193,280	△231,197

2. 歳 入

(款) 1. 市税

(項) 1. 市民税

目	補正前の額	補正額	計
1. 個人	3,289,000	38,000	3,327,000
2. 法人	415,700	130,000	545,700
計	3,704,700	168,000	3,872,700

(款) 1. 市税

(項) 2. 固定資産税

目	補正前の額	補正額	計
1. 固定資産税	4,568,000	△25,000	4,543,000
計	4,585,655	△25,000	4,560,655

(款) 1. 市税

(項) 4. 市たばこ税

目	補正前の額	補正額	計
1. 市たばこ税	466,000	60,000	526,000
計	466,000	60,000	526,000

(款) 1. 市税

(項) 7. 入湯税

目	補正前の額	補正額	計
1. 入湯税	76,000	△15,000	61,000
計	76,000	△15,000	61,000

(款) 12. 地方交付税

(項) 1. 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計
1. 地方交付税	17,319,806	632,697	17,952,503
計	17,319,806	632,697	17,952,503

一般会計

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 現 年 課 税 分	40,000	現年課税分	40,000
2. 滞 納 繰 越 分	△2,000	滞納繰越分	△2,000
1. 現 年 課 税 分	130,000	現年課税分	130,000

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2. 滞 納 繰 越 分	△25,000	滞納繰越分	△25,000

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 現 年 課 税 分	60,000	現年課税分	60,000

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 現 年 課 税 分	△15,000	現年課税分	△15,000

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 地 方 交 付 税	632,697	普通交付税	632,697

## (款) 14. 分担金及び負担金

## (項) 1. 分担金

目	補正前の額	補正額	計
3. 農林水産業費分担金	5,188	592	5,780
4. 土木費分担金	7,190	204	7,394
5. 災害復旧費分担金	0	248	248
計	12,378	1,044	13,422

## (款) 14. 分担金及び負担金

## (項) 2. 負担金

目	補正前の額	補正額	計
3. 民生費負担金	177,874	△11,959	165,915
計	180,384	△11,959	168,425

## (款) 15. 使用料及び手数料

## (項) 1. 使用料

目	補正前の額	補正額	計
2. 総務使用料	47,376	△1,082	46,294
4. 衛生使用料	21,719	△220	21,499
6. 商工使用料	10,827	△4,313	6,514
7. 土木使用料	346,682	△14,890	331,792

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 農業費分担金	625	基盤整備事業費分担金	625
2. 林業費分担金	△33	治山事業費分担金	△33
1. 土木管理費分担金	204	急傾斜地崩壊対策事業費分担金	204
1. 農林水産業施設災害復旧費分担金	248	農地農業用施設災害復旧事業費分担金	248

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2. 老人福祉費負担金	△2,902	老人福祉法第28条収入	△2,902
3. 児童福祉費負担金	△9,057	特定教育・保育施設利用者負担金 現年度分	△9,057 △9,057

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 総務管理使用料	△1,082	行政財産目的外使用料 有償旅客運送使用料 城崎国際アートセンター使用料 コミュニティセンター使用料	698 △430 △900 △450
1. 保健衛生使用料	△220	総合健康ゾーン駐車場使用料	△220
1. 商工使用料	△4,313	城崎文芸館特別観覧料 温泉使用料 竹野温泉 神鍋温泉 出石温泉	△1 △4,312 △232 △720 △3,360
3. 都市計画使用料	△6,434	駐車場使用料 江原駅周辺駐車場 出石西の丸駐車場 出石庁舎南側駐車場 出石鉄砲町駐車場	△6,434 △400 △1,522 △1,421 △3,091
4. 住宅使用料	△8,456	現年度分 公営住宅使用料	△7,625 △6,233

## (款) 15. 使用料及び手数料

## (項) 1. 使用料

目	補正前の額	補正額	計
(土木使用料)			
8. 教育使用料	18,635	△4,426	14,209
計	545,680	△24,931	520,749

## (款) 15. 使用料及び手数料

## (項) 2. 手数料

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務手数料	40,808	△782	40,026
3. 衛生手数料	167,842	△738	167,104
計	210,427	△1,520	208,907



(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
(住 宅 使 用 料)		特公賃住宅使用料 移住促進住宅使用料 滞納繰越分 公営住宅使用料 市営住宅駐車場使用料 高屋住宅 塩津住宅 今森住宅 一本松住宅 上山住宅 元薬師2号住宅 福住住宅 元薬師1号住宅	115 △1,507 △3 △3 △828 △97 △51 △425 △153 △14 △35 △41 △12
1. 小 学 校 使 用 料	△501	学校施設使用料	△501
2. 中 学 校 使 用 料	△19	学校施設使用料	△19
4. 社 会 教 育 使 用 料	△3,256	豊岡市民会館使用料 歴史博物館入館料 日本・モンゴル民族博物館入館料 美術館入館料	△3,410 △200 589 △235
5. 保 健 体 育 使 用 料	△650	神美台スポーツ公園使用料 城崎ボートセンター使用料	△600 △50

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3. 戸籍住民基本台帳手 数 料	△782	戸籍手数料 住民基本台帳手数料 印鑑証明手数料	856 △585 △1,053
2. 清 掃 手 数 料	△738	ごみ処理手数料 家庭系廃棄物 し尿処理手数料 汲取手数料 処分手数料	1,584 1,584 △2,322 △1,660 △662

## (款) 16. 国庫支出金

## (項) 1. 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
3. 民生費国庫負担金	2,744,344	△26,515	2,717,829
4. 衛生費国庫負担金	246,026	△704	245,322
計	2,990,370	△27,219	2,963,151

## (款) 16. 国庫支出金

## (項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費国庫補助金	73,589	4,224	77,813
2. 民生費国庫補助金	3,788,345	△27,214	3,761,131
3. 衛生費国庫補助金	276,214	102	276,316

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 社会福祉費負担金	10,153	特別障害者手当等給付費負担金 国民健康保険基盤安定費負担金 障害者(児)自立支援給付費負担金 生活困窮者自立相談支援事業等負担金	△1,627 3,590 11,062 △2,872
2. 老人福祉費負担金	105	低所得者保険料軽減負担金	105
3. 児童福祉費負担金	△36,773	母子生活支援施設措置費負担金 児童扶養手当給付費負担金 児童手当負担金	△1,192 △6,170 △29,411
1. 保健衛生費負担金	△704	養育医療事業費負担金	△704

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 総務管理費補助金	4,580	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	4,580
3. 国立公園等資源整備事業費補助金	△356	野生動物観光促進事業費補助金	△356
1. 社会福祉費補助金	△12,865	障害者地域生活支援事業費補助金 新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金	△165 △12,700
2. 老人福祉費補助金	△233	社会資本整備総合交付金 人生いきいき住宅助成事業費	△233 △233
3. 児童福祉費補助金	△14,044	母子家庭等対策総合支援事業費補助金 延長保育事業費補助金 一時預かり事業費補助金 認定こども園特別支援教育・保育事業費補助金 子育て短期支援事業費補助金 養育支援訪問事業費補助金 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業費補助金 子どものための教育・保育給付交付金 保育所等業務効率化推進事業費補助金 保育環境改善等事業費補助金 保育体制強化事業費補助金 子育てのための施設等利用給付交付金 保育利用支援事業費補助金 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金	△1,185 △76 △907 △522 △43 △120 △22 △2,337 △739 △716 △2,210 △1,852 △4,465 1,150
4. 生活保護費補助金	△72	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	△72
1. 保健衛生費補助金	102	循環型社会形成推進交付金 がん検診推進事業費補助金 緊急風しん抗体検査等事業費補助金	△264 △232 △688

## (款) 16. 国庫支出金

## (項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
(衛生費国庫補助金)			
6. 土木費国庫補助金	455,940	11,242	467,182
7. 消防費国庫補助金	4,105	△2,105	2,000
8. 教育費国庫補助金	188,276	△27,471	160,805
21. 地方創生臨時交付金	622,355	41,535	663,890
計	5,646,165	313	5,646,478

## (款) 17. 県支出金

## (項) 1. 県負担金

目	補正前の額	補正額	計
2. 民生費県負担金	1,673,891	1,700	1,675,591

一般会計

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
(保健衛生費補助金)		健(検)診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業費補助金 感染症対策特別促進事業費補助金	1,030 256
1. 道路橋りょう費補助金	0	道路メンテナンス事業費補助金 道路維持事業費 橋りょう長寿命化事業費	0 △1,085 1,085
3. 都市計画費補助金	18,000	社会資本整備総合交付金 公園施設長寿命化事業費	18,000 18,000
4. 住宅費補助金	△6,758	社会資本整備総合交付金 簡易耐震診断推進事業費 公営住宅等ストック総合改善事業費 民間住宅耐震改修助成事業費 老朽危険空家対策事業費	△6,758 △520 △3,183 △3,000 △55
1. 消防費補助金	△2,105	社会資本整備総合交付金 がけ地近接等危険住宅移転事業費	△2,105 △2,105
2. 小学校費補助金	△2,424	特別支援教育就学児童奨励費補助金 公立学校情報機器整備費補助金	△523 △1,901
3. 中学校費補助金	596	特別支援教育就学生徒奨励費補助金 学校施設環境改善交付金 公立学校情報機器整備費補助金	△223 1,933 △1,114
5. 社会教育費補助金	△25,643	埋蔵文化財発掘調査費補助金 史跡等購入費補助金 文化芸術振興費補助金	△150 △25,560 67
1. 地方創生臨時交付金	41,535	地方創生臨時交付金	41,535

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 社会福祉費負担金	22,390	国民健康保険基盤安定費負担金 保険税軽減基準額 保険者支援基準額 障害者(児)自立支援給付費負担金	14,808 13,012 1,796 7,582
2. 老人福祉費負担金	△6,831	後期高齢者医療保険基盤安定費負担金 低所得者保険料軽減負担金	△6,883 52
3. 児童福祉費負担金	△13,859	教育・保育給付費負担金 母子生活支援施設措置費負担金 児童手当負担金 子育てのための施設等利用給付費負担金	△6,461 △596 △6,019 △783

## (款) 17. 県支出金

## (項) 1. 県負担金

目	補正前の額	補正額	計
3. 衛生費県負担金	1,344	△74	1,270
計	1,677,271	1,626	1,678,897

## (款) 17. 県支出金

## (項) 2. 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費県補助金	34,316	△5,322	28,994
2. 民生費県補助金	361,091	△25,915	335,176
3. 衛生費県補助金	14,917	△4,160	10,757
5. 農林水産業費県補助金	728,579	△45,441	683,138

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 保健衛生費負担金	△74	養育医療事業費負担金	△74

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 総務管理費補助金	△5,322	地域再生大作戦事業費補助金 空き家活用支援事業費補助金	△1,322 △4,000
1. 社会福祉費補助金	△294	民生委員・児童委員活動費用弁償費等補助金 地域活動支援センター基礎的事業費補助金 障害者地域生活支援事業費補助金 障害者自立支援利用者支援費補助金 在宅重症心身障害児(者)訪問看護支援事業費補助金 在宅重度肢体不自由児(者)訪問リハビリ支援事業費補助金	△120 △301 677 63 △393 △220
2. 老人福祉費補助金	△21,397	老人クラブ活動費補助金 活動強化推進事業 老人クラブ連合会事業 単位老人クラブ 人生いきいき住宅助成事業費補助金 地域介護拠点整備費補助金 訪問看護師・訪問介護員安全確保・離職防止対策事業費補助金 定期巡回・随時対応サービス事業者参入促進事業費補助金	△370 △176 △54 △140 △131 △19,926 △345 △625
3. 児童福祉費補助金	△4,224	延長保育促進事業費補助金 ひょうご保育料軽減事業費補助金 一時預かり事業費補助金 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業費補助金 養育支援訪問事業費補助金 認定こども園特別支援教育・保育事業費補助金 実費徴収に係る補足給付事業費補助金 子育て短期支援事業費補助金 保育体制強化事業費補助金 保育教諭のための資格・免許取得支援事業費補助金	△1,789 △195 △1,173 △22 △120 △522 △30 △43 △377 47
1. 保健衛生費補助金	△4,160	健康増進事業費補助金 自殺対策強化市町補助事業費補助金 不育症治療支援事業費補助金	△3,742 △368 △50
1. 農業費補助金	6,636	農業経営基盤強化資金利子補給事業費補助金 中山間地域等直接支払交付金 多面的機能支払交付金 地籍調査事業費補助金 環境保全型農業直接支払推進交付金 経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金	△34 △128 △3,301 29,868 △1,135 △446

## (款) 17. 県支出金

## (項) 2. 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
(農林水産業費県補助金)			
7. 土木費県補助金	2,232	△502	1,730
9. 教育費県補助金	48,047	△2,963	45,084
10. 災害復旧費県補助金	17,000	△10,384	6,616
12. 消防費県補助金	2,140	△2,087	53
計	1,253,765	△96,774	1,156,991

## (款) 17. 県支出金

## (項) 3. 委託金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費委託金	217,181	△15,239	201,942
4. 農林水産業費委託金	33,068	57,092	90,160
6. 土木費委託金	25,377	△6,399	18,978



(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
(農業費補助金)		人・農地問題解決加速化支援事業費補助金 新規就農総合支援事業費補助金 農村地域防災減災事業費補助金 鳥獣被害防止総合対策事業費補助金 法人化促進総合対策事業費補助金 農業水路等長寿命化・防災減災事業費補助金 担い手確保・経営強化支援交付金 農山漁村振興交付金 雪害施設復旧補助事業費補助金	△150 △1,065 1,436 △2,040 △602 △8,701 7,250 △10,089 △4,227
2. 林業費補助金	△50,452	森林環境保全整備事業費補助金 森林病虫害等防除事業費補助金 治山事業費補助金 緊急防災林整備事業費補助金 混交林整備事業費補助金	△11,839 △83 △2,205 △21,783 △14,542
3. 水産業費補助金	△1,625	並型魚礁設置事業費補助金	△1,625
5. 住宅費補助金	△502	簡易耐震診断推進事業費補助金 民間住宅耐震改修助成事業費補助金 老朽危険空家対策事業費補助金 住宅新築資金等貸付金償還推進助成事業費補助金	△233 △250 △28 9
2. 小学校費補助金	△759	環境体験事業及び自然学校推進事業交付金	△759
5. 社会教育費補助金	△2,204	埋蔵文化財発掘調査費補助金 史跡等購入費補助金	△75 △2,129
1. 農林水産業施設災害復旧費補助金	△10,384	農地農業用施設災害復旧費補助金	△10,384
2. 災害対策費補助金	△2,087	住宅・建築物の土砂災害対策支援事業費補助金 マイ避難カード作成支援モデル事業費補助金	△2,052 △35

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
4. 選挙費委託金	△13,779	兵庫県知事選挙事務委託金 衆議院議員選挙費事務委託金	△6,164 △7,615
5. 統計調査費委託金	△1,460	経済センサス調査事務委託金	△1,460
1. 農業費委託金	57,092	基盤整備促進事業委託金	57,092
1. 土木管理費委託金	△2,047	公共用地取得事務委託金	△2,047
4. 港湾費委託金	△4,352	海岸環境整備事業委託金	△4,352

## (款) 17. 県支出金

## (項) 3. 委託金

目	補正前の額	補正額	計
計	292,751	35,454	328,205

## (款) 18. 財産収入

## (項) 1. 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計
2. 利子及び配当金	26,727	△7,907	18,820
計	54,589	△7,907	46,682

## (款) 18. 財産収入

## (項) 2. 財産売払収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 不動産売払収入	34,469	14,558	49,027
4. 生産物売払収入	792	△69	723
計	37,131	14,489	51,620

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2. 基金運用利子	△7,907	財政調整基金利子 市債管理基金利子 福祉基金利子 水と土保全対策基金利子 奨学基金利子 植村直己顕彰基金利子 仲田光成記念基金利子 東井義雄遺徳顕彰基金利子 交通遺児奨学基金利子 被災者生活再建支援基金利子 地域振興基金利子 暴力団対策基金利子 公共施設整備基金利子 学校教育施設整備基金利子 森林環境基金利子	△9,900 250 120 2 13 4 1 3 2 140 550 1 900 2 5

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 土地売払収入	13,673	土地売払収入	13,673
3. 立木売払収入	885	立木売払収入	885
1. 生産物売払収入	△69	電力売払収入 今森住宅太陽光発電 豊岡地区コミュニティセンター太陽光発電 奈佐地区コミュニティセンター太陽光発電 福住地区コミュニティセンター太陽光発電 小野地区コミュニティセンター太陽光発電 三方地区コミュニティセンター太陽光発電 清滝地区コミュニティセンター太陽光発電 国府地区コミュニティセンター太陽光発電 竹野南地区コミュニティセンター太陽光発電	△69 1 △2 △1 △1 △23 △13 △5 △16 △9

## (款) 19. 寄附金

## (項) 1. 寄附金

目	補正前の額	補正額	計
2. 総務費寄附金	1,228,040	△2,000	1,226,040
8. 教育費寄附金	1,500	100	1,600
計	1,232,770	△1,900	1,230,870

## (款) 20. 繰入金

## (項) 1. 特別会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
7. 太陽光発電事業特別会計繰入金	57,131	△2,473	54,658
計	183,889	△2,473	181,416

## (款) 20. 繰入金

## (項) 2. 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 財政調整基金繰入金	1,738,742	△927,442	811,300
3. 福祉基金繰入金	21,000	△6,020	14,980
6. コウノトリ基金繰入金	21,099	△450	20,649
9. 仲田光成記念基金繰入金	313	△153	160
13. 地域振興基金繰入金	417,920	△46,200	371,720
16. 公共施設整備基金繰入金	325,700	△19,900	305,800
計	2,842,032	△1,000,165	1,841,867

## (款) 21. 繰越金

## (項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	974,525	194,172	1,168,697
計	974,525	194,172	1,168,697

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 総務管理費寄附金		△2,000	企業版ふるさと応援寄附金 △2,000
4. 社会教育費寄附金		100	社会教育事業費寄附金 100

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 太陽光発電事業特別会計繰入金		△2,473	太陽光発電事業特別会計繰入金 △2,473

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 財政調整基金繰入金		△927,442	財政調整基金繰入金 △927,442
1. 福祉基金繰入金		△6,020	福祉基金繰入金 △6,020
1. コウノトリ基金繰入金		△450	コウノトリ基金繰入金 △450
1. 仲田光成記念基金繰入金		△153	仲田光成記念基金繰入金 △153
1. 地域振興基金繰入金		△46,200	地域振興基金繰入金 △46,200
1. 公共施設整備基金繰入金		△19,900	公共施設整備基金繰入金 △19,900

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 前年度繰越金		194,172	前年度繰越金 194,172

## (款) 22. 諸収入

## (項) 3. 貸付金元利収入

目	補正前の額	補正額	計
5. 土木費貸付金元利収入	1,409	265	1,674
計	566,391	265	566,656

## (款) 22. 諸収入

## (項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計
6. 雑入	1,111,682	△59,789	1,051,893

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区分				
2.	住宅資金貸付金元利収入	265	住宅改修資金貸付金元利収入 元金 利子 住宅新築資金貸付金元利収入 元金 利子 宅地取得資金貸付金元利収入 元金 利子	46 37 9 159 104 55 60 54 6

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区分				
1.	実費弁償金	△14,974	保育所弁償金 各種検診弁償金 健康診査 腹部超音波検査 歯周病検診 胃がん検診 子宮がん検診 肺がん検診 乳がん検診 大腸がん検診 前立腺がん検診 喀たん検診 肝炎ウイルス検診	△1,520 △13,454 △17 △324 △42 △4,160 △2,076 △2,515 △1,197 △1,908 △1,041 △22 △152
3.	雑入	△44,815	設計図書等資料代 広告料 パンフレット エレベーター 頒布代 植村直己冒険館グッズ 美術館グッズ 私用電話料 事務取扱手数料 仲田光成氏作品貸付事務手数料 委託販売手数料 日本・モンゴル民族博物館 美術館「伊藤清永記念館」 他会計負担分消耗品等 派遣職員給与費等負担金 北但行政事務組合 但馬広域行政事務組合 宮城県南三陸町 兵庫県後期高齢者医療広域連合 兵庫県市長会 兵庫県航空隊	△30 138 △6 144 293 443 △150 △10 △506 △506 321 171 150 △1,812 △525 262 △2,600 △650 △1,362 1,728 2,097

(款) 22. 諸収入

(項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計
(雑 入)			



節		説	明
区	分		
(雑	入)	受益者負担金	△2,404
		外国語指導助手住宅費	△2,404
		参加者負担金	△321
		日本・モンゴル民族博物館教室	△100
		栄養改善教室	△42
		イベント等入場料	△38
		子育てセンター事業	△141
		利用者負担金	△279
		産前・産後サポーター派遣	△120
		産前・産後サポーター派遣(養育支援訪問)	△29
		子育て短期支援事業	△130
		光熱水費等使用者負担金	△6,365
		本庁	920
		総合健康ゾーン健康増進施設	△7,300
		城崎ボートセンター	15
		保育所給食費負担金	132
		認定こども園給食費負担金	△1,025
		事業負担金	△4,696
		埋蔵文化財発掘調査費負担金	△1,497
		地域福祉計画策定事業負担金	△666
		豊岡最終処分場負担金	△1,913
		ワークイノベーション推進事業負担金	△650
		ジェンダーギャップ解消地域啓発事業負担金	30
		保険料本人負担金	95
		協議会等負担金	△20,161
		豊岡市野生動物被害対策推進協議会負担金	△20,161
		資機材等使用者負担金	6
		芝刈機	6
		市営住宅共益費	19
		市営住宅負担金	651
		栄町団地駐車場利用者負担金	△6
		市営住宅修繕費負担金	645
		市営住宅訴訟費用負担金	12
		移住促進住宅共益費	△132
		補助金・交付金	△4,634
		森林管理100%作戦推進事業費補助金	△3,195
		トヨタ・モビリティ基金活動助成金	△1,200
		再生エネルギー導入戦略策定費補助金	△374
		後期高齢者医療制度改正広報事業費等補助金	135
		事業協賛金	130
		市民会館自主事業	△50
		オリンピック・パラリンピック	180
		研修費助成金	△152
		市町村振興協会	△152
		消防団員交付金等	20
		災害補償交付金	20
		市民プラザ入場料	△258
		市民会館等入場料	△3,061
		市民会館等	△3,061
		美術展等出展料	△248
		市展	△248
		松くい虫損失補償金	△572
		返納金	571
		児童扶養手当過誤給付返納金	571

## (款) 22. 諸収入

## (項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計
計	1,112,518	△59,789	1,052,729

## (款) 23. 市債

## (項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計
2. 総務債	585,800	△5,800	580,000
4. 衛生債	25,500	△13,800	11,700
6. 農林水産業債	106,100	8,600	114,700
7. 商工債	193,500	△3,500	190,000
8. 土木債	1,253,400	9,600	1,263,000
9. 消防債	692,400	△84,200	608,200

一般会計

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 総務管理債	△5,800	バス交通対策事業債 △2,000 イナカー △2,000 鉄道交通対策事業債 △4,300 京都丹後鉄道軌道安全輸送設備等 △4,300 コミュニティセンター整備事業債 500 新田地区コミュニティセンター 500
1. 保健衛生債	△15,500	水道施設整備事業債 △15,500 一般会計出資債 △15,500
2. 清掃債	1,700	清掃施設整備事業債 1,700 北但ごみ処理施設 1,700
1. 農業債	12,800	土地改良事業債 12,800 下鶴井地区 600 内町地区 5,200 農免農道 △1,000 トンネル照明 △3,300 基幹農道長寿命化事業 1,300 農道橋耐震化事業 7,200 農道橋長寿命化事業 2,800
2. 林業債	△4,200	治山事業債 △4,200 林地崩壊対策事業 △4,200
1. 商工債	△3,500	観光施設整備事業債 △3,500 竹野川湊館 △1,700 但東シルク温泉やまびこ △1,800
1. 土木管理債	△15,000	急傾斜地崩壊対策事業債 △400 土木管理事業債 △14,600 江原樋管 △7,800 宮島排水ポンプ △6,800
2. 道路橋りょう債	△3,900	道路整備事業債 △5,500 道路維持事業 △5,500 橋りょう整備事業債 1,600 橋りょう長寿命化事業 1,600
5. 都市計画債	28,500	公園整備事業債 18,000 公園施設長寿命化事業 18,000 都市計画施設整備事業債 10,500 Weふらざ 10,500
1. 消防債	△84,200	消防防災施設整備事業債 △31,500

## (款) 23. 市債

## (項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計
(消 防 債)			
10. 教 育 債	471,900	△46,100	425,800
11. 災 害 復 旧 債	9,400	△7,800	1,600
14. 臨 時 財 政 対 策 債	1,257,500	△344,500	913,000
15. 過疎対策事業債(過疎地域持続的 発展特別事業分)	135,700	△4,400	131,300
計	4,731,200	△491,900	4,239,300

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
(消 防 債)		消防ポンプ自動車 防火水槽 指揮車 消防防災設備整備事業債 消防指令センター	△2,900 △27,000 △1,600 △52,700 △52,700
2. 小 学 校 債	△31,000	公立小学校整備事業債 非構造部材等耐震化事業	△31,000 △31,000
3. 中 学 校 債	△11,200	公立中学校整備事業債 豊岡北中学校 但東中学校	△11,200 3,800 △15,000
6. 保 健 体 育 債	△3,900	保健体育施設整備事業債 日高小学校夜間照明	△3,900 △3,900
1. 農林水産業施設災害 復 旧 債	△7,800	補助災害復旧事業債 農地農業用施設 単独災害復旧事業債 農地農業用施設	△5,300 △5,300 △2,500 △2,500
1. 臨 時 財 政 対 策 債	△344,500	臨時財政対策債	△344,500
1. 過疎対策事業債（過 疎地域持続的発展特 別 事 業 分 ）	△4,400	過疎対策事業債（過疎地域持続的発展特別事業分）	△4,400

3. 歳 出

(款) 1. 議会費

(項) 1. 議会費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 議 会 費	270,204	△14,892	255,312				△14,892
計	270,204	△14,892	255,312				△14,892

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一 般 管 理 費	2,064,309	6,150	2,070,459	998		△2,854	8,006

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報酬	△611	人件費	△9,800	
		議員報酬	△611	
3. 職員手当等	△7,738	議員期末手当	△7,738	
		議員共済組合負担金	△1,451	
4. 共済費	△1,451	議会管理費【議会事務局】	△639	
		普通旅費	△748	
8. 旅費	△3,382	燃料費	△50	
		業務委託料	329	
10. 需用費	△50	会議録作成業務		
		自動車借上料	△120	
12. 委託料	329	通行料	△50	
		議会運営活動費【議会事務局】	△4,453	
13. 使用料及び賃借料	△170	費用弁償	△2,634	
		負担金	△151	
18. 負担金、補助及び交付金	△1,819	兵庫県議長会	△61	
		播但議長会	△90	
		交付金	△1,668	
		政務活動費	△1,668	

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料	△5,345	人件費	23,670	
		特別職給	△5,345	
3. 職員手当等	△666	期末手当	△666	
		共済組合負担金	△1,277	
4. 共済費	△4,045	雇用保険料	△712	
		地方公務員災害補償基金負担金	△392	
8. 旅費	△3,683	労災保険料	△1,257	
		非常勤職員公務災害補償保険料	△407	
9. 交際費	△1,000	負担金	33,726	
		退職手当組合	33,726	
10. 需用費	△860	一般管理費【総務課】	△9,761	
		普通旅費	△44	
11. 役務費	△2,744	特別旅費	△325	
		消耗品費	△400	
12. 委託料	△1,410	印刷製本費	△460	
		通信運搬費	△1,800	
13. 使用料及び賃借料	△734	手数料	△632	
		業務委託料	△600	
18. 負担金、補助及び交付金	26,637	区長宛文書配送・区分業務		
		例規集作成等業務		
		補助金	△5,500	
		地区集会施設整備費	△5,500	

## (款) 2. 総務費

## (項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(一般管理費)							
2. 広報費	25,167	△770	24,397				△770
5. 財産管理費	1,692,919	191,545	1,884,464			71	191,474



(単位 千円)

節		説明	金額
区分	金額		
		秘書渉外費 【秘書広報課】 普通旅費 交際費 職員研修事業費 【人事課】 普通旅費 特別旅費 手数料 住宅使用料 負担金 但馬市町合同研修会 派遣職員研修 補助金 職員自主研修支援事業費 戦略的政策評価事業費 【政策調整課】 業務委託料 戦略的政策評価支援業務 負担金 会議等出席 公共施設マネジメント推進事業費 【公共施設マネジメント推進室】 費用弁償 普通旅費 業務委託料 地域デザイン懇談会運営支援業務 公共施設等総合管理計画改訂等業務 クラウド使用料	△1,600 △600 △1,000 △4,782 △1,000 △1,600 △312 △400 △1,420 △1,020 △400 △50 △50 △405 △286 △119 △119 △972 △69 △45 △524 △334
10. 需用費	△660	広報広聴事業費 【秘書広報課】 印刷製本費	△770 △660
12. 委託料	△110	業務委託料 記録映像制作業務	△110
10. 需用費	△2,612	自動車管理費 【総務課】 燃料費	△2,892 △2,500
11. 役務費	△22	修繕料 自動車損害保険料	△112 △22
12. 委託料	△4,243	自動車借上料 自動車重量税	△251 △7
13. 使用料及び賃借料	△251	土地管理費 【財政課】 投資委託料	△4,136 △2,346
21. 補償、補填及び賠償金	△55,755	設計等 業務委託料 市有地測量業務	△1,790
24. 積立金	254,435	基金管理費 【財政課・環境経済課・農林水産課・都市整備課・会計課・竹野地域振興課】	254,435
26. 公課費	△7	財政調整基金積立金 財政調整基金積立金(利子) 市債管理基金積立金 市債管理基金積立金(利子) 奨学基金積立金(利子) 仲田光成記念基金積立金 仲田光成記念基金積立金(利子) 被災者生活再建支援基金積立金(利子)	255,100 △9,900 100 250 13 △117 1 140

## (款) 2. 総務費

## (項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(財産管理費)							
6. 企画費	663,625	△3,811	659,814	△1,355		△1,021	△1,435
7. まちづくり推進費	211,687	△21,117	190,570				△21,117

一般会計

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		交通遺児奨学基金積立金 (利子) 2 地域振興基金積立金 △1,086 地域振興基金積立金 (利子) 550 暴力団対策基金積立金 (利子) 1 公共施設整備基金積立金 (利子) 900 森林環境基金積立金 374 学校教育施設整備基金積立金 (利子) 2 森林環境基金積立金 (利子) 5 企業版ふるさと納税地方創生基金積立金 8,100 財産管理費 【財政課・建築住宅課】 △55,862 業務委託料 △107 測量業務 補償金 △55,755 指定管理者支援金 △55,755
7. 報 償 費	△125	企画調整費 【政策調整課】 △1,564 報償金 △125
8. 旅 費	△34	負担金 △1,439 但馬広域行政事務組合 △1,439
10. 需 用 費	△363	多文化共生推進事業費 【政策調整課】 △1,000 業務委託料 △1,000
12. 委 託 料	△1,850	外国人相談窓口設置業務 国内交流推進事業費 【秘書広報課】 △113
18. 負担金、補助及び 交 付 金	△1,439	消耗品費 △101 食糧費 △12 城崎国際アートセンター管理費 【大交流課】 △800 光熱水費 △250 保守点検委託料 △140 消防設備保守点検 業務委託料 △410 日直等業務 男女共同参画社会推進事業費 【ジェンダーギャップ 対策室】 △334 普通旅費 △34 業務委託料 △300 一時保育業務
7. 報 償 費	△11,175	地域おこし協力隊推進事業費 【環境経済課・大交流 課・農林水産課・城崎地域振興課・出石地域振興課】 △21,117
8. 旅 費	△2,870	報償金 △11,175 費用弁償 △2,870
10. 需 用 費	△1,498	消耗品費 △988 印刷製本費 △200
13. 使用料及び賃借料	△2,570	修繕料 △310 会場借上料 △220
15. 原 材 料 費	△800	自動車借上料 △550 建物借上料 △120
17. 備 品 購 入 費	△1,680	住宅使用料 △711 機械借上料 △760
18. 負担金、補助及び 交 付 金	△524	O Aソフト借上料 △69 用品借上料 △20 施設使用料 △120 補修材料費 △800

## (款) 2. 総務費

## (項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(まちづくり推進費)							
8. 公共交通対策費	317,771	19,080	336,851	11,703	△6,000	△1,630	15,007
9. 環境政策推進費	123,733	△6,143	117,590			△5,681	△462

一般会計

(単位 千円)

節		説明	金額
区分	金額		
		事業用備品 負担金 地域おこし協力隊研修会	△1,680 △524 △524
4. 共 済 費	△23	人件費	△23
		健保、厚生年金保険料	△23
7. 報 償 費	△150	鉄道交通対策事業費 【都市整備課】	7,103
		負担金	11,703
8. 旅 費	△173	京都丹後鉄道 たけの観光協会	10,303 1,400
12. 委 託 料	△877	補助金	△4,600
		鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費	△4,242
17. 備 品 購 入 費	△1,880	北近畿タンゴ鉄道安全運行維持助成費	△358
		バス交通対策事業費 【都市整備課】	9,600
18. 負担金、補助及び 交 付 金	22,183	事業用備品	△1,880
		補助金	11,480
		地方バス等公共交通維持確保対策費	7,504
		市街地循環バス事業費	1,856
		高校生通学定期券購入費	2,120
		公共交通利用促進事業費 【都市整備課】	3,600
		負担金	△600
		但馬地域公共交通活性化協議会	△600
		補助金	4,200
		路線バス協働運行費	4,200
		公共交通対策事業費 【都市整備課】	△1,200
		報償金	△150
		費用弁償	△173
		業務委託料	△877
		実証運行業務	
1. 報 酬	△171	人件費	△217
		委員報酬	△35
4. 共 済 費	△46	環境審議会委員	△35
		会計年度任用職員報酬	△136
7. 報 償 費	△50	パートタイム職員	△136
		健保、厚生年金保険料	△46
8. 旅 費	△150	環境政策推進事業費 【生活環境課】	△369
		業務委託料	△369
12. 委 託 料	△959	再生エネルギー導入戦略策定業務	
18. 負担金、補助及び 交 付 金	△4,767	ごみの減量・資源化対策事業費 【生活環境課】	△3,311
		報償金	△40
		報償品	△10
		費用弁償	△104
		普通旅費	△46
		業務委託料	△590
		指定ごみ袋等作製業務	
		漂着ごみ等現状調査業務	
		補助金	△2,521
		資源ごみ集団回収促進費	△2,521
		太陽光発電システム導入補助事業費 【生活環境課】	△2,051
		補助金	△2,051
		個人向け太陽光発電システム設置費	△1,151
		事業者向け太陽光発電システム設置費	△900

## (款) 2. 総務費

## (項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(環境政策推進費)							
10. コウノトリ野生復帰推進事業費	118,069	△4,709	113,360	△356		△1,450	△2,903
12. 市民プラザ費	71,204	0	71,204			△258	258
13. 城崎振興局費	28,079	△760	27,319			△36	△724
14. 竹野振興局費	30,254	△5,523	24,731		△4,700	△427	△396

一般会計

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
		木質バイオマス導入補助事業費 【生活環境課】	△195
		補助金	△195
		木質バイオマス機器設置費	△195
2. 給料	△1,087	人件費	△1,969
		一般職給	△1,087
3. 職員手当等	△552	一般職員	△1,087
		期末手当	△287
4. 共済費	△330	勤勉手当	△265
		共済組合負担金	△330
7. 報償費	△596	コウノトリ野生復帰推進事業費 【コウノトリ共生課】	△866
		費用弁償	△714
8. 旅費	△1,082	普通旅費	△152
10. 需用費	△70	ラムサール条約関連事業費 【コウノトリ共生課】	△187
		普通旅費	△130
11. 役務費	△286	消耗品費	△20
		食糧費	△10
12. 委託料	△240	会場借上料	△7
		負担金	△20
13. 使用料及び賃借料	△100	ラムサール条約登録湿地関係市町村会議	△20
18. 負担金、補助及び交付金	△366	生物多様性推進事業費 【コウノトリ共生課】	△1,255
		報償金	△297
		普通旅費	△86
		手数料	△286
		維持管理委託料	△240
		大規模湿地管理	
		補助金	△346
		小さな自然再生支援事業費	△346
		「コウノトリ未来・国際かいぎ」開催事業費 【コウノトリ共生課】	△133
		消耗品費	△40
		用品借上料	△93
		コウノトリ次世代育成事業費 【コウノトリ共生課】	△104
		報償金	△104
		加陽水辺公園管理費 【コウノトリ共生課】	△195
		報償金	△195
		財源更正	
10. 需用費	△590	庁舎管理費 【城崎地域振興課】	△760
		消耗品費	△150
11. 役務費	△170	燃料費	△40
		光熱水費	△400
		通信運搬費	△170
10. 需用費	△143	竹野振興局プロジェクト事業費 【竹野地域振興課】	△5,523
		印刷製本費	△143
11. 役務費	△10	手数料	△10
		業務委託料	△539
12. 委託料	△4,299	用地測量業務	
		事業委託料	△3,760
13. 使用料及び賃借料	△141	プロジェクトマッピング事業	

## (款) 2. 総務費

## (項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(竹野振興局費)							
15. 日高振興局費	28,985	△2,063	26,922	△723			△1,340
16. 出石振興局費	46,477	△3,238	43,239			△235	△3,003
17. 但東振興局費	20,595	0	20,595			△705	705
21. 交通安全対策費	11,114	△548	10,566				△548
22. 但馬空港利用促進費	82,298	△8,187	74,111				△8,187

一般会計



(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
18. 負担金、補助及び交付金	△930	用品借上料	△141	
		補助金	△930	
		竹野焼杉板景観保全事業費	△930	
14. 工事請負費	△2,063	日高振興局プロジェクト事業費 【日高地域振興課】	△2,063	
		整備工事費	△2,063	
		地上式消火栓等		
7. 報償費	△184	庁舎管理費 【出石地域振興課】	△2,022	
		保守点検委託料	△98	
10. 需用費	△417	発電機保守点検		
		投資委託料	△1,924	
11. 役務費	△405	実施設計		
12. 委託料	△2,137	自動車管理費 【出石地域振興課】	△234	
		修繕料	△180	
		自動車損害保険料	△37	
		自動車重量税	△17	
13. 使用料及び賃借料	△78	出石振興局プロジェクト事業費 【出石地域振興課】	△303	
26. 公課費	△17	報償金	△104	
		消耗品費	△7	
		手数料	△108	
		業務委託料	△35	
		警備業務		
		会場借上料	△49	
		久保修画業50周年記念事業費 【出石地域振興課】	△679	
		報償金	△80	
		印刷製本費	△230	
		保険料	△260	
		業務委託料	△80	
		展示物監視業務		
		通行料	△23	
		駐車料	△6	
		財源更正		
1. 報酬	△26	人件費	△26	
		委員報酬	△26	
8. 旅費	△16	交通安全対策会議委員	△26	
		交通安全対策事業費 【生活環境課・城崎市民福祉課】	△522	
11. 役務費	△14	普通旅費	△16	
12. 委託料	△290	手数料	△14	
		業務委託料	△290	
18. 負担金、補助及び交付金	△202	臨時駐車場整理業務		
		補助金	△202	
		交通安全協会	△202	
3. 職員手当等	△146	人件費	△187	
		期末手当	△146	
4. 共済費	△41	健保、厚生年金保険料	△41	
		但馬空港利用促進事業費 【都市整備課】	△8,000	
8. 旅費	△3,300	普通旅費	△3,300	
		補助金	△4,700	

## (款) 2. 総務費

## (項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(但馬空港利用促進費)							
24. 諸費	28,950	△1,702	27,248			△1,464	△238
32. 地域コミュニティ推進費	390,419	△4,463	385,956	△2,322	500	△1,165	△1,476
34. 地方創生推進事業費	1,950,414	△64,509	1,885,905	△4,275		△46,416	△13,818

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
18. 負担金、補助及び交付金		△4,700	コウノトリ但馬空港利用促進協議会	△4,700
1. 報酬		△31	人件費	△31
8. 旅費		△84	委員報酬	△31
11. 役務費		△11	生活安全推進協議会委員	△31
13. 使用料及び賃借料		△112	防犯対策事業費 【生活環境課】	△1,608
18. 負担金、補助及び交付金		△1,464	普通旅費	△21
			手数料	△11
			会場借上料	△112
			補助金	△1,464
			防犯灯整備費	△1,464
			犯罪被害者等支援事業費 【生活環境課】	△63
			普通旅費	△63
1. 報酬		△177	人件費	△443
3. 職員手当等		△239	会計年度任用職員報酬	△177
4. 共済費		△27	パートタイム職員	△177
7. 報償費		△170	期末手当	△239
8. 旅費		△280	健保、厚生年金保険料	△27
10. 需用費		△85	地域コミュニティ推進事業費 【コミュニティ政策課】	△2,820
11. 役務費		△200	報償金	△170
12. 委託料		△3,285	費用弁償	△112
			普通旅費	△168
			消耗品費	△44
			印刷製本費	△3
			修繕料	△38
			業務委託料	△2,285
			調査票入力等業務	
			コミュニティセンター管理費 【コミュニティ政策課】	△1,200
			通信運搬費	△200
			業務委託料	△1,000
			宿日直業務	
			防火設備定期検査報告書作成業務	
7. 報償費		△2,770	ワークイノベーション推進事業費 【ジェンダーギャップ対策室】	△689
8. 旅費		△3,998	普通旅費	△138
10. 需用費		△836	業務委託料	△511
11. 役務費		△1,032	ワークイノベーション推進業務	
12. 委託料		△4,203	会場借上料	△40
13. 使用料及び賃借料		△6,420	ジェンダーギャップ解消推進事業費 【ジェンダーギャップ対策室】	△250
18. 負担金、補助及び交付金		△45,250	報償金	△250
			子育て中の女性の就労促進事業費 【ジェンダーギャップ対策室】	△301
			OA機器借上料	△301
			文化芸術創造交流事業費 【文化振興課】	△791
			報償金	△100
			普通旅費	△25
			印刷製本費	△379

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(地方創生推進事業費)							

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		会場借上料 △287
		結婚・女性活躍推進事業費 【健康増進課】 △653
		費用弁償 △83
		普通旅費 △121
		補助金 △449
		社会福祉協議会 △309
		出会い機会創出事業費 △140
		特産振興事業費 【環境経済課】 △433
		普通旅費 △15
		通信運搬費 △88
		会場借上料 △330
		企業誘致推進事業費 【環境経済課】 △2,787
		負担金 50
		マッチングイベント出展 50
		補助金 △2,837
		IT関連事業所開設支援事業費 △2,460
		高度IT起業家等集積支援事業費 △377
		内発型産業育成事業費 【環境経済課】 △5,671
		報償金 △700
		費用弁償 △551
		普通旅費 △77
		会場借上料 △100
		補助金 △4,243
		創業支援事業費 △4,243
		Iターン推進事業費 【環境経済課】 △550
		普通旅費 △100
		業務委託料 △350
		飛んでるローカル豊岡編集部運営業務
		会場借上料 △100
		定住推進事業費 【環境経済課】 △12,990
		補助金 △12,990
		定住促進事業費 △6,990
		学生向けシェアハウス改修事業費 △6,000
		城崎国際アートセンター事業費 【大交流課】 △313
		費用弁償 △124
		普通旅費 △189
		観光事業費 【大交流課】 △3,216
		補助金 △3,216
		豊岡ツーリズム協議会 △1,000
		豊岡市ワーケーション推進事業費 △2,216
		海外戦略推進事業費 【大交流課】 △2,660
		事業委託料 △2,660
		海外プロモーション事業
		政策アドバイザー推進事業費 【大交流課】 △374
		費用弁償 △374
		豊岡演劇祭協同開催事業費 【大交流課】 △20,224
		普通旅費 △224
		負担金 △20,000
		豊岡演劇祭協同開催事業費 △20,000
		演劇のまちづくり推進事業費 【大交流課】 △818
		消耗品費 △196
		手数料 △622

## (款) 2. 総務費

## (項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(地方創生推進事業費)							
計	8,174,680	89,232	8,263,912	3,670	△10,200	△63,271	159,033

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		文化と教育の先端自治体連携事業費 【大交流課】	△552
		普通旅費	△52
		負担金	△500
		文化と教育の先端自治体連携事業費	△500
		新規就農総合支援事業費 【農林水産課】	△1,290
		報償金	△25
		費用弁償	△31
		普通旅費	△39
		消耗品費	△20
		会場借上料	△110
		補助金	△1,065
		新規就農者確保事業費	△1,065
		スマート農業推進事業費 【農林水産課】	△115
		修繕料	△45
		手数料	△70
		コミュニケーション教育推進事業費 【こども教育課】	△352
		報償金	△50
		費用弁償	△170
		手数料	△132
		英語教育推進事業費 【こども教育課】	△7,133
		報償金	△165
		費用弁償	△30
		普通旅費	△720
		特別旅費	△540
		消耗品費	△176
		修繕料	△20
		業務委託料	△682
		J E Tプログラムコーディネート業務	
		住宅使用料	△4,800
		ふるさと教育推進事業費 【こども教育課】	△762
		報償金	△410
		会場借上料	△71
		自動車借上料	△281
		非認知能力向上対策事業費 【こども教育課】	△282
		報償金	△70
		費用弁償	△92
		手数料	△120
		英語遊び保育推進事業費 【こども育成課】	△1,000
		報償金	△1,000
		豊岡スマートコミュニティ推進事業費 【大交流課】	△303
		普通旅費	△303

## (款) 2. 総務費

## (項) 2. 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 税務総務費	261,565	△429	261,136	883			△1,312
2. 賦課徴収費	63,750	△1,419	62,331	△883			△536
計	325,315	△1,848	323,467				△1,848

## (款) 2. 総務費

## (項) 3. 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 戸籍住民基本台帳費	259,606	1,665	261,271	4,580		△782	△2,133
計	259,606	1,665	261,271	4,580		△782	△2,133

## (款) 2. 総務費

## (項) 4. 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3. 衆議院議員選挙費	48,410	△7,615	40,795	△7,615			

一般会計



(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報酬	△104	人件費	△356	
3. 職員手当等	△61	会計年度任用職員報酬	△104	
		パートタイム職員	△104	
4. 共済費	△191	通勤手当	△61	
		健保、厚生年金保険料	△191	
8. 旅費	△73	税務総務費 【税務課】	△73	
		普通旅費	△73	
11. 役務費	△1,419	賦課徴収事務費 【税務課】	△1,419	
		手数料	△1,419	

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
8. 旅費	△301	戸籍住民基本台帳事務費 【市民課】	1,665	
		普通旅費	△301	
12. 委託料	4,096	保守点検委託料	△1,007	
		OA機器保守点検		
13. 使用料及び賃借料	△1,446	業務委託料	5,103	
		住民基本台帳システム等改修業務		
18. 負担金、補助及び交付金	△684	戸籍総合システム改修業務		
		OA機器借上料	△384	
		クラウド使用料	△1,062	
		負担金	△684	
		全但戸籍事務協議会	△2	
		地方公共団体情報システム機構	△682	

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報酬	△935	人件費	△5,517	
		会計年度任用職員報酬	△426	
3. 職員手当等	△4,580	補助員 (選挙管理委員会事務局)	△426	
		非常勤職員報酬	△509	
4. 共済費	△2	開票立会人 7人		

## (款) 2. 総務費

## (項) 4. 選挙費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
( 衆議院議員選挙費 )							
7. 兵庫県知事選挙費	37,191	△3,596	33,595	△6,164			2,568

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
7. 報 償 費	△23	投票管理者 71人	
8. 旅 費	△8	通勤手当	△12
10. 需 用 費	△1,023	時間外勤務手当	△4,568
11. 役 務 費	△681	健保、厚生年金保険料	△2
12. 委 託 料	△126	衆議院議員選挙費 【選挙管理委員会事務局】	△2,098
13. 使用料及び賃借料	△151	報償品	△23
17. 備 品 購 入 費	△86	費用弁償	△3
		普通旅費	△5
		消耗品費	△544
		燃料費	△44
		食糧費	△136
		印刷製本費	△77
		修繕料	△222
		通信運搬費	△289
		広告料	△51
		手数料	△341
		業務委託料	△126
		入場整理券作成業務	
		交通誘導警備業務	
		投票管理システム冗長化業務	
		会場借上料	△174
		自動車借上料	△21
		機器借上料	121
		用品借上料	△70
		通行料	△6
		駐車料	△1
		庁用備品	△86
1. 報 酬	△103	人件費	△103
7. 報 償 費	△15	会計年度任用職員報酬	37
8. 旅 費	△8	補助員 (選挙管理委員会事務局)	37
10. 需 用 費	△1,999	非常勤職員報酬	△140
11. 役 務 費	△571	開票立会人 3人	
12. 委 託 料	△271	兵庫県知事選挙費 【選挙管理委員会事務局】	△3,493
13. 使用料及び賃借料	△94	報償品	△15
17. 備 品 購 入 費	△535	費用弁償	△3
		普通旅費	△5
		消耗品費	△1,598
		燃料費	△55
		食糧費	△44
		印刷製本費	△91
		修繕料	△211
		通信運搬費	△358
		手数料	△213
		業務委託料	△271
		入場整理券作成業務	
		駐車場警備業務	
		投票管理システム冗長化業務	
		会場借上料	△148
		自動車借上料	△13
		機器借上料	151
		用品借上料	△77
		通行料	△6

## (款) 2. 総務費

## (項) 4. 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(兵庫県知事選挙費)							
11. 市議会議員選挙費	77,745	△7,767	69,978				△7,767
計	218,441	△18,978	199,463	△13,779			△5,199

## (款) 2. 総務費

## (項) 5. 統計調査費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 統計調査総務費	247	△67	180				△67
4. 経済センサス調査費	5,312	△1,460	3,852	△1,460			

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
			駐車料	△1
			庁用備品	△535
1. 報酬		△883	人件費	△4,375
			会計年度任用職員報酬	△716
3. 職員手当等		△3,447	パートタイム職員	△270
			補助員(選挙管理委員会事務局)	△446
4. 共済費		△45	非常勤職員報酬	△167
			投票管理者 66人	
7. 報償費		△84	通勤手当	△22
			時間外勤務手当	△3,425
10. 需用費		3,044	健保、厚生年金保険料	△45
			市議会議員選挙費【選挙管理委員会事務局】	△3,392
11. 役務費		△536	報償品	△84
			消耗品費	3,371
12. 委託料		266	燃料費	△11
			食糧費	△95
13. 使用料及び賃借料		△755	印刷製本費	△109
			修繕料	△112
17. 備品購入費		△83	通信運搬費	△419
			広告料	△1
18. 負担金、補助及び交付金		△5,244	手数料	△114
			筆耕翻訳料	△2
			業務委託料	266
			入場整理券作成業務	
			駐車場警備業務	
			会場借上料	△425
			自動車借上料	△30
			機器借上料	△233
			用品借上料	△67
			庁用備品	△83
			交付金	△5,244
			選挙公営費	△5,244

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
8. 旅費		△59	統計調査総務費【総務課】	△67
			普通旅費	△59
18. 負担金、補助及び交付金		△8	負担金	△8
			近畿都市統計協議会	△8
1. 報酬		△1,460	人件費	△1,460
			指導員報酬	6

## (款) 2. 総務費

## (項) 5. 統計調査費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(経済センサス調査費)							
計	5,702	△1,527	4,175	△1,460			△67

## (款) 2. 総務費

## (項) 6. 監査委員費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 監査委員費	25,294	△346	24,948				△346
計	25,294	△346	24,948				△346

## (款) 3. 民生費

## (項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 社会福祉総務費	2,224,947	15,856	2,240,803	17,411		△546	△1,009

一般会計

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		調査員報酬 62人 <span style="float: right;">△1,466</span>

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
8. 旅 費	△222	監査事務費 【監査委員事務局】 <span style="float: right;">△346</span>
12. 委 託 料	△70	費用弁償 <span style="float: right;">△139</span>
13. 使用料及び賃借料	△13	普通旅費 <span style="float: right;">△83</span>
17. 備 品 購 入 費	△1	業務委託料 <span style="float: right;">△70</span>
18. 負担金、補助及び 交 付 金	△40	技術監査業務 通行料 <span style="float: right;">△12</span>
		駐車料 <span style="float: right;">△1</span>
		図書備品 <span style="float: right;">△1</span>
		負担金 <span style="float: right;">△40</span>
		近畿都市監査委員会 <span style="float: right;">△14</span>
		兵庫県都市監査委員会 <span style="float: right;">△23</span>
		三地区（北陸・東海・近畿）共催都市監査事務研 修会 <span style="float: right;">△3</span>

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 報 酬	△641	人件費 <span style="float: right;">△821</span>
2. 給 料	△60	会計年度任用職員報酬 <span style="float: right;">△641</span>
4. 共 済 費	△120	パートタイム職員 <span style="float: right;">△641</span>
7. 報 償 費	△186	一般職給 <span style="float: right;">△60</span>
8. 旅 費	△253	一般職員 <span style="float: right;">△60</span>
10. 需 用 費	△5	健保、厚生年金保険料 <span style="float: right;">△120</span>
		福祉事務所費 【社会福祉課】 <span style="float: right;">316</span>
		報償金 <span style="float: right;">△186</span>
		費用弁償 <span style="float: right;">△83</span>
		普通旅費 <span style="float: right;">△170</span>
		食糧費 <span style="float: right;">△5</span>
		国庫負担金等精算返納金 <span style="float: right;">760</span>

## (款) 3. 民生費

## (項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(社会福祉総務費)							
2. 身体障害者福祉費	8,483	△1,574	6,909	△613			△961
3. 知的障害者福祉費	67,467	△6,744	60,723			△6,020	△724
4. 精神障害者福祉費	58,185	△1,500	56,685	△301			△1,199
8. 隣保館費	14,088	△20	14,068				△20
10. 医療費助成事業費	335,307	△1,181	334,126				△1,181
15. 障害者総合支援事業費	2,309,510	24,054	2,333,564	18,459			5,595



(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
12. 委託料	△1,331	国庫補助金返納金	760	
18. 負担金、補助及び交付金	△812	特別障害者手当等運営対策事業費 【社会福祉課】	△2,169	
		障害児等福祉手当	△938	
		特別障害者手当	△1,231	
19. 扶助費	△2,169	民生委員・児童委員活動事業費 【社会福祉課】	△812	
		補助金	△812	
		民生委員児童委員連合会	△812	
22. 償還金、利子及び割引	760	国民健康保険事業特別会計（事業勘定）繰出金 【市民課】	22,375	
		国民健康保険事業特別会計（事業勘定）繰出金	22,375	
27. 繰出金	20,673	国民健康保険事業特別会計（直診勘定）繰出金 【健康増進課】	△1,702	
		国民健康保険事業特別会計（直診勘定）繰出金	△1,702	
		地域福祉計画策定事業費 【社会福祉課】	△1,331	
		業務委託料	△1,331	
		地域福祉計画策定業務		
13. 使用料及び賃借料	△349	身体障害者福祉事業費 【社会福祉課】	△1,574	
		自動車借上料	△349	
18. 負担金、補助及び交付金	△1,225	補助金	△1,225	
		在宅重症心身障害児（者）訪問看護支援事業費	△785	
		在宅重度肢体不自由児（者）訪問リハビリ支援事業費	△440	
1. 報酬	△580	人件費	△580	
		会計年度任用職員報酬	△580	
8. 旅費	△141	事務員（社会福祉課）	△580	
10. 需用費	△3	知的障害者福祉事業費 【社会福祉課】	△6,164	
		普通旅費	△141	
		消耗品費	△3	
18. 負担金、補助及び交付金	△6,020	補助金	△6,020	
		障害福祉施設整備事業費	△6,020	
18. 負担金、補助及び交付金	△1,500	精神障害者福祉事業費 【社会福祉課】	△1,500	
		補助金	△1,500	
		地域活動支援センター基礎的事業費	△1,500	
4. 共済費	△20	人件費	△20	
		健保、厚生年金保険料	△20	
12. 委託料	△1,181	重度障害者医療費助成事業費 【市民課】	△1,181	
		業務委託料	△1,181	
		医療費助成システム改修等業務		
11. 役務費	△354	障害者（児）自立支援給付事業費 【社会福祉課】	23,555	
		グループホーム低所得利用者家賃助成支援費	166	
12. 委託料	△200	障害福祉サービス費	23,190	
		国県負担金等精算返納金	199	
19. 扶助費	23,356	国庫補助金返納金	199	
		障害者（児）医療給付事業費 【社会福祉課】	1,053	
22. 償還金、利子及び割引	1,252	国県負担金等精算返納金	1,053	
		県負担金返納金	1,053	

## (款) 3. 民生費

## (項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(障害者総合支援事業費)							
16. 生活困窮者自立支援事業費	50,410	△18,450	31,960	△15,513			△2,937
計	5,191,795	10,441	5,202,236	19,443		△6,566	△2,436

## (款) 3. 民生費

## (項) 2. 老人福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 老人福祉総務費	3,044,035	△28,301	3,015,734	△6,726		135	△21,710
2. 老人福祉事業費	138,268	△5,018	133,250	△1,704		△2,500	△814
3. 老人保護措置費	190,079	△15,072	175,007			△2,902	△12,170

一般会計

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		地域生活支援事業費 【社会福祉課】 △554 手数料 △354 事業委託料 △200 ボランティア養成研修事業
12. 委託料	△2,000	自立相談支援事業費 【社会福祉課】 △2,000 業務委託料 △2,000
18. 負担金、補助及び 交付金	△12,700	自立相談支援業務 住居確保給付金支給事業費 【社会福祉課】 △3,750 住居確保給付金 △3,750
19. 扶助費	△3,750	生活困窮者自立支援金給付事業費 【社会福祉課】 △12,700 交付金 △12,700 生活困窮者自立支援金 △12,700

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 報酬	△35	人件費 △245 会計年度任用職員報酬 △35
3. 職員手当等	△210	パートタイム職員 △35 通勤手当 △52
27. 繰出金	△28,056	期末手当 △158 介護保険事業特別会計繰出金 【高年介護課】 △18,176 介護保険事業特別会計繰出金 △18,176 後期高齢者医療事業特別会計繰出金 【市民課】 △9,880 後期高齢者医療事業特別会計繰出金 △9,880
10. 需用費	△211	老人クラブ活動事業費 【高年介護課】 △588 補助金 △588
18. 負担金、補助及び 交付金	△4,807	単位老人クラブ △588 長寿祝福事業費 【高年介護課】 △211 消耗品費 △211 住宅改造費助成事業費 【高年介護課】 △506 補助金 △506 人生いきいき住宅助成事業費 △506 老人福祉事業費 【高年介護課・健康増進課】 △3,713 補助金 △3,713 訪問看護師等離職防止対策事業費 △691 ふれあいいいきサロン △280 玄さん元気教室奨励金 △510 高齢者安心・見守り活動奨励金 △982 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業費 △1,250
19. 扶助費	△15,072	老人保護措置事業費 【高年介護課】 △15,072

## (款) 3. 民生費

## (項) 2. 老人福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(老人保護措置費)							
6. 老人福祉施設管理費	7,221	△600	6,621				△600
9. 老人福祉施設整備費	22,781	△19,926	2,855	△19,926			
計	3,402,384	△68,917	3,333,467	△28,356		△5,267	△35,294

## (款) 3. 民生費

## (項) 3. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 児童福祉総務費	1,872,022	△84,459	1,787,563	△41,662		△729	△42,068

一般会計

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		施設入所者措置費 <span style="float:right">△15,072</span>
12. 委託料	△600	長寿園管理費 【高年介護課】 <span style="float:right">△600</span> 運営委託料 <span style="float:right">△600</span> 指定管理料 (長寿園)
18. 負担金、補助及び交付金	△19,926	民間老人福祉施設助成事業費 【高年介護課】 <span style="float:right">△19,926</span> 補助金 <span style="float:right">△19,926</span> 地域介護拠点整備費 <span style="float:right">△19,926</span>

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 報酬	△3,823	人件費 <span style="float:right">△5,331</span> 会計年度任用職員報酬 <span style="float:right">△3,823</span>
2. 給料	△143	パートタイム職員 <span style="float:right">△3,310</span> 保育士 (こども育成課) <span style="float:right">△513</span>
3. 職員手当等	△939	一般職給 <span style="float:right">△143</span> 一般職員 <span style="float:right">△143</span>
4. 共済費	△426	通勤手当 <span style="float:right">△70</span> 期末手当 <span style="float:right">△869</span>
7. 報償費	△122	健保、厚生年金保険料 <span style="float:right">△426</span>
8. 旅費	△171	児童福祉総務費 【こども育成課】 <span style="float:right">△408</span> 費用弁償 <span style="float:right">△11</span> 普通旅費 <span style="float:right">△101</span>
10. 需用費	△18	業務委託料 <span style="float:right">△260</span> 子育て家庭ショートステイ業務
11. 役務費	△955	会場借上料 <span style="float:right">△20</span> 通行料 <span style="float:right">△4</span>
12. 委託料	△1,410	負担金 <span style="float:right">△12</span> 兵庫県家庭相談員連絡協議会 <span style="float:right">△12</span>
13. 使用料及び賃借料	△61	児童扶養手当給付事業費 【社会福祉課】 <span style="float:right">△16,794</span> 児童扶養手当 <span style="float:right">△16,794</span>
18. 負担金、補助及び交付金	△18,147	子育てセンター運営事業費 【こども育成課】 <span style="float:right">△992</span> 保険料 <span style="float:right">△955</span> 会場借上料 <span style="float:right">△37</span>
19. 扶助費	△58,244	児童手当給付事業費 【市民課】 <span style="float:right">△41,450</span> 児童手当 <span style="float:right">△41,450</span> 養育支援訪問事業費 【健康増進課・こども育成課】 <span style="float:right">△1,150</span> 業務委託料 <span style="float:right">△1,150</span> 養育支援訪問業務
		子どもの貧困対策推進事業費 【社会福祉課】 <span style="float:right">△634</span> 報償金 <span style="float:right">△122</span> 費用弁償 <span style="float:right">△53</span>

## (款) 3. 民生費

## (項) 3. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(児童福祉総務費)							
2. 放課後児童クラブ 運営費	288,161	△4,120	284,041				△4,120
4. 私立保育所費	2,383,206	△48,121	2,335,085	△30,036		974	△19,059
5. 公立保育所費	618,383	△9,086	609,297	4,882		△12,444	△1,524

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
			普通旅費	△6
			印刷製本費	△18
			補助金	△435
			子ども食堂開設事業費	△200
			子ども食堂運営事業費	△235
			子育て世帯生活支援特別給付金支給事業費 【社会福祉課】	△17,700
			交付金	△17,700
			子育て世帯生活支援特別給付金	△17,700
1. 報酬		△1,550	人件費	△2,329
			会計年度任用職員報酬	△1,550
3. 職員手当等		△779	パートタイム職員	△1,550
			通勤手当	△301
12. 委託料		△1,791	期末手当	△478
			放課後児童クラブ整備事業費 【こども育成課】	△1,791
			投資委託料	△1,791
			実施設計等	
7. 報償費		△150	児童保育運営事業費 【こども育成課】	△20,586
			報償金	△150
8. 旅費		△114	費用弁償	△114
			消耗品費	△25
10. 需用費		△65	修繕料	△40
			私立保育園施設型給付費	△27,221
18. 負担金、補助及び交付金		△27,535	入所委託費負担金	△5,163
			私立認定こども園施設型給付費	16,299
			地域型保育給付費	△1,042
19. 扶助費		△20,257	施設等利用費	△3,130
			私立保育園等振興事業費 【こども育成課】	△21,229
			補助金	△21,229
			私立保育所運営事業費	△21,229
			子ども子育て支援交付金等事業費 【こども育成課】	△6,306
			補助金	△6,306
			一時保育促進事業費	△2,259
			実費徴収に係る補足給付事業費	△90
			認定こども園特別支援教育・保育事業費	△266
			保育所等業務効率化推進事業費	△1,108
			保育環境改善等事業費	△1,073
			保育体制強化事業費	△1,510
2. 給料		△2,916	人件費	△6,461
			一般職給	△2,916
3. 職員手当等		△1,336	一般職員	△1,277
			会計年度任用職員	△1,639
4. 共済費		△2,209	住居手当	△99
			通勤手当	△351
8. 旅費		△488	期末手当	△886
			共済組合負担金	△522
10. 需用費		△839	健保、厚生年金保険料	△856
			学校共済組合負担金	△831
11. 役務費		△4	保育所管理費 【教育総務課】	△564
			業務委託料	△564

## (款) 3. 民生費

## (項) 3. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(公立保育所費)							
6. 母子・父子福祉費	30,659	△3,965	26,694	△2,973			△992
9. 子育て世帯臨時特別給付金支給費	1,328,631	1,755	1,330,386				1,755
計	6,521,062	△147,996	6,373,066	△69,789		△12,199	△66,008

## (款) 3. 民生費

## (項) 4. 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 生活保護総務費	47,862	△416	47,446	△131			△285
計	875,619	△416	875,203	△131			△285



(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
12. 委託料	△1,164	測量業務 児童保育運営事業費 【こども育成課】 △1,218
13. 使用料及び賃借料	△100	普通旅費 △488 業務委託料 △600
18. 負担金、補助及び交付金	△30	園医業務 通行料 △80 駐車料 △20 負担金 △30 会議等出席 △30 一時保育事業費 【こども育成課】 △843 消耗品費 △312 賄材料費 △527 保険料 △4
19. 扶助費	△3,965	母子・父子福祉事業費 【社会福祉課】 △1,580 母子・父子自立支援給付費 △1,580 母子生活支援施設措置事業費 【社会福祉課】 △2,385 施設入所者支援費 △2,385
22. 償還金、利子及び割引	1,755	子育て世帯への臨時特別給付金支給事業費 【市民課】 1,755 国県負担金等精算返納金 1,755 国庫負担金返納金 1,755

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
8. 旅費	△416	生活保護総務費 【社会福祉課】 △90 普通旅費 △90 生活保護適正実施推進事業費 【社会福祉課】 △326 特別旅費 △326

## (款) 4. 衛生費

## (項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 保健衛生総務費	422,042	△8,451	413,591	1,760		△7,520	△2,691
2. 生涯健康推進費	254,655	△23,959	230,696	△4,802		△13,616	△5,541
3. 予 防 費	774,927	0	774,927	△1,327			1,327
4. 環 境 衛 生 費	20,031	△793	19,238	△264			△529

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料	△112	人件費	△532	
3. 職員手当等	△191	一般職給	△112	
4. 共済費	△229	一般職員	△112	
10. 需用費	△6,920	住居手当	△52	
11. 役務費	△100	勤勉手当	△139	
12. 委託料	△528	共済組合負担金	△229	
13. 使用料及び賃借料	△213	保健センター運営費 【健康増進課】	△371	
18. 負担金、補助及び交付金	△158	自動車借上料	△213	
7. 報償費	△950	負担金	△158	
8. 旅費	△406	兵庫県保健師協議会	△2	
10. 需用費	△42	救急医療システム運営費	△156	
12. 委託料	△14,350	総合健康ゾーン健康増進施設管理費 【健康増進課】	△6,800	
13. 使用料及び賃借料	△6	光熱水費	△6,800	
19. 扶助費	△8,850	健康行動計画策定事業費 【健康増進課】	△748	
22. 償還金、利子及び割引料	645	印刷製本費	△70	
		修繕料	△50	
		通信運搬費	△100	
		業務委託料	△528	
		健康行動計画策定業務		
		健康診査事業費 【健康増進課】	△12,174	
		普通旅費	△33	
		業務委託料	△12,135	
		すこやか市民健診業務		
		通行料	△6	
		栄養改善事業費 【健康増進課】	△42	
		消耗品費	△42	
		母子保健事業費 【健康増進課】	△10,472	
		普通旅費	△52	
		業務委託料	△2,215	
		妊婦歯科健康診査業務		
		産前・産後サポーター派遣業務		
		育児支援教室業務		
		新生児聴覚検査業務		
		妊婦健康診査費助成金	△3,500	
		特定不妊治療費助成金	△2,500	
		未熟児養育医療助成金	△2,700	
		不育症治療費助成金	△100	
		新生児聴覚検査費助成金	△50	
		国県負担金等精算返納金	645	
		国庫負担金返納金	645	
		歩いて暮らすまちづくり推進事業費 【健康増進課】	△1,271	
		報償金	△950	
		費用弁償	△180	
		普通旅費	△141	
		財源更正		
18. 負担金、補助及び交付金	△793	浄化槽設置事業費 【下水道課】	△793	
		補助金	△793	
		浄化槽設置事業費	△793	

## (款) 4. 衛生費

## (項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
8. 病院費	2,751,540	△30,040	2,721,500				△30,040
9. 診療所費	88,107	3,468	91,575				3,468
10. 水道費	322,360	△15,516	306,844		△15,500		△16
計	4,669,839	△75,291	4,594,548	△4,633	△15,500	△21,136	△34,022

## (款) 4. 衛生費

## (項) 2. 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 塵芥処理費	474,043	△24,980	449,063		1,700	2,702	△29,382
3. し尿処理費	30,140	△52	30,088			△2,322	2,270
計	517,607	△25,032	492,575		1,700	380	△27,112

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
18. 負担金、補助及び 交付金	△30,040	公立豊岡病院組合負担金 【健康増進課】	△30,040	
		負担金	△30,040	
		公立豊岡病院組合	△30,040	
27. 繰出金	3,468	診療所事業特別会計繰出金 【健康増進課】	3,468	
		診療所事業特別会計繰出金	3,468	
18. 負担金、補助及び 交付金	△15,516	水道事業会計負担金 【水道課】	△15,516	
		負担金	△15,516	
		水道事業会計	△15,516	

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
10. 需用費	△672	塵芥処理事業費 【生活環境課】	△22,622	
		負担金	△22,622	
11. 役務費	△170	北但行政事務組合	△22,622	
12. 委託料	△1,098	最終処分場管理費 【生活環境課】	△1,685	
		光熱水費	△500	
		修繕料	228	
14. 工事請負費	△418	薬剤費	△400	
		業務委託料	△595	
18. 負担金、補助及び 交付金	△22,622	水質検査業務		
		ダイオキシン類測定業務		
		補修工事費	△418	
		最終処分場		
		旧清掃施設管理費 【生活環境課】	△673	
		手数料	145	
		建物共済基金分担金	△315	
		業務委託料	△503	
		水質検査業務		
		ダイオキシン類測定業務		
12. 委託料	1,567	し尿処理費 【生活環境課】	△52	
		業務委託料	1,567	
18. 負担金、補助及び 交付金	△1,619	し尿収集運搬業務		
		負担金	△1,619	
		し尿処理費	△1,619	

## (款) 5. 労働費

## (項) 1. 労働諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 労働諸費	64,821	△238	64,583				△238
計	64,821	△238	64,583				△238

## (款) 6. 農林水産業費

## (項) 1. 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 農業委員会費	68,542	△1,466	67,076				△1,466
2. 農業総務費	165,774	△217	165,557				△217
3. 農業振興費	642,740	△48,632	594,108	△14,902		△27,161	△6,569

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
18. 負担金、補助及び交付金	△238	若者定住促進事業費 【環境経済課】 補助金 若者定住促進事業費	△238 △238 △238

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 報酬	△271	人件費	△271
8. 旅費	△887	委員報酬 農業委員	△271 △271
10. 需用費	△5	農業委員会費 【農業委員会事務局】 費用弁償	△1,195 △850
13. 使用料及び賃借料	△303	普通旅費 消耗品費 自動車借上料	△37 △5 △303
4. 共済費	△21	人件費	△21
8. 旅費	△196	健保、厚生年金保険料 農業総務費 【農林水産課】 普通旅費	△21 △196 △196
8. 旅費	△180	農業振興事業費 【農林水産課】 補助金	△9,290 △9,183
10. 需用費	△160	担い手確保・経営強化支援事業費 特産物集出荷施設整備事業費	7,250 △10,089
11. 役務費	△210	雪害施設復旧事業費	△6,344
12. 委託料	△108	利子補給金 農業経営基盤強化資金 美しい村づくり資金	△107 △67 △40
13. 使用料及び賃借料	△1,291	農産物認証制度事業費 【農林水産課】 手数料	△163 △163
18. 負担金、補助及び交付金	△46,683	有害鳥獣駆除対策事業費 【農林水産課】 業務委託料 有害鳥獣駆除業務 自動車借上料 通行料 補助金 有害鳥獣防護柵等設置事業費 有害鳥獣捕獲柵等設置事業費 狩猟免許取得促進事業費 高齢者等農作業生きがい対策事業費 ニホンザル被害防除対策事業費 鳥獣被害防止緊急対策事業費 【農林水産課】 負担金	△2,675 △108 △844 △447 △1,276 △361 △280 △45 △170 △420 △28,634 △28,634

## (款) 6. 農林水産業費

## (項) 1. 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(農業振興費)							
5. 農地費	508,550	96,263	604,813	79,949	12,800	627	2,887



(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
			豊岡市野生動物被害対策推進協議会	△28,634
			中山間地域等直接支払事業費【農林水産課】	△151
			修繕料	△57
			交付金	△94
			中山間地域等直接支払交付事業費	△94
			多面的機能支払事業費【農林水産課】	△4,527
			交付金	△4,527
			共同活動交付金	△175
			長寿命化活動交付金	△4,352
			環境保全型農業直接支払事業費【農林水産課】	△1,513
			交付金	△1,513
			環境保全型農業直接支払事業費	△1,513
			経営所得安定対策直接支払推進事業費【農林水産課】	△446
			補助金	△446
			経営所得安定対策直接支払推進事業費	△446
			人・農地プラン推進事業費【農林水産課】	△150
			消耗品費	△10
			修繕料	△93
			通信運搬費	△47
			法人化・高度化促進施設整備事業費【農林水産課】	△903
			補助金	△903
			法人化促進総合対策事業費	△903
			豊岡市農業ビジョン推進事業費【農林水産課】	△180
			費用弁償	△180
2.	給料	△182	人件費	△252
			一般職給	△182
4.	共済費	△70	一般職員	△182
			共済組合負担金	△45
7.	報償費	962	健保、厚生年金保険料	△25
8.	旅費	△118	農業用施設管理費【農林水産課】	△11,712
			投資委託料	△1,794
			調査設計	
10.	需用費	29	整備工事費	△9,918
			トンネル照明	
11.	役務費	119	基盤整備促進事業費【農林水産課】	70,604
			普通旅費	△63
12.	委託料	30,713	消耗品費	△170
			燃料費	△99
13.	使用料及び賃借料	109	修繕料	20
			通信運搬費	15
14.	工事請負費	40,082	保守点検委託料	△364
			農業土木積算システム保守点検	
17.	備品購入費	5,045	投資委託料	1,800
			測量設計等	
18.	負担金、補助及び交付金	19,574	通行料	△72
			駐車料	△4
			データ使用料	△33
			整備工事費	50,000
			内町地区	
			負担金	19,636
			農地整備事業費	9,525

## (款) 6. 農林水産業費

## (項) 1. 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(農地費)							
7. たん水防除施設費	8,916	997	9,913	△254			1,251
計	1,403,710	46,945	1,450,655	64,793	12,800	△26,534	△4,114

## (款) 6. 農林水産業費

## (項) 2. 林業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 林業総務費	40,457	△1,674	38,783				△1,674
2. 林業振興費	188,284	△79,944	108,340	△50,452	△4,200	△2,915	△22,377

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
			基幹農道整備事業費 10,111 補助金 △62 農業経営高度化支援事業費 △62 地籍調査事業費 【地籍調査課】 37,623 報償金 962 普通旅費 △55 消耗品費 157 燃料費 △20 印刷製本費 7 修繕料 134 通信運搬費 91 保険料 13 保守点検委託料 112 CADシステム保守点検 地籍調査事務支援システム保守点検 業務委託料 30,959 地籍調査業務 自動車借上料 188 O A 機器借上料 30 事業用備品 5,045
10. 需用費	427		ポンプ場管理費 【農林水産課】 997
12. 委託料	467		光熱水費 427 維持管理委託料 721
18. 負担金、補助及び交付金	103		運転管理 投資委託料 △254 調査設計 負担金 103 田鶴野排水機場運転管理費 103

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
10. 需用費	△220		林業総務費 【農林水産課】 △1,674
11. 役務費	△54		消耗品費 △220 建物共済基金分担金 △54
12. 委託料	△1,400		保守点検委託料 △1,400 ペレットストーブ保守点検
10. 需用費	△15		林業振興事業費 【農林水産課】 △312
12. 委託料	△17,777		補助金 △312 生産森林組合育成事業費 △312
14. 工事請負費	△11,551		市行造林事業費 【農林水産課】 △22,458 事業委託料 △13,715

## (款) 6. 農林水産業費

## (項) 2. 林業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(林業振興費)							
計	236,327	△81,618	154,709	△50,452	△4,200	△2,915	△24,051

## (款) 6. 農林水産業費

## (項) 3. 水産業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 水産業振興費	46,856	△2,135	44,721	△1,625			△510
計	64,912	△2,135	62,777	△1,625			△510

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
18. 負担金、補助及び交付金	△50,601	施業 整備工事費 △8,743 作業道 森林管理100%作戦推進事業費 【農林水産課】 △13,588 消耗品費 △15 補助金 △13,573 森林管理100%作戦推進事業費 △13,573 治山事業費 【農林水産課・但東地域振興課】 △5,905 投資委託料 △3,097 調査測量等 防災対策工事 △2,808 林地崩壊対策 松くい虫防除事業費 【農林水産課】 △965 事業委託料 △965 地上散布事業 伐倒駆除事業 緊急防災林整備事業費 【農林水産課】 △21,783 補助金 △21,783 緊急防災林整備事業費 △21,783 住民参画型森林整備事業費 【農林水産課】 △391 負担金 △391 住民参画型里山林再生事業費 △391 混交林整備事業費 【農林水産課】 △14,542 補助金 △14,542 混交林整備事業費 △14,542

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
14. 工事請負費	△1,950	水産業振興事業費 【農林水産課】 △185 負担金 1,405
18. 負担金、補助及び交付金	△185	農業水路等長寿命化・防災減災事業費 1,405 補助金 △251 内水面漁業振興対策事業費 △251 利子補給金 △1,339 漁業近代化資金 △557 燃油高騰特別対策経営資金 △782 並型魚礁設置事業費 【農林水産課】 △1,950 設置工事費 △1,950 鋼製魚礁等

## (款) 7. 商工費

## (項) 1. 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 商 工 振 興 費	1,254,175	△55,817	1,198,358	45,286		△12,200	△88,903
3. 消 費 者 行 政 推 進 費	17,856	△90	17,766				△90
5. 観 光 費	217,385	△7,595	209,790	△4,428			△3,167
9. 観 光 施 設 管 理 費	308,645	△4,901	303,744		△3,500	△4,466	3,065

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
10. 需用費	△915	商工振興事業費 【環境経済課】	△43,642	
		印刷製本費	△915	
11. 役務費	△918	業務委託料	△2,273	
		宿泊促進クーポン換金等業務		
12. 委託料	△14,231	事業委託料	△10,404	
		新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業		
14. 工事請負費	△4,825	補助金	△23,750	
		事業継続支援事業費	△3,750	
16. 公有財産購入費	△4,463	住宅等改修支援事業費	△20,000	
		交付金	△6,300	
18. 負担金、補助及び交付金	△30,050	酒類販売事業者等事業継続支援金	△6,300	
		産業用地整備事業費 【環境経済課】	△12,175	
		手数料	△918	
21. 補償、補填及び賠償金	△415	投資委託料	△1,554	
		実施設計等		
		造成工事費	△4,825	
		産業用地		
		土地購入費	△4,463	
		土地購入費	△4,463	
		補償金	△415	
		立木補償金	△415	
8. 旅費	△50	消費者行政推進事業費 【生活環境課】	△90	
		普通旅費	△50	
10. 需用費	△40	燃料費	△40	
1. 報酬	△918	人件費	△1,346	
		会計年度任用職員報酬	△918	
3. 職員手当等	△56	パートタイム職員	△918	
		通勤手当	△56	
4. 共済費	△372	健保、厚生年金保険料	△372	
7. 報償費	△452	観光事業費 【大交流課・日高地域振興課】	△5,713	
		報償金	△452	
		費用弁償	△75	
8. 旅費	△251	普通旅費	△155	
		負担金	△885	
10. 需用費	△466	北近畿広域観光連盟	△885	
		補助金	△4,146	
12. 委託料	△49	観光地魅力強化事業費	△2,377	
		神鍋地域自然学校受入支援事業費	△1,769	
18. 負担金、補助及び交付金	△5,031	山陰海岸ジオパーク推進事業費 【大交流課】	△70	
		普通旅費	△21	
		業務委託料	△49	
		ジオパーク普及啓発業務		
		情報戦略推進事業費 【大交流課】	△466	
		印刷製本費	△466	
7. 報償費	△100	城崎文芸館管理費 【城崎地域振興課】	△10	
		負担金	△10	
8. 旅費	△255	兵庫県博物館協会	△10	
		竹野川湊館管理費 【竹野地域振興課】	△2,058	
12. 委託料	△564	報償金	△100	
		費用弁償	△255	

## (款) 7. 商工費

## (項) 1. 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(観光施設管理費)							
計	1,903,155	△68,403	1,834,752	40,858	△3,500	△16,666	△89,095

## (款) 8. 土木費

## (項) 1. 土木管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 土木総務費	265,294	195	265,489		△400	204	391
2. 用地対策費	2,574	△95	2,479	△2,047			1,952
4. 排水機樋門管理費	96,184	△14,600	81,584		△14,600		
計	716,292	△14,500	701,792	△2,047	△15,000	204	2,343



(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
14. 工事請負費	△3,602	整備工事費 △1,703 竹野川湊館
18. 負担金、補助及び 交付金	△380	但東シルク温泉やまびこ管理費 【但東地域振興課】 △1,764 投資委託料 △180 設計監理 整備工事費 △1,584 シルク温泉やまびこ 城崎観光施設管理費 【城崎地域振興課】 △1,069 維持管理委託料 △384 植栽管理 清掃管理 補修工事費 △315 電気設備 負担金 △370 イベント広場管理費 △370

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
8. 旅費	△178	土木総務費 【建設課】 △448 普通旅費 △178
10. 需用費	△212	印刷製本費 △212 手数料 △58
11. 役務費	△58	急傾斜地崩壊対策事業費 【建設課】 643 負担金 △318
18. 負担金、補助及び 交付金	△318	急傾斜地崩壊対策事業費 △318 還付金 961 受益者分担金過年度過誤納還付金 961
22. 償還金、利子及び 割引	961	
8. 旅費	△95	用地対策事業費 【建設課】 △95 普通旅費 △95
14. 工事請負費	△14,600	排水機樋門管理費 【建設課】 △14,600 補修工事費 △14,600 江原樋管 宮島排水ポンプ

## (款) 8. 土木費

## (項) 2. 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 道路橋りょう総務費	129,620	△850	128,770				△850
2. 道路維持費	408,410	0	408,410	△1,085	△5,500		6,585
5. 橋りょう維持費	352,099	△10,000	342,099	1,085	1,600		△12,685
計	2,077,602	△10,850	2,066,752		△3,900		△6,950

## (款) 8. 土木費

## (項) 3. 河川費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 河川総務費	55,803	△1,000	54,803				△1,000
計	55,803	△1,000	54,803				△1,000

## (款) 8. 土木費

## (項) 4. 港湾費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 港湾管理費	11,167	△4,352	6,815	△4,352			
計	11,167	△4,352	6,815	△4,352			

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
8. 旅費		△30	道路橋りょう総務費 【建設課】	△850
12. 委託料		△820	普通旅費	△30
			業務委託料	△820
			道路台帳更新業務	
			財源更正	
12. 委託料		△6,447	橋りょう長寿命化事業費 【建設課】	△10,000
			投資委託料	△6,447
14. 工事請負費		△3,553	詳細設計	
			調査	
			補修工事費	△3,553
			橋りょう等	

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
18. 負担金、補助及び交付金		△1,000	河川改良事業費 【建設課】	△1,000
			補助金	△1,000
			普通河川浚渫事業費	△1,000

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
10. 需用費		△32	海岸環境整備事業費 【建設課】	△4,352
			燃料費	△32
11. 役務費		△100	手数料	△100
			業務委託料	△4,000
12. 委託料		△4,080	海岸漂着物処分業務	
			事業委託料	△80
13. 使用料及び賃借料		△140	海岸環境整備事業	
			重機借上料	△140

## (款) 8. 土木費

## (項) 5. 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 都市計画総務費	331,966	9,077	341,043		10,500	△620	△803
2. 公園管理費	69,916	36,000	105,916	18,000	18,000		
4. 駐車場管理費	26,839	△300	26,539			△5,814	5,514
8. 下水道費	2,524,155	△10,435	2,513,720				△10,435
計	2,952,876	34,342	2,987,218	18,000	28,500	△6,434	△5,724

## (款) 8. 土木費

## (項) 6. 住宅費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 住宅管理費	216,537	△16,839	199,698	△7,260		△5,330	△4,249

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
7. 報償費	△100	都市計画総務費 【都市整備課】	△422	
		業務委託料	△422	
8. 旅費	△206	都市計画図修正業務		
12. 委託料	△422	都市景観形成事業費 【都市整備課】	△2,306	
		報償金	△100	
		費用弁償	△105	
14. 工事請負費	11,805	普通旅費	△101	
		補助金	△2,000	
18. 負担金、補助及び 交付金	△2,000	保存活用計画策定事業費	△2,000	
		Weぶらざ整備事業費 【都市整備課】	11,805	
		整備工事費	11,805	
		Weぶらざ自由通路		
14. 工事請負費	36,000	公園施設長寿命化事業費 【都市整備課】	36,000	
		整備工事費	27,000	
		中央公園		
		設置工事費	9,000	
		遊具		
12. 委託料	△300	出石駐車場管理費 【出石地域振興課】	△300	
		業務委託料	△300	
		交通誘導警備業務		
18. 負担金、補助及び 交付金	△10,435	下水道事業会計負担金 【下水道課】	△10,435	
		負担金	△10,435	
		下水道事業会計	△10,435	

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
8. 旅費	△400	住宅管理費 【建築住宅課】	△7,200	
		普通旅費	△200	
11. 役務費	△140	補修工事費	△7,000	
		市営住宅		
12. 委託料	△4,729	住宅耐震改修促進事業費 【建築住宅課】	△9,216	
		普通旅費	△72	
14. 工事請負費	△7,000	業務委託料	△4,729	
		耐震診断業務		
18. 負担金、補助及び 交付金	△4,570	耐震改修促進計画策定業務		
		補助金	△4,415	
		住宅耐震改修促進事業費	△4,415	
		住宅新築資金等貸付金回収事業費 【建築住宅課】	△160	
		普通旅費	△56	
		手数料	△90	

## (款) 8. 土木費

## (項) 6. 住宅費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(住宅管理費)							
計	216,537	△16,839	199,698	△7,260		△5,330	△4,249

## (款) 9. 消防費

## (項) 1. 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 常備消防費	1,064,305	△425	1,063,880				△425
2. 非常備消防費	344,769	△8,966	335,803		△2,900	20	△6,086
3. 消防施設費	821,622	△98,885	722,737		△81,300	△17,700	115

一般会計

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		負担金 △14 会議等出席 △14 老朽危険空家対策事業費 【建築住宅課】 △263 普通旅費 △72 手数料 △50 負担金 △32 会議等出席 △32 補助金 △109 老朽危険空家除却支援事業費 △109

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
3. 職員手当等	△180	人件費 △194 児童手当 △180
4. 共済費	△14	健保、厚生年金保険料 △14
8. 旅費	△231	消防活動事業費 【消防本部】 △231 普通旅費 △231
1. 報酬	△966	人件費 △1,060 委員報酬 △966
5. 災害補償費	20	消防団員 △966 災害補償費 20
7. 報償費	△3,341	負担金 △114 福祉共済制度掛金 △114
8. 旅費	△541	非常備消防事業費 【防災課】 △7,906 報償金 △3,341
10. 需用費	△50	費用弁償 △541 食糧費 △50
13. 使用料及び賃借料	△363	会場借上料 △26 機器借上料 △337
17. 備品購入費	△2,860	事業用備品 △2,860 負担金 △256
18. 負担金、補助及び交付金	△865	兵庫県消防協会支部 △30 消防団員指揮幹部科 △226 補助金 △215 消防団員運転資格取得事業費 △215 交付金 △280 消防団運営費 △280
12. 委託料	△1,617	豊岡消防署消防設備・施設整備事業費 【消防本部】 △1,561 事業用備品 △1,561
14. 工事請負費	△88,107	防火水槽整備事業費 【防災課】 △26,973 整備工事費 △19,373

## (款) 9. 消防費

## (項) 1. 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(消防施設費)							
5. 災害対策費	70,267	△8,217	62,050	△4,192			△4,025
計	2,302,449	△116,493	2,185,956	△4,192	△84,200	△17,680	△10,421

## (款) 10. 教育費

## (項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 教育委員会費	2,918	△117	2,801				△117
2. 事務局費	387,577	△1,377	386,200	△32			△1,345

一般会計



(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
16. 公有財産購入費		△7,600	防火水槽 土地購入費 △7,600
17. 備品購入費		△1,561	防火水槽用地 △7,600 高機能消防指令センター整備事業費 【消防本部】 △70,351 投資委託料 △1,617 施工監理 整備工事費 △68,734 高機能消防指令センター
1. 報酬		△560	人件費 △560 委員報酬 △110
8. 旅費		△298	防災会議委員 △110 会計年度任用職員報酬 △450
10. 需用費		△247	防災支援員(防災課) △450 災害対策事業費 【防災課・建築住宅課】 △7,197
11. 役務費		△292	普通旅費 △298 印刷製本費 △34
12. 委託料		△136	修繕料 △213 手数料 △292
13. 使用料及び賃借料		△14	保守点検委託料 △136 公衆無線LAN保守点検
17. 備品購入費		△460	OAソフト借上料 △14 補助金 △6,210
18. 負担金、補助及び交付金		△6,210	土砂災害対策支援事業費 △6,210 避難所充実事業費 【防災課】 △460 事業用備品 △460

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
8. 旅費		△117	教育委員会費 【教育総務課】 △117 費用弁償 △117
1. 報酬		△30	人件費 △766 会計年度任用職員報酬 △30
2. 給料		△457	パートタイム職員 △30 一般職給 △457
4. 共済費		△279	一般職員 △457 共済組合負担金 △132
8. 旅費		△237	健保、厚生年金保険料 △147 教育総務事務局費 【教育総務課】 △110
10. 需用費		△279	普通旅費 △110 学校教育事務局費 【こども教育課】 △159
13. 使用料及び賃借料		△36	普通旅費 △100

## (款) 10. 教育費

## (項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(事務局費)							
3. 教育振興基本計画 推進費	13,117	△1,111	12,006				△1,111
4. 教育研修センター 費	23,380	△1,110	22,270				△1,110
5. 学校振興費	138,441	△5,821	132,620			△222	△5,599
9. 認定こども園費	189,735	△5,441	184,294	47			△5,488
計	895,020	△14,977	880,043	15		△222	△14,770

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
18. 負担金、補助及び交付金	△59	負担金 △59 但馬教科用図書採択地区協議会 △59 幼保対策事業費 【こども育成課】 △342 普通旅費 △27 消耗品費 △276 印刷製本費 △3 通行料 △29 駐車料 △7	
7. 報償費	△176	教育プラン推進事業費 【こども教育課】 △906 報償金 △116	
8. 旅費	△286	費用弁償 △141 消耗品費 △12	
10. 需用費	△12	自動車借上料 △637	
13. 使用料及び賃借料	△637	こども支援センター機能充実事業費 【こども教育課】 △205 報償金 △60 費用弁償 △65 普通旅費 △80	
3. 職員手当等	△146	人件費 △168 期末手当 △146	
4. 共済費	△22	健保、厚生年金保険料 △22 教育研修センター管理費 【こども教育課】 △942	
7. 報償費	△217	報償金 △217 費用弁償 △72	
8. 旅費	△125	普通旅費 △53 消耗品費 △600	
10. 需用費	△600		
1. 報酬	△3,637	人件費 △5,599 会計年度任用職員報酬 △3,637	
3. 職員手当等	△930	パートタイム職員 △3,637 通勤手当 △440	
4. 共済費	△1,032	期末手当 △490 健保、厚生年金保険料 △1,032	
12. 委託料	△222	外国語指導助手招致事業費 【こども教育課】 △222 業務委託料 △222 JETプログラムコーディネート業務	
11. 役務費	△488	認定こども園運営事業費 【こども育成課】 △5,441 通信運搬費 △488	
12. 委託料	△475	業務委託料 △475 通園バス添乗業務	
13. 使用料及び賃借料	△995	自動車借上料 △995 補助金 △3,483	
18. 負担金、補助及び交付金	△3,483	私立認定こども園振興事業費 △3,577 保育教諭のための資格・免許取得支援事業費 94	

## (款) 10. 教育費

## (項) 2. 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 小学校管理費	501,950	△9,200	492,750	△1,901		△501	△6,798
2. 小学校教育振興費	90,751	△4,566	86,185	△1,282			△3,284
3. 小学校施設整備費	326,723	△24,991	301,732		△31,000		6,009
計	919,424	△38,757	880,667	△3,183	△31,000	△501	△4,073

## (款) 10. 教育費

## (項) 3. 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 中学校管理費	225,222	△4,334	220,888	△1,114		△19	△3,201

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報酬	△1,664	人件費	△3,348	
3. 職員手当等	△1,152	会計年度任用職員報酬	△1,664	
4. 共済費	△532	パートタイム職員	△1,664	
12. 委託料	△2,050	通勤手当	△126	
17. 備品購入費	△3,802	期末手当	△1,026	
		健保、厚生年金保険料	△532	
		学校施設管理費 【教育総務課】	△3,802	
		事業用備品	△3,802	
		学校保健安全管理費 【こども教育課】	△2,050	
		業務委託料	△2,050	
		学校医業務		
		児童健康診査業務		
		教職員健康診査業務		
7. 報償費	△300	通学補助事業費 【こども教育課】	△900	
10. 需用費	△700	通信運搬費	△900	
11. 役務費	△900	特別支援教育就学奨励事業費 【こども教育課】	△1,046	
13. 使用料及び賃借料	△1,200	特別支援就学奨励費	△1,046	
19. 扶助費	△1,466	小学校体験活動事業費 【こども教育課】	△2,620	
12. 委託料	△7,655	報償金	△300	
14. 工事請負費	△17,336	消耗品費	△700	
		会場借上料	△1,200	
		小学校体験活動費助成金	△420	
		学校施設整備事業費 【教育総務課】	△24,991	
		投資委託料	△7,655	
		実施設計		
		設計監理		
		整備工事費	△17,336	
		非構造部材等耐震化		

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報酬	△293	人件費	△797	
3. 職員手当等	△119	会計年度任用職員報酬	△293	
4. 共済費	△385	パートタイム職員	△293	
12. 委託料	△1,310	期末手当	△119	
17. 備品購入費	△2,227	健保、厚生年金保険料	△385	
		学校施設管理費 【教育総務課】	△3,067	
		保守点検委託料	△40	
		OA機器保守点検		
		業務委託料	△800	
		ネットワーク設定変更業務		

## (款) 10. 教育費

## (項) 3. 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(中学校管理費)							
2. 中学校教育振興費	70,503	△3,245	67,258	△223			△3,022
3. 中学校施設整備費	83,000	△3,361	79,639	1,933	△11,200		5,906
計	378,725	△10,940	367,785	596	△11,200	△19	△317

## (款) 10. 教育費

## (項) 4. 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 幼稚園費	297,405	△6,716	290,689				△6,716

一般会計

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		事業用備品 <span style="float:right">△2,227</span> 学校保健安全管理費 【こども教育課】 <span style="float:right">△470</span> 業務委託料 <span style="float:right">△470</span> 学校医業務 生徒健康診査業務 教職員健康診査業務
11. 役 務 費	△1,900	通学補助事業費 【こども教育課】 <span style="float:right">△2,800</span> 通信運搬費 <span style="float:right">△1,900</span> 補助金 <span style="float:right">△900</span> 自転車・ヘルメット <span style="float:right">△900</span> 特別支援教育就学奨励事業費 【こども教育課】 <span style="float:right">△445</span> 特別支援就学奨励費 <span style="float:right">△445</span>
18. 負担金、補助及び 交 付 金	△900	
19. 扶 助 費	△445	
12. 委 託 料	△853	学校施設整備事業費 【教育総務課】 <span style="float:right">△3,361</span> 投資委託料 <span style="float:right">△853</span>
14. 工 事 請 負 費	△2,508	設計監理 整備工事費 <span style="float:right">△2,508</span> 空調設備 豊岡北中学校

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 報 酬	△1,417	人件費 <span style="float:right">△4,492</span> 会計年度任用職員報酬 <span style="float:right">△1,417</span>
2. 給 料	△1,521	パートタイム職員 <span style="float:right">△864</span> 幼稚園教諭 (こども育成課) <span style="float:right">△553</span>
3. 職 員 手 当 等	△758	一般職給 <span style="float:right">△1,521</span> 一般職員 <span style="float:right">△1,159</span>
4. 共 済 費	△796	会計年度任用職員 <span style="float:right">△362</span> 通勤手当 <span style="float:right">△185</span>
8. 旅 費	△260	期末手当 <span style="float:right">△573</span> 健保、厚生年金保険料 <span style="float:right">△408</span>
10. 需 用 費	△500	学校共済組合負担金 <span style="float:right">△388</span> 幼稚園運営事業費 【こども育成課】 <span style="float:right">△1,724</span>
11. 役 務 費	△564	普通旅費 <span style="float:right">△260</span> 通信運搬費 <span style="float:right">△564</span>
12. 委 託 料	△813	業務委託料 <span style="float:right">△813</span> 通園バス添乗業務
13. 使用料及び賃借料	△57	著作権料 <span style="float:right">△12</span> 通行料 <span style="float:right">△42</span>
18. 負担金、補助及び 交 付 金	△30	駐車料 <span style="float:right">△3</span> 負担金 <span style="float:right">△30</span>

## (款) 10. 教育費

## (項) 4. 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(幼稚園費)							
計	297,405	△6,716	290,689				△6,716

## (款) 10. 教育費

## (項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 社会教育総務費	139,159	△10,621	128,538	△9,000		△154	△1,467
2. 人権教育費	9,497	△1,950	7,547				△1,950
3. 文化財保護費	204,029	△34,097	169,932	△27,912		△1,494	△4,691

一般会計



(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		会議等出席 <span style="float:right">△30</span> 幼稚園施設管理費 【教育総務課】 <span style="float:right">△500</span> 光熱水費 <span style="float:right">△500</span>

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 報酬	△107	人件費 <span style="float:right">△107</span>
7. 報償費	△48	委員報酬 <span style="float:right">△107</span> 社会教育委員 <span style="float:right">△107</span>
10. 需用費	△60	市展事業費 【文化振興課】 <span style="float:right">△1,615</span> 報償金 <span style="float:right">△48</span> 消耗品費 <span style="float:right">△101</span>
11. 役務費	△79	燃料費 <span style="float:right">△1</span>
12. 委託料	△125	印刷製本費 <span style="float:right">△58</span> 手数料 <span style="float:right">△79</span> 業務委託料 <span style="float:right">△125</span>
13. 使用料及び賃借料	△1,203	市展運営業務 会場借上料 <span style="float:right">△1,203</span>
18. 負担金、補助及び交付金	△8,999	文化振興費 【文化振興課】 <span style="float:right">△8,999</span> 補助金 <span style="float:right">△8,999</span> 文化芸術活動再開支援事業費 <span style="float:right">△8,999</span> 生涯学習サロン管理費 【生涯学習課】 <span style="float:right">100</span> 消耗品費 <span style="float:right">100</span>
7. 報償費	△542	人権教育推進事業費 【生涯学習課】 <span style="float:right">△1,950</span> 報償金 <span style="float:right">△542</span>
10. 需用費	△85	消耗品費 <span style="float:right">△85</span>
12. 委託料	△729	業務委託料 <span style="float:right">△729</span> 市民意識・実態調査支援業務
13. 使用料及び賃借料	△104	自動車借上料 <span style="float:right">△104</span>
18. 負担金、補助及び交付金	△490	補助金 <span style="float:right">△490</span> 豊岡市人権教育推進協議会 <span style="float:right">△490</span>
1. 報酬	△1,556	人件費 <span style="float:right">△1,578</span> 会計年度任用職員報酬 <span style="float:right">△1,556</span>
4. 共済費	△22	作業員 (文化振興課) <span style="float:right">△893</span> 出土遺物整理員 (文化振興課) <span style="float:right">△663</span>
7. 報償費	△330	健保、厚生年金保険料 <span style="float:right">△22</span>
8. 旅費	△738	埋蔵文化財発掘調査事業費 【文化振興課】 <span style="float:right">△237</span> 報償金 <span style="float:right">10</span> 費用弁償 <span style="float:right">△12</span>

## (款) 10. 教育費

## (項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(文化財保護費)							
4. 青少年教育費	10,840	△1,899	8,941			95	△1,994
6. 図書館費	177,420	△3,286	174,134				△3,286
7. 市民会館等管理費	98,286	△3,338	94,948			△3,410	72

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
10. 需用費	△231	消耗品費	△27
		燃料費	△21
11. 役務費	△20	印刷製本費	△150
		手数料	△20
12. 委託料	△676	自動車借上料	△17
		伝統的建造物群保存地区保存事業費 【出石地域振興課】	△769
13. 使用料及び賃借料	△17	報償金	△280
		費用弁償	△365
		普通旅費	△124
16. 公有財産購入費	△30,507	但馬国分寺跡整備事業費 【文化振興課】	△31,513
		報償金	△60
		費用弁償	△138
		普通旅費	△99
		消耗品費	△33
		投資委託料	△695
		物件補償調査 測量	19
		業務委託料 不動産鑑定業務	
		土地購入費	△30,507
		但馬国分寺跡	△30,507
11. 役務費	△407	青少年健全育成事業費 【生涯学習課】	△1,094
		補助金	△1,094
14. 工事請負費	△398	子ども会連絡協議会運営費	△799
		子どもと心でつながる市民運動推進費	△295
18. 負担金、補助及び交付金	△1,094	竹野青少年野外活動施設管理費 【生涯学習課】	△398
		補修工事費	△398
		コテージ	
		放課後子ども教室推進事業費 【こども育成課】	△407
		保険料	△407
1. 報酬	△415	人件費	△1,266
		会計年度任用職員報酬	△415
3. 職員手当等	△494	パートタイム職員	△415
		通勤手当	△121
4. 共済費	△357	期末手当	△373
		健保、厚生年金保険料	△357
12. 委託料	△2,020	図書館管理費 【生涯学習課】	△2,020
		保守点検委託料	△806
		情報システム保守点検	
		業務委託料	△1,214
		図書館情報システム更新業務	
1. 報酬	△683	人件費	△873
		委員報酬	△53
3. 職員手当等	△114	文化会館運営委員会委員	△53
		会計年度任用職員報酬	△630
4. 共済費	△76	パートタイム職員	△307
		操作員 (文化振興課)	△323
12. 委託料	△2,465	期末手当	△114
		健保、厚生年金保険料	△76

## (款) 10. 教育費

## (項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
(市民会館等管理費)							
8. 市民会館等自主事業費	17,122	△2,287	14,835			△3,111	824
9. 博物館等管理費	123,109	△1,243	121,866			△31	△1,212
10. 博物館等自主事業費	16,344	△627	15,717			938	△1,565
15. 新文化会館整備費	3,200	△2,123	1,077			△2,200	77
計	812,033	△61,471	750,562	△36,912		△9,367	△15,192

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
			豊岡市民会館管理費 【文化振興課】	△2,465
			保守点検委託料	△100
			消防設備保守点検	
			受水槽保守点検	
			業務委託料	△2,365
			舞台操作及び技術指導業務	
10. 需用費		△361	市民会館等自主事業費 【文化振興課】	△2,287
			食糧費	△130
11. 役務費		△150	印刷製本費	△231
			手数料	△150
12. 委託料		△1,776	業務委託料	△1,776
			公演業務	
1. 報酬		△79	人件費	△377
			会計年度任用職員報酬	△79
3. 職員手当等		△146	パートタイム職員	△79
			期末手当	△146
4. 共済費		△152	健保、厚生年金保険料	△152
			歴史博物館管理費 【文化振興課】	△210
7. 報償費		△100	保守点検委託料	△210
			空調設備保守点検	
8. 旅費		△100	日本・モンゴル民族博物館管理費 【文化振興課】	△207
			報償金	△100
10. 需用費		△7	費用弁償	△100
			消耗品費	△2
11. 役務費		△449	食糧費	△5
			美術館管理費 【文化振興課】	△449
12. 委託料		△210	保険料	△449
7. 報償費		△130	美術館事業費 【文化振興課】	△215
			報償金	△130
11. 役務費		△285	保険料	△85
			植村直己顕彰事業費 【生涯学習課】	△412
18. 負担金、補助及び交付金		△212	手数料	△200
			負担金	△12
			日本山岳会	△12
			補助金	△200
			植村直己に学ぶ野外活動実行委員会	△200
12. 委託料		△2,123	新文化会館整備事業費 【新文化会館整備推進室】	△2,123
			業務委託料	△2,123
			地歴調査	

## (款) 10. 教育費

## (項) 6. 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 保健体育総務費	141,511	△5,991	135,520		△3,900	180	△2,271
3. 出石海洋センター費	21,199	0	21,199			△193	193
4. 体育館費	54,967	△198	54,769			△24	△174
5. 市民グラウンド費	76,496	△69	76,427			△486	417
7. 学校給食共同調理所費	369,334	△15,666	353,668				△15,666
8. 学校給食費	367,183	4,806	371,989				4,806
計	1,043,156	△17,118	1,026,038		△3,900	△523	△12,695

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
4. 共 済 費	△20	人件費 △20 健保、厚生年金保険料 △20
12. 委 託 料	△1,248	生涯スポーツ振興事業費 【スポーツ振興課】 △548 事業委託料 △548
13. 使用料及び賃借料	△500	スポーツ大会開催事業 スポーツ教室開催事業
14. 工 事 請 負 費	△4,000	学校開放事業費 【スポーツ振興課】 △4,400 投資委託料 △400
18. 負担金、補助及び 交 付 金	△223	設計監理 整備工事費 △4,000 屋外体育施設 オリンピック・パラリンピック推進事業費 【スポー ツ振興課】 △1,023 業務委託料 △300 合宿受入支援業務 自動車借上料 △500 負担金 △223 ボート日本代表食支援事業費 △200 とよおか2020スポーツ実行委員会 △23
		財源更正
11. 役 務 費	△198	城崎ボートセンター管理費 【スポーツ振興課】 △198 通信運搬費 △198
14. 工 事 請 負 費	△69	城崎スポーツ広場管理費 【スポーツ振興課】 △69 補修工事費 △69 汚水管
1. 報 酬	△10,515	人件費 △15,666 会計年度任用職員報酬 △10,515
3. 職 員 手 当 等	△3,118	パートタイム職員 △10,515 通勤手当 △52
4. 共 済 費	△2,033	期末手当 △3,066 健保、厚生年金保険料 △2,033
10. 需 用 費	4,806	賄用需用費 【教育総務課】 4,806 燃料費 3,095 光熱水費 1,711

## (款) 11. 災害復旧費

## (項) 1. 農林水産業施設災害復旧費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 農林水産業施設災害復旧費	33,000	△20,752	12,248	△10,384	△7,800	248	△2,816
計	33,000	△20,752	12,248	△10,384	△7,800	248	△2,816

## (款) 13. 諸支出金

## (項) 1. 普通財産取得費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 土地取得費	76,545	1,300	77,845			1,300	
計	76,545	1,300	77,845			1,300	



(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
12. 委託料	△1,460	農地農業用施設災害復旧事業費 【農林水産課】 投資委託料 設計等
14. 工事請負費	△19,292	災害復旧工事費 農地農業用施設

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
16. 公有財産購入費	1,300	土地取得費 【財政課】 土地購入費 土地開発基金用地

補正予算給与費明細書

1 特別職

区分	職員数 (人)	給 与 費				計 (千円)	共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	その他 の手当 (千円)				
補正後	長 等	4		27,956	11,117 (4.45月分)	39,073	6,758	45,831	
	議 員	24	104,401		37,046 (4.45月分)	141,447	32,887	174,334	
	その他の 特別職	2,762	103,883			103,883	486	104,369	
	計	2,790	208,284	27,956	48,163	284,403	40,131	324,534	
補正前	長 等	4		33,301	11,783 (4.45月分)	45,084	8,035	53,119	
	議 員	24	105,012		44,784 (4.45月分)	149,796	34,338	184,134	
	その他の 特別職	2,882	107,758			107,758	486	108,244	
	計	2,910	212,770	33,301	56,567	302,638	42,859	345,497	
比 較	長 等	0	0	△ 5,345	△ 666	0	△ 6,011	△ 1,277	△ 7,288
	議 員	0	△ 611	0	△ 7,738	0	△ 8,349	△ 1,451	△ 9,800
	その他の 特別職	△ 120	△ 3,875	0	0	△ 3,875	0	△ 3,875	
	計	△ 120	△ 4,486	△ 5,345	△ 8,404	△ 18,235	△ 2,728	△ 20,963	

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)					
補正後	( 975 ) 852	1,187,156	3,008,650	2,185,751	6,381,557	1,193,857	7,575,414		
補正前	( 994 ) 855	1,216,911	3,015,128	2,205,444	6,437,483	1,206,517	7,644,000		
比 較	( △19 ) △ 3	△ 29,755	△ 6,478	△ 19,693	△ 55,926	△ 12,660	△ 68,586		

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	105,273	38,818	116,312	2,736	12,576
	補正前	105,273	38,969	118,161	2,736	12,576
	比 較	0	△ 151	△ 1,849	0	0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補正後	330,753	34,580	10,092	48	101,756
	補正前	338,746	34,580	10,092	48	101,756
	比 較	△ 7,993	0	0	0	0
	区 分	管理職員特別 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後	700	899,566	480,581	51,960	
	補正前	700	908,682	480,985	52,140	
	比 較	0	△ 9,116	△ 404	△ 180	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	( 795 )		2,894,079	1,916,538	4,810,617	964,729	5,775,346	
補 正 前	( 795 )		2,898,556	1,925,656	4,824,212	966,393	5,790,605	
比 較	( 0 )		△ 4,477	△ 9,118	△ 13,595	△ 1,664	△ 15,259	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後	105,273	38,818	67,771	2,736	12,576
	補 正 前	105,273	38,969	67,874	2,736	12,576
	比 較	0	△ 151	△ 103	0	0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補 正 後	330,753	34,580	10,092	48	101,756
	補 正 前	338,746	34,580	10,092	48	101,756
	比 較	△ 7,993	0	0	0	0
	区 分	管理職員特別 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補 正 後	700	678,894	480,581	51,960	
	補 正 前	700	679,181	480,985	52,140	
	比 較	0	△ 287	△ 404	△ 180	

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	( 975 ) 57	1,187,156	114,571	269,213	1,570,940	229,128	1,800,068	
補 正 前	( 994 ) 60	1,216,911	116,572	279,788	1,613,271	240,124	1,853,395	
比 較	( △19 ) △ 3	△ 29,755	△ 2,001	△ 10,575	△ 42,331	△ 10,996	△ 53,327	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後			48,541		
	補 正 前			50,287		
	比 較			△ 1,746		
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補 正 後					
	補 正 前					
	比 較					
	区 分	管理職員特別 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補 正 後		220,672			
	補 正 前		229,501			
	比 較		△ 8,829			

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 6,478	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	△ 6,478	職員の変動によるもの △ 6,478 千円	
職員手当	△ 19,693	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	△ 19,693	扶養手当 千円 住居手当 △ 151 千円 通勤手当 △ 1,849 千円 単身赴任手当 千円 特殊勤務手当 千円 時間外勤務手当 △ 7,993 千円 休日勤務手当 千円 夜間勤務手当 千円 宿日直手当 千円 管理職手当 千円 管理職員特別勤務手当 千円 期末手当 △ 9,116 千円 勤勉手当 △ 404 千円 児童手当 △ 180 千円	



地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末  
及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当 該 年 度 中	
			当 該 年 度 中 起 債	
			補正前の額	補 正 額
1. 普 通 債	35,266,845	32,433,342	3,778,300	△ 135,200
(1) 総 務	5,540,700	4,702,690	585,800	△ 5,800
(3) 衛 生	6,731,919	6,017,186	25,500	△ 13,800
(4) 農 林 水 産	1,045,582	996,294	117,300	8,600
(5) 商 工	1,734,396	1,492,064	193,500	△ 3,500
(6) 土 木	7,478,743	7,083,294	1,505,100	9,600
(7) 消 防	3,308,291	3,530,437	697,400	△ 84,200
(8) 教 育	8,846,928	8,303,927	653,700	△ 46,100
2. 災 害 復 旧 債	328,150	315,948	9,400	△ 7,800
(1) 農 林 水 産	87,083	81,588	9,400	△ 7,800
3. そ の 他 債	16,330,391	16,217,266	1,393,200	△ 348,900
(3) 臨 時 財 政 対 策 債	15,524,237	15,318,254	1,257,500	△ 344,500
(5) 過 疎 対 策 事 業 債 (過疎地域持続的発展特別事業分)	440,400	436,868	135,700	△ 4,400
合 計	51,925,386	48,966,556	5,180,900	△ 491,900

(単位 千円)

増減見込み		当該年度末現在高見込額		
見込額	当該年度中 元金償還見込額	補正前の額	補正額	補正後の額
3,643,100	5,147,515	31,064,127	△ 135,200	30,928,927
580,000	862,612	4,425,878	△ 5,800	4,420,078
11,700	737,153	5,305,533	△ 13,800	5,291,733
125,900	101,304	1,012,290	8,600	1,020,890
190,000	248,294	1,437,270	△ 3,500	1,433,770
1,514,700	1,110,191	7,478,203	9,600	7,487,803
613,200	548,651	3,679,186	△ 84,200	3,594,986
607,600	1,447,158	7,510,469	△ 46,100	7,464,369
1,600	30,176	295,172	△ 7,800	287,372
1,600	15,627	75,361	△ 7,800	67,561
1,044,300	1,507,532	16,102,934	△ 348,900	15,754,034
913,000	1,298,458	15,277,296	△ 344,500	14,932,796
131,300	150,532	422,036	△ 4,400	417,636
4,689,000	6,685,223	47,462,233	△ 491,900	46,970,333

歳入補正予算総括表

款	名 称	補正前の額	補 正 額	計
1	市 税	9,143,255	188,000	9,331,255
12	地 方 交 付 税	17,319,806	632,697	17,952,503
14	分 担 金 及 び 負 担 金	192,762	△ 10,915	181,847
15	使 用 料 及 び 手 数 料	756,107	△ 26,451	729,656
16	国 庫 支 出 金	8,675,950	△ 26,906	8,649,044
17	県 支 出 金	3,223,787	△ 59,694	3,164,093
18	財 産 収 入	91,720	6,582	98,302
19	寄 附 金	1,232,770	△ 1,900	1,230,870



(単位 千円)

主 な 内 容			
市民税 (個人)	38,000	市民税 (法人)	130,000
固定資産税	△ 25,000	市たばこ税	60,000
入湯税	△ 15,000		
普通交付税	632,697		
老人福祉法第28条収入	△ 2,902	特定教育・保育施設利用者負担金	△ 9,057
城崎国際アートセンター	△ 900	温泉	△ 4,312
駐車場	△ 6,434	住宅	△ 7,628
豊岡市民会館	△ 3,410	印鑑証明	△ 1,053
ごみ処理	1,584	し尿処理	△ 2,322
特別障害者手当等給付費	△ 1,627	国民健康保険基盤安定費	3,590
障害者 (児) 自立支援給付費	11,062	生活困窮者自立相談支援事業等	△ 2,872
母子生活支援施設措置費	△ 1,192	児童扶養手当給付費	△ 6,170
児童手当	△ 29,411	社会保障・税番号制度システム整備費	4,580
新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金	△ 12,700	社会資本整備総合交付金	8,904
母子家庭等対策総合支援事業費	△ 1,185	子どものための教育・保育給付交付金	△ 2,337
保育体制強化事業費	△ 2,210	子育てのための施設等利用給付交付金	△ 1,852
保育利用支援事業費	△ 4,465	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費	1,150
健 (検) 診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業費	1,030	公立学校情報機器整備費	△ 1,901
学校施設環境改善交付金	1,933	公立学校情報機器整備費	△ 1,114
史跡等購入費	△ 25,560	地方創生臨時交付金	41,535
国民健康保険基盤安定費	14,808	障害者 (児) 自立支援給付費	7,582
後期高齢者医療保険基盤安定費	△ 6,883	教育・保育給付費	△ 6,461
児童手当	△ 6,019	地域再生大作戦事業費	△ 1,322
空き家活用支援事業費	△ 4,000	地域介護拠点整備費	△ 19,926
延長保育促進事業費	△ 1,789	一時預かり事業費	△ 1,173
健康増進事業費	△ 3,742	多面的機能支払交付金	△ 3,301
地籍調査事業費	29,868	環境保全型農業直接支払推進交付金	△ 1,135
新規就農総合支援事業費	△ 1,065	農村地域防災減災事業費	1,436
鳥獣被害防止総合対策事業費	△ 2,040	農業水路等長寿命化・防災減災事業費	△ 8,701
担い手確保・経営強化支援交付金	7,250	農山漁村振興交付金	△ 10,089
雪害施設復旧補助事業費	△ 4,227	森林環境保全整備事業費	△ 11,839
治山事業費	△ 2,205	緊急防災林整備事業費	△ 21,783
混交林整備事業費	△ 14,542	並型魚礁設置事業費	△ 1,625
史跡等購入費	△ 2,129	農地農業用施設災害復旧費	△ 10,384
住宅・建築物の土砂災害対策支援事業費	△ 2,052	兵庫県知事選挙事務	△ 6,164
衆議院議員選挙費事務	△ 7,615	経済センサス調査事務	△ 1,460
基盤整備促進事業	57,092	公共用地取得事務	△ 2,047
海岸環境整備事業	△ 4,352		
財政調整基金利子	△ 9,900	土地売却収入	13,673
企業版ふるさと応援寄附金	△ 2,000	社会教育事業費寄附金	100

款 名 称		補正前の額	補 正 額	計
20	繰 入 金	3,025,921	△ 1,002,638	2,023,283
21	繰 越 金	974,525	194,172	1,168,697
22	諸 収 入	1,695,694	△ 59,524	1,636,170
23	市 債	4,731,200	△ 491,900	4,239,300
歳 入 合 計		53,882,935	△ 658,477	53,224,458

主 な 内 容			
太陽光発電事業特別会計	△ 2,473	財政調整基金	△ 927,442
福祉基金	△ 6,020	コウノトリ基金	△ 450
地域振興基金	△ 46,200	公共施設整備基金	△ 19,900
保育所弁償金	△ 1,520	各種検診弁償金	△ 13,454
他会計負担分消耗品等	△ 1,812	受益者負担金	△ 2,404
光熱水費等使用者負担金	△ 6,365	認定こども園給食費負担金	△ 1,025
事業負担金	△ 4,696	協議会等負担金	△ 20,161
補助金・交付金	△ 4,634	市民会館等入場料	△ 3,061
バス交通対策事業債	△ 2,000	鉄道交通対策事業債	△ 4,300
コミュニティセンター整備事業債	500	水道施設整備事業債	△ 15,500
清掃施設整備事業債	1,700	土地改良事業債	12,800
治山事業債	△ 4,200	観光施設整備事業債	△ 3,500
急傾斜地崩壊対策事業債	△ 400	土木管理事業債	△ 14,600
道路整備事業債	△ 5,500	橋りょう整備事業債	1,600
公園整備事業債	18,000	都市計画施設整備事業債	10,500
消防防災施設整備事業債	△ 31,500	消防防災設備整備事業債	△ 52,700
公立小学校整備事業債	△ 31,000	公立中学校整備事業債	△ 11,200
保健体育施設整備事業債	△ 3,900	補助災害復旧事業債	△ 5,300
単独災害復旧事業債	△ 2,500	臨時財政対策債	△ 344,500
過疎対策事業債 (過疎地域持続的発展特別事業分)	△ 4,400		

## 歳出補正予算総括表

款	名 称	補正前の額	補 正 額	計
1	議 会 費	270,204	△ 14,892	255,312
2	総 務 費	9,009,038	68,198	9,077,236
3	民 生 費	15,990,860	△ 206,888	15,783,972
4	衛 生 費	5,187,446	△ 100,323	5,087,123

(単位 千円)

主 な 内 容			
人件費	△ 9,800	議会管理費	△ 639
議会運営活動費	△ 4,453		
人件費	8,963	一般管理費	△ 9,761
秘書渉外費	△ 1,600	職員研修事業費	△ 4,782
自動車管理費	△ 2,892	土地管理費	△ 4,136
基金管理費	254,435	財産管理費	△ 55,862
企画調整費	△ 1,564	地域おこし協力隊推進事業費	△ 21,117
鉄道交通対策事業費	7,103	バス交通対策事業費	9,600
公共交通利用促進事業費	3,600	公共交通対策事業費	△ 1,200
ごみの減量・資源化対策事業費	△ 3,311	太陽光発電システム導入補助事業費	△ 2,051
生物多様性推進事業費	△ 1,255	竹野振興局プロジェクト事業費	△ 5,523
日高振興局プロジェクト事業費	△ 2,063	庁舎管理費	△ 2,022
但馬空港利用促進事業費	△ 8,000	防犯対策事業費	△ 1,608
地域コミュニティ推進事業費	△ 2,820	コミュニティセンター管理費	△ 1,200
企業誘致推進事業費	△ 2,787	内発型産業育成事業費	△ 5,671
定住推進事業費	△ 12,990	観光事業費	△ 3,216
海外戦略推進事業費	△ 2,660	豊岡演劇祭協同開催事業費	△ 20,224
新規就農総合支援事業費	△ 1,290	英語教育推進事業費	△ 7,133
英語遊び保育推進事業費	△ 1,000	賦課徴収事務費	△ 1,419
戸籍住民基本台帳事務費	1,665	衆議院議員選挙費	△ 2,098
兵庫県知事選挙費	△ 3,493	市議会議員選挙費	△ 3,392
人件費	△ 15,787	特別障害者手当等運営対策事業費	△ 2,169
国民健康保険事業特別会計（事業勘定）繰出金	22,375	国民健康保険事業特別会計（直診勘定）繰出金	△ 1,702
地域福祉計画策定事業費	△ 1,331	身体障害者福祉事業費	△ 1,574
知的障害者福祉事業費	△ 6,164	精神障害者福祉事業費	△ 1,500
重度障害者医療費助成事業費	△ 1,181	障害者（児）自立支援給付事業費	23,555
障害者（児）医療給付事業費	1,053	自立相談支援事業費	△ 2,000
住居確保給付金支給事業費	△ 3,750	生活困窮者自立支援金給付事業費	△ 12,700
介護保険事業特別会計繰出金	△ 18,176	後期高齢者医療事業特別会計繰出金	△ 9,880
老人福祉事業費	△ 3,713	老人保護措置事業費	△ 15,072
民間老人福祉施設助成事業費	△ 19,926	児童扶養手当給付事業費	△ 16,794
子育てセンター運営事業費	△ 992	児童手当給付事業費	△ 41,450
養育支援訪問事業費	△ 1,150	子育て世帯生活支援特別給付金支給事業費	△ 17,700
放課後児童クラブ整備事業費	△ 1,791	児童保育運営事業費	△ 20,586
私立保育園等振興事業費	△ 21,229	子ども子育て支援交付金等事業費	△ 6,306
児童保育運営事業費	△ 1,218	母子・父子福祉事業費	△ 1,580
母子生活支援施設措置事業費	△ 2,385	子育て世帯への臨時特別給付金支給事業費	1,755
人件費	△ 532	総合健康ゾーン健康増進施設管理費	△ 6,800
健康診査事業費	△ 12,174	母子保健事業費	△ 10,472
歩いて暮らすまちづくり推進事業費	△ 1,271	公立豊岡病院組合負担金	△ 30,040
診療所事業特別会計繰出金	3,468	水道事業会計負担金	△ 15,516
塵芥処理事業費	△ 22,622	最終処分場管理費	△ 1,685

款	名 称	補正前の額	補 正 額	計
5	労 働 費	64,821	△ 238	64,583
6	農 林 水 産 業 費	1,704,949	△ 36,808	1,668,141
7	商 工 費	1,903,155	△ 68,403	1,834,752
8	土 木 費	6,030,277	△ 13,199	6,017,078
9	消 防 費	2,302,449	△ 116,493	2,185,956
10	教 育 費	4,345,763	△ 149,979	4,195,784
11	災 害 復 旧 費	33,000	△ 20,752	12,248
13	諸 支 出 金	76,545	1,300	77,845
	歳 出 合 計	53,882,935	△ 658,477	53,224,458

主 な 内 容			
若者定住促進事業費	△ 238		
人件費	△ 544	農業委員会費	△ 1,195
農業振興事業費	△ 9,290	有害鳥獣駆除対策事業費	△ 2,675
鳥獣被害防止緊急対策事業費	△ 28,634	多面的機能支払事業費	△ 4,527
環境保全型農業直接支払事業費	△ 1,513	法人化・高度化促進施設整備事業費	△ 903
農業用施設管理費	△ 11,712	基盤整備促進事業費	70,604
地籍調査事業費	37,623	ポンプ場管理費	997
林業総務費	△ 1,674	市行造林事業費	△ 22,458
森林管理100%作戦推進事業費	△ 13,588	治山事業費	△ 5,905
松くい虫防除事業費	△ 965	緊急防災林整備事業費	△ 21,783
混交林整備事業費	△ 14,542	並型魚礁設置事業費	△ 1,950
人件費	△ 1,346	商工振興事業費	△ 43,642
産業用地整備事業費	△ 12,175	観光事業費	△ 5,713
情報戦略推進事業費	△ 466	竹野川湊館管理費	△ 2,058
但東シルク温泉やまびこ管理費	△ 1,764	城崎観光施設管理費	△ 1,069
排水機樋門管理費	△ 14,600	橋りょう長寿命化事業費	△ 10,000
河川改良事業費	△ 1,000	海岸環境整備事業費	△ 4,352
都市景観形成事業費	△ 2,306	Weふらざ整備事業費	11,805
公園施設長寿命化事業費	36,000	下水道事業会計負担金	△ 10,435
住宅管理費	△ 7,200	住宅耐震改修促進事業費	△ 9,216
人件費	△ 1,814	非常備消防事業費	△ 7,906
豊岡消防署消防設備・施設整備事業費	△ 1,561	防火水槽整備事業費	△ 26,973
高機能消防指令センター整備事業費	△ 70,351	災害対策事業費	△ 7,197
人件費	△ 35,057	教育研修センター管理費	△ 942
認定こども園運営事業費	△ 5,441	学校施設管理費(小)	△ 3,802
学校保健安全管理費	△ 2,050	特別支援教育就学奨励事業費	△ 1,046
小学校体験活動事業費	△ 2,620	学校施設整備事業費(小)	△ 24,991
学校施設管理費(中)	△ 3,067	通学補助事業費	△ 2,800
学校施設整備事業費(中)	△ 3,361	幼稚園運営事業費	△ 1,724
市展事業費	△ 1,615	文化振興費	△ 8,999
人権教育推進事業費	△ 1,950	但馬国分寺跡整備事業費	△ 31,513
青少年健全育成事業費	△ 1,094	図書館管理費	△ 2,020
豊岡市民会館管理費	△ 2,465	市民会館等自主事業費	△ 2,287
新文化会館整備事業費	△ 2,123	学校開放事業費	△ 4,400
オリンピック・パラリンピック推進事業費	△ 1,023	賄用需用費	4,806
農地農業用施設災害復旧事業費	△ 20,752		
土地取得費	1,300		

## 歳出節別補正予算

(単位 千円)

番号	節 別	補正前の額	補 正 額	計
1	報 酬	1,429,681	△ 34,241	1,395,440
2	給 料	3,048,429	△ 11,823	3,036,606
3	職 員 手 当 等	2,262,011	△ 28,097	2,233,914
4	共 済 費	1,250,130	△ 15,388	1,234,742
5	災 害 補 償 費	1,736	20	1,756
7	報 償 費	334,071	△ 21,624	312,447
8	旅 費	83,019	△ 27,491	55,528
9	交 際 費	3,063	△ 1,000	2,063
10	需 用 費	1,688,594	△ 16,872	1,671,722
11	役 務 費	445,727	△ 16,777	428,950
12	委 託 料	4,712,960	△ 91,475	4,621,485
13	使 用 料 及 び 賃 借 料	418,093	△ 20,515	397,578
14	工 事 請 負 費	3,908,339	△ 93,385	3,814,954
15	原 材 料 費	18,283	△ 800	17,483
16	公 有 財 産 購 入 費	520,231	△ 41,270	478,961
17	備 品 購 入 費	300,536	△ 10,130	290,406
18	負 担 金 、 補 助 及 び 交 付 金	13,265,013	△ 336,446	12,928,567
19	扶 助 費	7,325,699	△ 90,862	7,234,837
21	補 償 、 補 填 及 び 賠 償 金	111,581	△ 56,170	55,411
22	償 還 金 、 利 子 及 び 割 引 料	7,096,944	5,373	7,102,317
24	積 立 金	1,465,754	254,435	1,720,189
26	公 課 費	3,166	△ 24	3,142
27	繰 出 金	2,753,015	△ 3,915	2,749,100
歳 出 合 計		53,882,935	△ 658,477	53,224,458



## 歳出性質別補正予算

(単位 千円)

番号	性 質 別	補正前の額	補 正 額	計
1	人 件 費	8,513,274	△ 55,671	8,457,603
2	物 件 費	6,746,793	△ 132,084	6,614,709
3	維 持 補 修 費	217,407	△ 219	217,188
4	扶 助 費	7,325,789	△ 90,862	7,234,927
5	補 助 費 等	13,848,272	△ 412,922	13,435,350
(1)	負 担 金 ・ 寄 附 金 補 助 金 ・ 交 付 金	12,809,040	△ 326,177	12,482,863
(2)	そ の 他	1,039,232	△ 86,745	952,487
6	普 通 建 設 事 業 費	5,418,661	△ 196,487	5,222,174
(1)	補 助 事 業 費	2,114,570	36,676	2,151,246
(2)	単 独 事 業 費	3,304,091	△ 233,163	3,070,928
7	災 害 復 旧 事 業 費	33,000	△ 20,752	12,248
(1)	補 助 事 業 費	23,000	△ 16,248	6,752
(2)	単 独 事 業 費	10,000	△ 4,504	5,496
10	積 立 金	1,465,754	254,435	1,720,189
13	繰 出 金	2,753,015	△ 3,915	2,749,100
歳 出 合 計		53,882,935	△ 658,477	53,224,458

# 一般会計投資的経費一覧

< 普通建設事業 >

(単位:千円)

事業名	予算額	特 定 財 源			一般財源	
		国県支出金	地 方 債	そ の 他		
総務費	一般管理費	△ 5,500			△ 5,500	
	土地管理費	△ 2,346			△ 2,346	
	鉄道交通対策事業費	△ 4,242		△ 4,300	58	
	バス交通対策事業費	△ 1,867		△ 2,000	133	
	日高振興局プロジェクト事業費	△ 2,063	△ 723		△ 1,340	
	庁舎管理費(出石)	△ 1,924			△ 1,924	
	コミュニティセンター管理費			500	△ 500	
小 計	△ 17,942	△ 723	△ 5,800		△ 11,419	
民生費	住宅改造費助成事業費	△ 506	△ 131		△ 375	
	放課後児童クラブ整備事業費	△ 1,791			△ 1,791	
小 計	△ 2,297	△ 131			△ 2,166	
衛生費	浄化槽設置事業費	△ 793	△ 264		△ 529	
	塵芥処理事業費	1,833		1,700	133	
	最終処分場管理費	△ 418			△ 1,913	1,495
小 計	622	△ 264	1,700	△ 1,913	1,099	
農林水産	農業振興事業費	7,250	7,250			
	有害鳥獣駆除対策事業費	△ 361			△ 361	
	鳥獣被害防止緊急対策事業費	△ 28,634			△ 20,161	△ 8,473
	法人化・高度化促進施設整備事業費	△ 903	△ 602			△ 301
	農業用施設管理費	△ 11,712	△ 7,011	△ 3,000		△ 1,701
	基盤整備促進事業費	71,374	54,250	15,800	625	699
	ポンプ場管理費	△ 254				△ 254
	市行造林事業費	△ 22,458	△ 11,839		885	△ 11,504
	森林管理100%作戦推進事業費	△ 13,573			△ 3,195	△ 10,378
	治山事業費	△ 5,905	△ 2,205	△ 4,200	△ 33	533
並型魚礁設置事業費	△ 1,950	△ 1,625			△ 325	
小 計	△ 7,126	38,218	8,600	△ 21,879	△ 32,065	
商工費	産業用地整備事業費	△ 11,257			△ 11,257	
	竹野川湊館管理費	△ 1,703		△ 1,700	△ 3	
	但東シルク温泉やまびこ管理費	△ 1,764		△ 1,800	36	
	城崎観光施設管理費	△ 315			△ 315	
小 計	△ 15,039		△ 3,500		△ 11,539	
土木費	急傾斜地崩壊対策事業費	△ 318		△ 400	204	△ 122
	排水機樋門管理費	△ 14,600		△ 14,600		

<普通建設事業>

(単位:千円)

事業名		予算額	特定財源			一般財源
			国県支出金	地方債	その他	
土木費 (つづき)	道路維持事業費		△ 1,085	△ 5,500		6,585
	橋りょう長寿命化事業費	△ 10,000	1,085	1,600		△ 12,685
	河川改良事業費	△ 1,000				△ 1,000
	W e ぷらご整備事業費	11,805		10,500		1,305
	公園施設長寿命化事業費	36,000	18,000	18,000		
	住宅管理費	△ 7,000	△ 3,183		△ 6,233	2,416
	住宅耐震改修促進事業費	△ 4,415	△ 3,250			△ 1,165
小計		10,472	11,567	9,600	△ 6,029	△ 4,666
消防費	非常備消防事業費	△ 2,860		△ 2,900		40
	豊岡消防署消防設備・施設整備事業費	△ 1,561		△ 1,600		39
	防火水槽整備事業費	△ 26,973		△ 27,000		27
	高機能消防指令センター整備事業費	△ 70,351		△ 52,700	△ 17,700	49
小計		△ 101,745		△ 84,200	△ 17,700	155
教育費	学校施設整備事業費(小学校)	△ 24,991		△ 31,000		6,009
	学校施設整備事業費(中学校)	△ 3,361	1,933	△ 11,200		5,906
	但馬国分寺跡整備事業費	△ 31,513	△ 27,689			△ 3,824
	竹野青少年野外活動施設管理費	△ 398				△ 398
	学校開放事業費	△ 4,400		△ 3,900		△ 500
	城崎スポーツ広場管理費	△ 69				△ 69
小計		△ 64,732	△ 25,756	△ 46,100		7,124
諸支出金	土地取得費	1,300			1,300	
小計		1,300			1,300	
合計		△ 196,487	22,911	△ 119,700	△ 46,221	△ 53,477

<災害復旧事業>

(単位:千円)

事業名		予算額	特定財源			一般財源
			国県支出金	地方債	その他	
災害復旧費	農地農業用施設災害復旧事業費	△ 20,752	△ 10,384	△ 7,800	248	△ 2,816
合計		△ 20,752	△ 10,384	△ 7,800	248	△ 2,816

一般会計地方債の内訳

(単位：千円)

起債の種類	事業名	事業内容	予算計上額
公共事業等債	土地改良事業	農地整備事業費負担金（下鶴井地区） （90%）	△ 900
		農地整備事業費負担金（内町地区） （100%）	5,000
		農免農道安全対策事業（90%）	△ 1,000
		基幹農道トンネル照明整備（90%）	△ 3,300
	急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地崩壊対策事業費負担金（90%）	△ 400
	道路整備事業	道路構造物長寿命化事業（90%）	△ 3,600
	橋りょう整備事業	橋りょう長寿命化事業（90%）	1,600
小計			△ 2,600
防災・減災・国土強 靱化緊急対策事業債 （充当率100%）	土地改良事業	農地整備事業費負担金（下鶴井地区）	1,500
		基幹農道整備事業費負担金（北但地区農道 橋耐震化）	7,200
	公園整備事業	公園施設長寿命化事業	18,000
	公立中学校整備事業	豊岡北中学校	3,800
小計			30,500
災害復旧事業債	農林水産業施設 補助災害復旧事業	農地農業用施設（充当率90%）	△ 5,300
	農林水産業施設 単独災害復旧事業	農地農業用施設（充当率80%）	△ 2,500
小計			△ 7,800
一般事業債 （充当率100%）	鉄道交通対策事業	京都丹後鉄道軌道安全輸送設備等整備事業 費補助金	△ 4,300
小計			△ 4,300
防災対策事業債 （充当率75%）	消防防災設備整備事業	消防指令センター整備	△ 52,700
小計			△ 52,700
合併特例事業債 （充当率95%）	清掃施設整備事業	北但ごみ処理施設	1,700
	土地改良事業	広域営農団地農道整備事業費負担金（北但 地区農道橋長寿命化）	2,800
小計			4,500
緊急防災・減災 事業債 （充当率100%）	消防防災施設整備事業	消防ポンプ自動車整備	△ 2,900
		防火水槽整備	△ 27,000

(単位：千円)

起債の種類	事業名	事業内容	予算計上額
緊急防災・減災事業 (充当率100%) (つづき)	消防防災施設整備事業	指揮車整備	△ 1,600
	社会教育施設整備事業	出石多目的ホール整備事業	△ 31,000
小計			△ 62,500
公共施設等適正管理推進事業 (充当率90%)	コミュニティセンター整備事業	新田地区コミュニティセンター整備	500
	土地改良事業	基幹農道長寿命化事業	1,300
	都市計画施設整備事業	Weぷらご整備事業	10,500
	保健体育施設整備事業	日高小学校夜間照明整備	△ 3,900
小計			8,400
緊急自然災害防止対策債 (充当率100%)	治山事業	林地崩壊対策事業	△ 4,200
	土木管理事業	江原樋管整備	△ 7,800
	土木管理事業	宮島排水ポンプ整備	△ 6,800
	道路整備事業	道路構造物長寿命化事業	△ 1,900
小計			△ 20,700
辺地対策事業債 (充当率100%)	土地改良事業	農地整備事業(内町地区)	200
小計			200
過疎対策事業債 (充当率100%)	バス交通対策事業	イナカー整備	△ 2,000
	観光施設整備事業	竹野川湊館整備	△ 1,700
		但東シルク温泉やまびこ整備	△ 1,800
	公立中学校整備事業	但東中学校空調整備	△ 15,000
小計			△ 20,500
一般会計出資債 (充当率100%)	水道施設整備事業	水道会計負担金(城崎・港給水区配水施設整備等)	△ 15,500
小計			△ 15,500
臨時財政対策債			△ 344,500
小計			△ 344,500
過疎対策事業債 (過疎地域持続的発展特別事業分) (充当率100%)			△ 4,400
小計			△ 4,400
合計			△ 491,900



## 第23号議案

令和3年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）

令和3年度豊岡市の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ113,775千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,918,064千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月25日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税		1,494,732	43,034	1,537,766
	1. 国民健康保険税	1,494,732	43,034	1,537,766
2. 使用料及び手数料		900	△100	800
	1. 手数料	900	△100	800
3. 国庫支出金		0	4,760	4,760
	2. 国庫補助金	0	4,760	4,760
4. 県支出金		6,338,582	29,002	6,367,584
	1. 県補助金	6,338,582	29,002	6,367,584
5. 財産収入		430	50	480
	1. 財産運用収入	430	50	480
6. 繰入金		845,348	22,375	867,723
	1. 他会計繰入金	645,348	22,375	667,723
8. 諸収入		7,347	14,654	22,001
	1. 延滞金、加算金及び過料	3,513	1,200	4,713
	4. 雑収入	3,833	13,454	17,287
歳入合計		8,804,289	113,775	8,918,064



## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		134,023	△843	133,180
	1. 総 務 管 理 費	124,322	△788	123,534
	2. 徴 税 費	9,513	△55	9,458
2. 保 険 給 付 費		5,870,163	25,000	5,895,163
	1. 療 養 諸 費	4,965,427	25,000	4,990,427
8. 保 健 事 業 費		136,437	△21,032	115,405
	1. 保 健 事 業 費	21,543	△111	21,432
	2. 特定健康診査等事業費	114,894	△20,921	93,973
9. 基 金 積 立 金		49,502	83,828	133,330
	1. 基 金 積 立 金	49,502	83,828	133,330
11. 諸 支 出 金		46,727	26,822	73,549
	1. 償還金及び還付加算金	42,927	24,790	67,717
	3. 繰 出 金	3,800	2,032	5,832
歳 出 合 計		8,804,289	113,775	8,918,064



令和 3 年度豊岡市国民健康保険事業特別会計  
(事業勘定)補正予算 (第 4 号) に関する説明書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税	1,494,732	43,034	1,537,766
2. 使用料及び手数料	900	△100	800
3. 国庫支出金	0	4,760	4,760
4. 県支出金	6,338,582	29,002	6,367,584
5. 財産収入	430	50	480
6. 繰入金	845,348	22,375	867,723
8. 諸収入	7,347	14,654	22,001
歳入合計	8,804,289	113,775	8,918,064



(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 総務費	134,023	△843	133,180
2. 保険給付費	5,870,163	25,000	5,895,163
3. 国民健康保険事業費納付金	2,547,337	0	2,547,337
8. 保健事業費	136,437	△21,032	115,405
9. 基金積立金	49,502	83,828	133,330
11. 諸支出金	46,727	26,822	73,549
歳出合計	8,804,289	113,775	8,918,064

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		△943	100
25,000			
16,768		24,529	△41,297
△10,038		△111	△10,883
		50	83,778
2,032		13,454	11,336
33,762	0	36,979	43,034

2. 歳 入

(款) 1. 国民健康保険税

(項) 1. 国民健康保険税

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般被保険者国民健康保険税	1,493,632	43,044	1,536,676
2. 退職被保険者等国民健康保険税	1,100	△10	1,090
計	1,494,732	43,034	1,537,766

(款) 2. 使用料及び手数料

(項) 1. 手数料

目	補正前の額	補正額	計
1. 督促手数料	900	△100	800
計	900	△100	800

(款) 3. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
3. 災害臨時特例補助金	0	4,760	4,760
計	0	4,760	4,760

(款) 4. 県支出金

(項) 1. 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 保険給付費等交付金	6,338,582	29,002	6,367,584
計	6,338,582	29,002	6,367,584



(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1.	医療給付費分現年課税分	28,138	医療給付費 28,138
2.	後期高齢者支援金分現年課税分	12,613	後期高齢者支援金 12,613
3.	介護納付金分現年課税分	2,293	介護納付金 2,293
5.	後期高齢者支援金分滞納繰越分	△10	後期高齢者支援金 △10

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1.	保険税督促手数料	△100	督促手数料 △100

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1.	災害臨時特例補助金	4,760	災害臨時特例補助金 4,760

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1.	普通交付金	25,000	普通交付金 25,000
2.	特別交付金	4,002	特別調整交付金(豊岡市分) 4,002

## (款) 5. 財産収入

## (項) 1. 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 利子及び配当金	430	50	480
計	430	50	480

## (款) 6. 繰入金

## (項) 1. 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	645,348	22,375	667,723
計	645,348	22,375	667,723

## (款) 8. 諸収入

## (項) 1. 延滞金、加算金及び過料

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般被保険者延滞金	3,500	1,200	4,700
計	3,513	1,200	4,713

## (款) 8. 諸収入

## (項) 4. 雑入

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般被保険者第三者納付金	1,800	13,454	15,254
計	3,833	13,454	17,287

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 利子及び配当金	50	国民健康保険財政調整基金利子	50

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分)	17,349	保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分)	17,349
2. 保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)	7,180	保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)	7,180
3. 職員給与費等繰入金	△2,154	職員給与費等繰入金	△2,154

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 延滞金	1,200	保険税滞納延滞金	1,200

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 第三者納付金	13,454	第三者行為納付金	13,454

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一 般 管 理 費	124,322	△788	123,534			△788	
計	124,322	△788	123,534			△788	

(款) 1. 総務費

(項) 2. 徴税費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 賦 課 徴 収 費	9,513	△55	9,458			△155	100
計	9,513	△55	9,458			△155	100

(款) 2. 保険給付費

(項) 1. 療養諸費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一 般 被 保 険 者 療 養 給 付 費	4,921,665	25,000	4,946,665	25,000			
計	4,965,427	25,000	4,990,427	25,000			

(款) 3. 国民健康保険事業費納付金

(項) 1. 医療給付費分

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一 般 被 保 険 者 医 療 給 付 費 分	1,804,166	0	1,804,166	16,768		24,529	△41,297

国民健康保険事業特別会計（事業勘定）

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分	説明		金額	
2. 給料		△544	人件費	△618
			一般職給	△544
4. 共済費		△54	一般職員 共済組合負担金	△544 △54
8. 旅費		△170	負担金 退職手当組合	△20 △20
18. 負担金、補助及び交付金		△20	一般管理費 【市民課】 普通旅費	△170 △170

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分	説明		金額	
8. 旅費		△55	賦課徴収事務費 【税務課】 普通旅費	△55 △55

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分	説明		金額	
18. 負担金、補助及び交付金		25,000	保険給付事業費 【市民課】 療養給付費	25,000 25,000

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分	説明		金額	
			財源更正	

## (款) 3. 国民健康保険事業費納付金

## (項) 1. 医療給付費分

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	1,805,369	0	1,805,369	16,768		24,529	△41,297

## (款) 8. 保健事業費

## (項) 1. 保健事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 保健衛生普及費	21,543	△111	21,432			△111	
計	21,543	△111	21,432			△111	

## (款) 8. 保健事業費

## (項) 2. 特定健康診査等事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 特定健康診査等事業費	114,894	△20,921	93,973	△10,038			△10,883
計	114,894	△20,921	93,973	△10,038			△10,883

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 報酬	△41	人件費 △111 会計年度任用職員報酬 △41
4. 共済費	△70	パートタイム職員 △41 健保、厚生年金保険料 △70

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 報酬	△80	人件費 △126 会計年度任用職員報酬 △80
4. 共済費	△46	パートタイム職員 △80 健保、厚生年金保険料 △46
8. 旅費	△55	特定健康診査事業費 【健康増進課】 △13,295 普通旅費 △55
12. 委託料	△20,700	業務委託料 △13,200 特定健康診査業務
13. 使用料及び賃借料	△40	通行料 △33 駐車料 △7 特定保健指導事業費 【健康増進課】 △7,500 事業委託料 △7,500 特定保健指導事業

## (款) 9. 基金積立金

## (項) 1. 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 財政調整基金積立金	49,502	83,828	133,330			50	83,778
計	49,502	83,828	133,330			50	83,778

## (款) 11. 諸支出金

## (項) 1. 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3. 償還金	32,317	24,790	57,107			13,454	11,336
計	42,927	24,790	67,717			13,454	11,336

## (款) 11. 諸支出金

## (項) 3. 繰出金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 繰出金	3,800	2,032	5,832	2,032			
計	3,800	2,032	5,832	2,032			



(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
24. 積立金	83,828	基金積立金 【市民課】	83,828
		国民健康保険財政調整基金積立金	83,778
		国民健康保険財政調整基金積立金 (利子)	50

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
22. 償還金、利子及び割引	24,790	返納金 【市民課】	24,790
		償還金	24,790
		保険給付費等交付金償還金	24,790

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
27. 繰出金	2,032	国民健康保険事業特別会計 (直診勘定) 繰出金 【市民課】	2,032
		国民健康保険事業特別会計 (直診勘定) 繰出金	2,032

補正予算給与費明細書

2 一般職  
(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 10 ) 17	17,022	62,468	37,974	117,464	23,687	141,151	
補正前	( 10 ) 17	17,143	63,012	37,974	118,129	23,857	141,986	
比 較	( 0 ) 0	△ 121	△ 544	0	△ 665	△ 170	△ 835	

( ) 内は、短時間勤務職員

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	1,927	423	2,089		
	補正前	1,927	423	2,089		
	比 較	0	0	0		
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	3,193			574	
	補正前	3,193			574	
	比 較	0			0	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	17,960	10,418	1,390		
	補正前	17,960	10,418	1,390		
	比 較	0	0	0		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( ) 17		62,468	33,960	96,428	20,475	116,903	
補正前	( ) 17		63,012	33,960	96,972	20,529	117,501	
比 較	( ) 0		△ 544	0	△ 544	△ 54	△ 598	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	1,927	423	1,515		
	補正前	1,927	423	1,515		
	比 較	0	0	0		
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	3,193			574	
	補正前	3,193			574	
	比 較	0			0	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	14,520	10,418	1,390		
	補正前	14,520	10,418	1,390		
	比 較	0	0	0		

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 10 )	17,022		4,014	21,036	3,212	24,248	
補正前	( 10 )	17,143		4,014	21,157	3,328	24,485	
比 較	( 0 )	△ 121		0	△ 121	△ 116	△ 237	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後			574		
	補正前			574		
	比 較			0		
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後					
	補正前					
	比 較					
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	3,440				
	補正前	3,440				
	比 較	0				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 544	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	△ 544	職員の変動によるもの	△ 544 千円
職員手当	0	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	0	扶養手当 千円 住居手当 千円 通勤手当 千円 単身赴任手当 千円 特殊勤務手当 千円 時間外勤務手当 千円 休日勤務手当 千円 夜間勤務手当 千円 管理職手当 千円 管理職員特別勤務手当 千円 期末手当 千円 勤勉手当 千円 児童手当 千円	

## 第24号議案

令和3年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第3号）

令和3年度豊岡市の国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,963千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84,042千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月25日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 診 療 収 入		66,871	△7,010	59,861
	1. 外 来 収 入	65,275	△10,380	54,895
	2. そ の 他 診 療 収 入	1,596	3,370	4,966
2. 使用料及び手数料		642	△227	415
	1. 使 用 料	54	△23	31
	2. 手 数 料	588	△204	384
5. 繰 入 金		15,616	330	15,946
	1. 他 会 計 繰 入 金	15,616	330	15,946
7. 諸 収 入		169	△56	113
	2. 雑 入	169	△56	113
歳 入 合 計		91,005	△6,963	84,042

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		46,711	△3,463	43,248
	1. 総 務 管 理 費	46,711	△3,463	43,248
2. 医 業 費		36,338	△3,500	32,838
	1. 医 業 費	36,338	△3,500	32,838
歳 出 合 計		91,005	△6,963	84,042





令和 3 年度豊岡市国民健康保険事業特別会計  
(直診勘定)補正予算 (第 3 号) に関する説明書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 診療収入	66,871	△7,010	59,861
2. 使用料及び手数料	642	△227	415
5. 繰入金	15,616	330	15,946
7. 諸収入	169	△56	113
歳入合計	91,005	△6,963	84,042



(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 総務費	46,711	△3,463	43,248
2. 医療費	36,338	△3,500	32,838
歳出合計	91,005	△6,963	84,042

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		△283	△3,180
			△3,500
0	0	△283	△6,680

2. 歳 入

(款) 1. 診療収入

(項) 1. 外来収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険診療報酬収入	9,000	△1,960	7,040
2. 社会保険診療報酬収入	4,980	△560	4,420
3. 後期高齢者診療報酬収入	40,600	△5,480	35,120
5. 一部負担金収入	9,771	△2,380	7,391
計	65,275	△10,380	54,895

(款) 1. 診療収入

(項) 2. その他診療収入

目	補正前の額	補正額	計
1. その他診療収入	1,596	3,370	4,966
計	1,596	3,370	4,966

(款) 2. 使用料及び手数料

(項) 1. 使用料

目	補正前の額	補正額	計
1. 使用料	54	△23	31
計	54	△23	31

(款) 2. 使用料及び手数料

(項) 2. 手数料

目	補正前の額	補正額	計
1. 手数料	588	△204	384
計	588	△204	384

(款) 5. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	14,116	△1,702	12,414

国民健康保険事業特別会計（直診勘定）

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 現年度分		△1,960	診療報酬収入 △1,960
1. 現年度分		△560	診療報酬収入 △560
1. 現年度分		△5,480	診療報酬収入 △5,480
1. 現年度分		△2,380	一部負担金収入 △2,380

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 現年度分		3,370	予防接種料収入 3,370

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 使用料		△23	自動車使用料 △23

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 手数料		△204	診断書等文書料 △204

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 一般会計繰入金		△1,702	一般会計繰入金 △1,702

## (款) 5. 繰入金

## (項) 1. 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
2. 事業勘定繰入金	1,500	2,032	3,532
計	15,616	330	15,946

## (款) 7. 諸収入

## (項) 2. 雑入

目	補正前の額	補正額	計
1. 雑入	169	△56	113
計	169	△56	113



(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 事業勘定繰入金	2,032	国民健康保険事業特別会計（事業勘定）繰入金	2,032

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 雑 入	△56	投薬容器代	△56

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一 般 管 理 費	46,711	△3,463	43,248			△283	△3,180
計	46,711	△3,463	43,248			△283	△3,180

(款) 2. 医業費

(項) 1. 医業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 医療用消耗器材費	4,497	△1,100	3,397				△1,100
2. 医療用衛生材料費	28,000	△1,400	26,600				△1,400
3. 医療用機械器具費	3,841	△1,000	2,841				△1,000
計	36,338	△3,500	32,838				△3,500

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料		△946	人件費	△2,363
			一般職給	△946
3. 職員手当等		△593	会計年度任用職員	△946
			通勤手当	△80
4. 共済費		△449	期末手当	△513
			共済組合負担金	△25
8. 旅費		△100	健保、厚生年金保険料	△424
			負担金	△375
18. 負担金、補助及び交付金		△1,375	退職手当組合	△375
			一般管理費 【健康増進課】	△1,100
			普通旅費	△100
			負担金	△1,000
			公立豊岡病院組合医師派遣費	△1,000

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
10. 需用費		△900	医療用消耗器材費 【健康増進課】	△1,100
			消耗品費	△900
11. 役務費		△200	手数料	△200
10. 需用費		△1,400	医療用衛生材料費 【健康増進課】	△1,400
			医薬材料費	△1,400
13. 使用料及び賃借料		△1,000	医療用機械器具費 【健康増進課】	△1,000
			機器借上料	△1,000

補正予算給与費明細書

2 一般職  
(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 5 )		15,081	14,855	29,936	3,234	33,170	
補正前	( 5 )		16,027	15,448	31,475	3,683	35,158	
比 較	( 0 )		△ 946	△ 593	△ 1,539	△ 449	△ 1,988	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	78		328	456	8,780
	補正前	78		408	456	8,780
	比 較	0		△ 80	0	0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	283			755	
	補正前	283			755	
	比 較	0			0	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	3,047	1,128			
	補正前	3,560	1,128			
	比 較	△ 513	0			

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 1 )		6,478	13,010	19,488	1,187	20,675	
補正前	( 1 )		6,478	13,010	19,488	1,187	20,675	
比 較	( 0 )		0	0	0	0	0	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	78			456	8,780
	補正前	78			456	8,780
	比 較	0			0	0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	283			755	
	補正前	283			755	
	比 較	0			0	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	1,530	1,128			
	補正前	1,530	1,128			
	比 較	0	0			

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 4 )		8,603	1,845	10,448	2,047	12,495	
補正前	( 4 )		9,549	2,438	11,987	2,496	14,483	
比 較	( 0 )		△ 946	△ 593	△ 1,539	△ 449	△ 1,988	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後			328		
	補正前			408		
	比 較			△ 80		
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後					
	補正前					
	比 較					
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	1,517				
	補正前	2,030				
	比 較	△ 513				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 946	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	△ 946	職員の変動によるもの △ 946 千円	
職員手当	△ 593	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	△ 593	扶養手当 千円 住居手当 千円 通勤手当 △ 80 千円 単身赴任手当 千円 特殊勤務手当 千円 時間外勤務手当 千円 休日勤務手当 千円 夜間勤務手当 千円 管理職手当 千円 管理職員特別勤務手当 千円 期末手当 △ 513 千円 勤勉手当 千円 児童手当 千円	

## 第25号議案

令和3年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)

令和3年度豊岡市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15,286千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,344,301千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月25日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 保 険 料		982,860	△5,406	977,454
	1. 後期高齢者医療保険料	982,860	△5,406	977,454
4. 繰 入 金		334,231	△9,880	324,351
	1. 一般会計繰入金	334,231	△9,880	324,351
歳 入 合 計		1,359,587	△15,286	1,344,301



## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		32,423	△703	31,720
	1. 総 務 管 理 費	29,836	△703	29,133
2. 後期高齢者医療広域連合 納 付 金		1,310,661	△14,583	1,296,078
	1. 後期高齢者医療広域連合 納 付 金	1,310,661	△14,583	1,296,078
歳 出 合 計		1,359,587	△15,286	1,344,301



令和3年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計  
補正予算（第3号）に関する説明書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 保 険 料	982,860	△5,406	977,454
4. 繰 入 金	334,231	△9,880	324,351
歳 入 合 計	1,359,587	△15,286	1,344,301



(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 総務費	32,423	△703	31,720
2. 後期高齢者医療広域連合納付金	1,310,661	△14,583	1,296,078
歳出合計	1,359,587	△15,286	1,344,301

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		△703	
		△9,177	△5,406
0	0	△9,880	△5,406

2. 歳 入

(款) 1. 保険料

(項) 1. 後期高齢者医療保険料

目	補正前の額	補正額	計
1. 特別徴収保険料	627,128	38,301	665,429
2. 普通徴収保険料	355,732	△43,707	312,025
計	982,860	△5,406	977,454

(款) 4. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
2. 保険基盤安定繰入金	300,461	△9,177	291,284
3. その他一般会計繰入金	19,673	△703	18,970
計	334,231	△9,880	324,351



(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 現年度分	38,301	現年度分特別徴収保険料	38,301
1. 現年度分	△44,107	現年度分普通徴収保険料	△44,107
2. 滞納繰越分	400	滞納繰越分普通徴収保険料	400

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 保険基盤安定繰入金	△9,177	保険基盤安定繰入金	△9,177
1. 職員給与費等繰入金	△703	職員給与費等繰入金	△703

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一 般 管 理 費	29,836	△703	29,133			△703	
計	29,836	△703	29,133			△703	

(款) 2. 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1. 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 後期高齢者医療広域連合納付金	1,310,661	△14,583	1,296,078			△9,177	△5,406
計	1,310,661	△14,583	1,296,078			△9,177	△5,406

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報酬	△197	人件費	△703	
		会計年度任用職員報酬	△197	
3. 職員手当等	△182	パートタイム職員	△197	
		通勤手当	△61	
4. 共済費	△324	期末手当	△121	
		共済組合負担金	△283	
		健保、厚生年金保険料	△41	

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
18. 負担金、補助及び交付金	△14,583	後期高齢者医療広域連合納付金 【市民課】	△14,583	
		納付金	△14,583	
		納付金	△14,583	

補正予算給与費明細書

2 一般職  
(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 2 ) 2	2,509	7,136	4,562	14,207	2,721	16,928	
補正前	( 2 ) 2	2,706	7,136	4,744	14,586	3,045	17,631	
比 較	( 0 ) 0	△ 197	0	△ 182	△ 379	△ 324	△ 703	

( ) 内は、短時間勤務職員

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後			336	287	3
	補正前			336	348	3
	比 較			0	△ 61	0
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	685				
	補正前	685				
	比 較	0				
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	2,069	1,182			
	補正前	2,190	1,182			
	比 較	△ 121	0			

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 2 ) 2		7,136	3,914	11,050	2,194	13,244	
補正前	( 2 ) 2		7,136	3,975	11,111	2,477	13,588	
比 較	( 0 ) 0		0	△ 61	△ 61	△ 283	△ 344	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後		336	122		3
	補正前		336	183		3
	比 較		0	△ 61		0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	685				
	補正前	685				
	比 較	0				
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	1,586	1,182			
	補正前	1,586	1,182			
	比 較	0	0			

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)				計 (千円)
補正後	( 2 )	2,509		648	3,157	527	3,684	
補正前	( 2 )	2,706		769	3,475	568	4,043	
比 較	( 0 )	△ 197		△ 121	△ 318	△ 41	△ 359	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後			165		
	補正前			165		
	比 較			0		
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後					
	補正前					
	比 較					
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	483				
	補正前	604				
	比 較	△ 121				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0	職員の変動によるもの	0 千円
職員手当	△ 182	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	△ 182	扶養手当 千円 住居手当 千円 通勤手当 △ 61 千円 単身赴任手当 千円 特殊勤務手当 千円 時間外勤務手当 千円 休日勤務手当 千円 夜間勤務手当 千円 管理職手当 千円 管理職員特別勤務手当 千円 期末手当 △ 121 千円 勤勉手当 千円 児童手当 千円	

第26号議案

令和3年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

令和3年度豊岡市の介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ106,503千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,258,528千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月25日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金		2,490,331	△8,890	2,481,441
	1. 国庫負担金	1,603,448	7,509	1,610,957
	2. 国庫補助金	886,883	△16,399	870,484
4. 支払基金交付金		2,511,296	△88,213	2,423,083
	1. 支払基金交付金	2,511,296	△88,213	2,423,083
5. 県支出金		1,378,181	△20,551	1,357,630
	1. 県負担金	1,291,813	△20,148	1,271,665
	2. 県補助金	86,368	△403	85,965
7. 繰入金		1,644,033	9,807	1,653,840
	1. 一般会計繰入金	1,641,783	△18,176	1,623,607
	2. 基金繰入金	2,250	27,983	30,233
9. 諸収入		16,690	1,344	18,034
	3. 雑収入	16,677	1,344	18,021
歳入合計		10,365,031	△106,503	10,258,528



歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		314,324	△8,726	305,598
	1. 総 務 管 理 費	262,203	△5,234	256,969
	3. 介 護 認 定 審 査 会 費	46,533	△3,492	43,041
2. 保 險 給 付 費		8,908,499	△100,000	8,808,499
	1. 介 護 サービス等諸費	8,167,068	△100,000	8,067,068
3. 地 域 支 援 事 業 費		615,632	2,223	617,855
	1. 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サービス 事 業 費	360,803	9,802	370,605
	2. 一 般 介 護 予 防 事 業 費	34,578	△4,816	29,762
	3. 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	219,210	△2,763	216,447
歳 出 合 計		10,365,031	△106,503	10,258,528



令和 3 年度豊岡市介護保険事業特別会計  
補正予算（第 3 号）に関する説明書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金	2,490,331	△8,890	2,481,441
4. 支払基金交付金	2,511,296	△88,213	2,423,083
5. 県支出金	1,378,181	△20,551	1,357,630
7. 繰入金	1,644,033	9,807	1,653,840
9. 諸収入	16,690	1,344	18,034
歳入合計	10,365,031	△106,503	10,258,528



(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 総務費	314,324	△8,726	305,598
2. 保険給付費	8,908,499	△100,000	8,808,499
3. 地域支援事業費	615,632	2,223	617,855
歳出合計	10,365,031	△106,503	10,258,528

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		△8,726	
△29,000		△72,627	1,627
△441		4,291	△1,627
△29,441	0	△77,062	0

2. 歳 入

(款) 3. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
1. 介護給付費負担金	1,603,448	7,509	1,610,957
計	1,603,448	7,509	1,610,957

(款) 3. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 調整交付金	673,882	△16,361	657,521
2. 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)	106,002	1,601	107,603
3. 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業)	74,586	△2,287	72,299
5. 保険者機能強化推進交付金	14,948	219	15,167
6. 介護保険保険者努力支援交付金	15,465	429	15,894
計	886,883	△16,399	870,484

(款) 4. 支払基金交付金

(項) 1. 支払基金交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 介護給付費交付金	2,405,294	△89,814	2,315,480
2. 地域支援事業支援交付金	106,002	1,601	107,603
計	2,511,296	△88,213	2,423,083

(款) 5. 県支出金

(項) 1. 県負担金

目	補正前の額	補正額	計
1. 介護給付費負担金	1,291,813	△20,148	1,271,665
計	1,291,813	△20,148	1,271,665

介護保険事業特別会計



(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 現年度分		7,509	介護給付費負担金 7,509

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 現年度分		△16,361	普通調整交付金 △16,563 特別調整交付金 202
1. 現年度分		1,601	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業） 1,601
1. 現年度分		△2,287	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業） △2,287
1. 保険者機能強化推進交付金		219	保険者機能強化推進交付金 219
1. 介護保険保険者努力支援交付金		429	介護保険保険者努力支援交付金 429

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 現年度分		△89,814	介護給付費交付金 △89,814
1. 現年度分		1,601	地域支援事業交付金 1,601

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 現年度分		△20,148	介護給付費負担金 △20,148

## (款) 5. 県支出金

## (項) 2. 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	49,075	741	49,816
2. 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）	37,293	△1,144	36,149
計	86,368	△403	85,965

## (款) 7. 繰入金

## (項) 1. 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 介護給付費繰入金	1,113,562	△12,623	1,100,939
2. 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）	50,582	13	50,595
3. 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）	48,984	2,950	51,934
4. 低所得者保険料軽減繰入金	111,925	210	112,135
5. その他一般会計繰入金	316,730	△8,726	308,004
計	1,641,783	△18,176	1,623,607

## (款) 7. 繰入金

## (項) 2. 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 介護給付費準備基金繰入金	2,250	27,983	30,233
計	2,250	27,983	30,233

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 現年度分	741	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	741
1. 現年度分	△1,144	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）	△1,144

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 現年度分	△12,623	介護給付費繰入金	△12,623
1. 現年度分	13	地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）	13
1. 現年度分	2,950	地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）	2,950
1. 現年度分	210	低所得者保険料軽減繰入金	210
1. 職員給与費等繰入金	△5,234	職員給与費等繰入金	△5,234
2. 事務費繰入金	△3,492	事務費繰入金	△3,492

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 介護給付費準備基金繰入金	27,983	介護給付費準備基金繰入金	27,983

## (款) 9. 諸収入

## (項) 3. 雑入

目	補正前の額	補正額	計
1. 第三者納付金	1	984	985
2. 返納金	1	720	721
3. 雑入	16,675	△360	16,315
計	16,677	1,344	18,021

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区	分			
1.	第三者納付金	984	第三者行為納付金	984
1.	返納金	720	不当利得返納金	720
1.	雑入	△360	返納金 参加者負担金	△143 △217

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一 般 管 理 費	261,338	△5,234	256,104			△5,234	
計	262,203	△5,234	256,969			△5,234	

(款) 1. 総務費

(項) 3. 介護認定審査会費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 介護認定審査会費	12,825	△492	12,333			△492	
2. 認 定 調 査 等 費	33,708	△3,000	30,708			△3,000	
計	46,533	△3,492	43,041			△3,492	

(款) 2. 保険給付費

(項) 1. 介護サービス等諸費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 居宅介護サービス給付費	3,110,250	△70,000	3,040,250	△32,009		△42,000	4,009
3. 地域密着型介護サービス給付費	1,785,158	△30,000	1,755,158	△16,156		△21,579	7,735
5. 施設介護サービス給付費	2,877,071	0	2,877,071	13,181		△10,175	△3,006
7. 居宅介護福祉用具購入費	7,313	0	7,313	△7		△29	36

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報	酬	△4,223	人件費	△5,234
			会計年度任用職員報酬	△4,223
4. 共	済 費	△1,011	パートタイム職員	△4,223
			健保、厚生年金保険料	△1,011

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報	酬	△192	人件費	△192
			委員報酬	△192
7. 報	償 費	△300	介護認定審査会委員	△192
			介護認定審査会費 【高年介護課】	△300
			報償金	△300
11. 役	務 費	△3,000	認定調査等費 【高年介護課】	△3,000
			手数料	△3,000

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
18. 負担金、補助及び交	付 金	△70,000	保険給付事業費 【高年介護課】	△70,000
			給付金	△70,000
			保険給付費	△70,000
18. 負担金、補助及び交	付 金	△30,000	保険給付事業費 【高年介護課】	△30,000
			給付金	△30,000
			保険給付費	△30,000
			財源更正	
			財源更正	

## (款) 2. 保険給付費

## (項) 1. 介護サービス等諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
8. 居宅介護住宅改修費	17,733	0	17,733	△17		△69	86
9. 居宅介護サービス計画給付費	369,542	0	369,542	△313		△1,409	1,722
計	8,167,068	△100,000	8,067,068	△35,321		△75,261	10,582

## (款) 2. 保険給付費

## (項) 2. 介護予防サービス等諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 介護予防サービス給付費	151,667	0	151,667	△129		△578	707
3. 地域密着型介護予防サービス給付費	16,146	0	16,146	2,633		2,607	△5,240
5. 介護予防福祉用具購入費	3,628	0	3,628	△3		△15	18
6. 介護予防住宅改修費	19,199	0	19,199	△17		△73	90
7. 介護予防サービス計画給付費	38,985	0	38,985	△33		△148	181
計	229,627	0	229,627	2,451		1,793	△4,244

## (款) 2. 保険給付費

## (項) 3. その他諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 審査支払手数料	6,691	0	6,691	△6		△26	32
計	6,691	0	6,691	△6		△26	32



(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正
		財源更正
		財源更正
		財源更正
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正

## (款) 2. 保険給付費

## (項) 4. 高額介護サービス等費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 高額介護サービス費	172,540	0	172,540	△145		△659	804
2. 高額介護予防サービス費	128	0	128			△1	1
計	172,668	0	172,668	△145		△660	805

## (款) 2. 保険給付費

## (項) 5. 高額医療合算介護サービス等費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 高額医療合算介護サービス費	20,799	0	20,799	2,540		2,500	△5,040
計	20,840	0	20,840	2,540		2,500	△5,040

## (款) 2. 保険給付費

## (項) 7. 特定入所者介護サービス等費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 特定入所者介護サービス費	311,294	0	311,294	1,257		△1,198	△59
3. 特定入所者介護予防サービス費	311	0	311	224		225	△449
計	311,605	0	311,605	1,481		△973	△508

## (款) 3. 地域支援事業費

## (項) 1. 介護予防・生活支援サービス事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 介護予防・生活支援サービス事業費	324,700	7,753	332,453	3,822		3,147	784

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		財源更正
		財源更正

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
11. 役 務 費	△100	予防給付基準訪問介護事業費 【高年介護課】 給付金
		1,039 1,039

## (款) 3. 地域支援事業費

## (項) 1. 介護予防・生活支援サービス事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(介護予防・生活支援サービス事業費)							
2. 介護予防ケアマネジメント事業費	36,103	2,049	38,152	953		838	258
計	360,803	9,802	370,605	4,775		3,985	1,042

## (款) 3. 地域支援事業費

## (項) 2. 一般介護予防事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般介護予防事業費	34,578	△4,816	29,762	△1,760		△2,461	△595

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
12. 委託料		△4,577	事業支給費	1,039
			予防給付基準通所介護事業費 【高年介護課】	11,391
18. 負担金、補助及び交付金		12,430	給付金	11,391
			事業支給費	11,391
			支え合い通所介護事業費 【高年介護課】	△3,541
			事業委託料	△3,541
			支え合い通所介護事業	
			通所型介護予防事業費 【高年介護課】	△100
			手数料	△100
			支え合い生活支援サービス事業費 【高年介護課】	△1,036
			事業委託料	△1,036
			支え合い生活支援サービス事業	
			高額介護予防サービス費相当事業費 【高年介護課】	30
			給付金	30
			事業支給費	30
			高額医療合算介護予防サービス費相当事業費 【高年介護課】	△30
			給付金	△30
			事業支給費	△30
12. 委託料		2,049	介護予防ケアマネジメント事業費 【高年介護課】	2,049
			事業委託料	2,049
			介護予防ケアマネジメント事業	

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報酬		△3,866	人件費	△3,896
			会計年度任用職員報酬	△3,866
4. 共済費		△30	歯科衛生士	△98
			指導員	△3,596
7. 報償費		△100	栄養士	△112
			保健師	△60
8. 旅費		△217	健保、厚生年金保険料	△30
			介護予防普及啓発事業費 【健康増進課】	△202
10. 需用費		△601	報償金	△100
			普通旅費	△12
18. 負担金、補助及び交付金		△2	消耗品費	△88
			負担金	△2
			会議等出席	△2
			認知症予防事業費 【高年介護課】	△76
			費用弁償	△51
			普通旅費	△25

## (款) 3. 地域支援事業費

## (項) 2. 一般介護予防事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(一般介護予防事業費)							
計	34,578	△4,816	29,762	△1,760		△2,461	△595

## (款) 3. 地域支援事業費

## (項) 3. 包括的支援事業・任意事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4. 任意事業費	39,145	△1,095	38,050	△2,753		2,555	△897
5. 在宅医療・介護連携推進事業費	3,079	△835	2,244	△524		△169	△142
6. 生活支援体制整備事業費	27,607	0	27,607	△370		500	△130
7. 認知症総合支援事業費	14,791	△797	13,994	△388		△286	△123

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		地域介護予防活動支援事業費 【健康増進課】 △642 費用弁償 △128 普通旅費 △1 消耗品費 △513

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
8. 旅 費	△539	家族介護支援事業費 【高年介護課】 △90 事業委託料 △90
10. 需 用 費	△43	家族介護支援事業 家族介護用品支給事業費 【高年介護課】 300
11. 役 務 費	△400	家族介護用品給付費 300
12. 委 託 料	△90	成年後見制度利用支援事業費 【高年介護課】 △642 普通旅費 △25
18. 負担金、補助及び交付金	△323	手数料 △400 補助金 △217 成年後見人等報酬助成金 △217
19. 扶 助 費	300	介護サービス相談員派遣事業費 【高年介護課】 △594 費用弁償 △390 普通旅費 △98 負担金 △106 介護サービス相談員研修 △106 認知症サポーター等養成事業費 【高年介護課】 △69 費用弁償 △13 普通旅費 △13 消耗品費 △43
7. 報 償 費	△648	在宅医療・介護連携推進事業費 【高年介護課】 △835 報償金 △648
8. 旅 費	△76	費用弁償 △51 普通旅費 △25
10. 需 用 費	△111	消耗品費 △12 印刷製本費 △99
		財源更正
7. 報 償 費	△140	認知症地域支援推進員等設置事業費 【高年介護課】 △797 報償金 △140
8. 旅 費	△93	普通旅費 △93
11. 役 務 費	△564	手数料 △564

## (款) 3. 地域支援事業費

## (項) 3. 包括的支援事業・任意事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
10. 地域包括支援センター運営事業費	128,444	△36	128,408	579		167	△782
計	219,210	△2,763	216,447	△3,456		2,767	△2,074



(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
8. 旅費	△25	地域包括支援センター運営事業費 【高年介護課】 △36 普通旅費 △25
13. 使用料及び賃借料	△11	通行料 △6 駐車料 △5

補正予算給与費明細書

1 特別職

区 分	職員数 (人)	給 与 費				計 (千円)	共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率(月分)	その他 の手当 (千円)				
補正後	長 等								
	議 員								
	その他の 特別職	56	11,040			11,040		11,040	
	計	56	11,040			11,040		11,040	
補正前	長 等								
	議 員								
	その他の 特別職	56	11,232			11,232		11,232	
	計	56	11,232			11,232		11,232	
比 較	長 等								
	議 員								
	その他の 特別職	0	△ 192			△ 192		△ 192	
	計	0	△ 192			△ 192		△ 192	

2 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 79 ) 20	76,814	76,632	66,908	220,354	40,325	260,679	
補正前	( 79 ) 20	84,903	76,632	66,908	228,443	41,366	269,809	
比 較	( 0 ) 0	△ 8,089	0	0	△ 8,089	△ 1,041	△ 9,130	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	2,376	846	4,644		
	補正前	2,376	846	4,644		
	比 較	0	0	0		
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	10,050			574	
	補正前	10,050			574	
	比 較	0			0	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	34,238	12,720	1,460		
	補正前	34,238	12,720	1,460		
	比 較	0	0	0		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	( 20 )		76,632	47,475	124,107	25,380	149,487	
補 正 前	( 20 )		76,632	47,475	124,107	25,380	149,487	
比 較	( 0 )		0	0	0	0	0	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後	2,376	846	1,874		
	補 正 前	2,376	846	1,874		
	比 較	0	0	0		
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補 正 後	10,050			574	
	補 正 前	10,050			574	
	比 較	0			0	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補 正 後	17,575	12,720	1,460		
	補 正 前	17,575	12,720	1,460		
	比 較	0	0	0		

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	( 79 )	76,814		19,433	96,247	14,945	111,192	
補 正 前	( 79 )	84,903		19,433	104,336	15,986	120,322	
比 較	( 0 )	△ 8,089		0	△ 8,089	△ 1,041	△ 9,130	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後			2,770		
	補 正 前			2,770		
	比 較			0		
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補 正 後					
	補 正 前					
	比 較					
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補 正 後	16,663				
	補 正 前	16,663				
	比 較	0				



## 第27号議案

### 令和3年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算(第4号)

令和3年度豊岡市の診療所事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ17,183千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ299,175千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

#### (地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和4年2月25日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 休日急病診療所収入		22,167	△3,700	18,467
	1. 診 療 収 入	17,346	△13,340	4,006
	4. 繰 入 金	4,783	9,640	14,423
2. 森本診療所収入		84,665	△3,026	81,639
	1. 診 療 収 入	55,324	△5,200	50,124
	2. 使用料及び手数料	600	△200	400
3. 神鍋診療所収入	4. 繰 入 金	27,655	2,374	30,029
		82,866	△6,730	76,136
	1. 診 療 収 入	59,876	△7,500	52,376
	2. 使用料及び手数料	432	△100	332
	4. 繰 入 金	16,585	2,360	18,945
	8. 県 支 出 金	3,465	△990	2,475
4. 高橋診療所収入	9. 市 債	1,500	△500	1,000
		75,147	△4,127	71,020
	1. 診 療 収 入	38,504	3,990	42,494
	2. 使用料及び手数料	282	△57	225
	3. 県 支 出 金	1,407	1,917	3,324
	4. 繰 入 金	33,959	△10,006	23,953
5. 但東歯科診療所収入	6. 諸 収 入	28	29	57
		13,595	400	13,995
	1. 診 療 収 入	9,192	1,300	10,492
	4. 繰 入 金	4,355	△900	3,455
歳 入 合 計		316,358	△17,183	299,175

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 休日急病診療所費		22,067	△3,700	18,367
	2. 医 業 費	4,417	△3,700	717
2. 森本診療所費		84,565	△3,026	81,539
	1. 総 務 費	48,295	△26	48,269
	2. 医 業 費	34,780	△3,000	31,780
3. 神鍋診療所費		82,766	△6,730	76,036
	1. 総 務 費	43,706	△50	43,656
	2. 医 業 費	39,059	△6,680	32,379
4. 高橋診療所費		75,047	△4,127	70,920
	1. 総 務 費	41,062	△427	40,635
	2. 医 業 費	27,180	△3,700	23,480
5. 但東歯科診療所費		13,495	400	13,895
	1. 総 務 費	7,992	400	8,392
歳 出 合 計		316,358	△17,183	299,175

## 第 2 表 地方債補正

変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
診 療 所 整 備 事 業 費	1,500	1,000
〔神鍋診療所医療用機械器具〕	〔1,500 〕	〔1,000 〕
計	1,500	1,000



令和3年度豊岡市診療所事業特別会計  
補正予算（第4号）に関する説明書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 休日急病診療所収入	22,167	△3,700	18,467
2. 森本診療所収入	84,665	△3,026	81,639
3. 神鍋診療所収入	82,866	△6,730	76,136
4. 高橋診療所収入	75,147	△4,127	71,020
5. 但東歯科診療所収入	13,595	400	13,995
歳入合計	316,358	△17,183	299,175



(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 休日急病診療所費	22,067	△3,700	18,367
2. 森本診療所費	84,565	△3,026	81,539
3. 神鍋診療所費	82,766	△6,730	76,036
4. 高橋診療所費	75,047	△4,127	70,920
5. 但東歯科診療所費	13,495	400	13,895
歳出合計	316,358	△17,183	299,175

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			△3,700
		△200	△2,826
△990	△500	△100	△5,140
1,917		△28	△6,016
			400
927	△500	△328	△17,282

2. 歳 入

(款) 1. 休日急病診療所収入

(項) 1. 診療収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 外 来 収 入	17,346	△13,340	4,006
計	17,346	△13,340	4,006

(款) 1. 休日急病診療所収入

(項) 4. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一 般 会 計 繰 入 金	4,783	9,640	14,423
計	4,783	9,640	14,423

(款) 2. 森本診療所収入

(項) 1. 診療収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 外 来 収 入	55,324	△5,200	50,124
計	55,324	△5,200	50,124

(款) 2. 森本診療所収入

(項) 2. 使用料及び手数料

目	補正前の額	補正額	計
2. 手 数 料	456	△200	256
計	600	△200	400

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1.	国民健康保険診療報酬収入	△2,460	現年度分 △2,460
2.	社会保険診療報酬収入	△8,360	現年度分 △8,360
4.	一部負担金収入	△2,520	現年度分 △2,520

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1.	一般会計繰入金	9,640	一般会計繰入金 9,640

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1.	国民健康保険診療報酬収入	△800	現年度分 △800
3.	後期高齢者診療報酬収入	△4,800	現年度分 △4,800
4.	一部負担金収入	△1,200	現年度分 △1,200
5.	その他診療報酬収入	1,600	現年度分 1,600

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1.	手数料	△200	諸証明手数料 △200

## (款) 2. 森本診療所収入

## (項) 4. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	27,655	2,374	30,029
計	27,655	2,374	30,029

## (款) 3. 神鍋診療所収入

## (項) 1. 診療収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 外来収入	59,876	△7,500	52,376
計	59,876	△7,500	52,376

## (款) 3. 神鍋診療所収入

## (項) 2. 使用料及び手数料

目	補正前の額	補正額	計
2. 手数料	384	△100	284
計	432	△100	332

## (款) 3. 神鍋診療所収入

## (項) 4. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	16,585	2,360	18,945
計	16,585	2,360	18,945



(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1.	一般会計繰入金	2,374	一般会計繰入金 2,374

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1.	国民健康保険診療報酬収入	△3,000	現年度分 △3,000
2.	社会保険診療報酬収入	△2,500	現年度分 △2,500
3.	後期高齢者診療報酬収入	△3,500	現年度分 △3,500
4.	一部負担金収入	△1,500	現年度分 △1,500
5.	その他診療報酬収入	3,000	現年度分 3,000

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1.	手数料	△100	諸証明手数料 △100

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1.	一般会計繰入金	2,360	一般会計繰入金 2,360

## (款) 3. 神鍋診療所収入

## (項) 8. 県支出金

目	補正前の額	補正額	計
1. 県補助金	3,465	△990	2,475
計	3,465	△990	2,475

## (款) 3. 神鍋診療所収入

## (項) 9. 市債

目	補正前の額	補正額	計
1. 医療債	1,500	△500	1,000
計	1,500	△500	1,000

## (款) 4. 高橋診療所収入

## (項) 1. 診療収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 外来収入	38,504	3,990	42,494
計	38,504	3,990	42,494

## (款) 4. 高橋診療所収入

## (項) 2. 使用料及び手数料

目	補正前の額	補正額	計
2. 手数料	264	△57	207
計	282	△57	225

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 医業費補助金	△990	医療施設等設備整備費補助金 △990

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 医業債	△500	診療所整備事業債 △500 医療用機械器具 △500

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 国民健康保険診療報酬収入	600	現年度分 600
2. 社会保険診療報酬収入	700	現年度分 700
3. 後期高齢者診療報酬収入	△500	現年度分 △500
4. 一部負担金収入	△1,210	現年度分 △1,210
5. その他診療報酬収入	4,400	現年度分 4,400

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 手数料	△57	諸証明手数料 △57

## (款) 4. 高橋診療所収入

## (項) 3. 県支出金

目	補正前の額	補正額	計
1. 県補助金	1,407	1,917	3,324
計	1,407	1,917	3,324

## (款) 4. 高橋診療所収入

## (項) 4. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	33,959	△10,006	23,953
計	33,959	△10,006	23,953

## (款) 4. 高橋診療所収入

## (項) 6. 諸収入

目	補正前の額	補正額	計
2. 雑入	28	29	57
計	28	29	57

## (款) 5. 但東歯科診療所収入

## (項) 1. 診療収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 外来収入	9,192	1,300	10,492
計	9,192	1,300	10,492

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区	分			
1.	医療施設運営費等補助金	1,918	へき地診療所運営費補助金	1,918
2.	医業費補助金	△1	医療施設等設備整備費補助金	△1

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区	分			
1.	一般会計繰入金	△10,006	一般会計繰入金	△10,006

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区	分			
1.	雑入	29	衛生材料等	29

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区	分			
1.	国民健康保険診療報酬収入	800	現年度分	800
2.	社会保険診療報酬収入	△400	現年度分	△400
3.	後期高齢者診療報酬収入	400	現年度分	400
4.	一部負担金収入	200	現年度分	200
5.	その他診療報酬収入	300	現年度分	300

## (款) 5. 但東齒科診療所収入

## (項) 4. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	4,355	△900	3,455
計	4,355	△900	3,455

(単位 千円)

節		説	明
区	分		
1.	一般会計繰入金	△900	一般会計繰入金 △900

3. 歳 出

(款) 1. 休日急病診療所費

(項) 2. 医業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5. 医 業 費	4,417	△3,700	717				△3,700
計	4,417	△3,700	717				△3,700

(款) 2. 森本診療所費

(項) 1. 総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 施 設 管 理 費	48,295	△26	48,269				△26
計	48,295	△26	48,269				△26

(款) 2. 森本診療所費

(項) 2. 医業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5. 医 業 費	34,780	△3,000	31,780			△200	△2,800
計	34,780	△3,000	31,780			△200	△2,800

(款) 3. 神鍋診療所費

(項) 1. 総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 施 設 管 理 費	43,706	△50	43,656				△50
計	43,706	△50	43,656				△50



(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
10. 需用費		△3,700	医薬費 【健康増進課】 △3,700 消耗品費 △200 医薬材料費 △3,500

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
4. 共済費		△26	人件費 △26 共済組合負担金 △26

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
10. 需用費		△3,000	医薬費 【健康増進課】 △3,000 医薬材料費 △3,000

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
4. 共済費		△50	人件費 △50 共済組合負担金 △50

## (款) 3. 神鍋診療所費

## (項) 2. 医業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5. 医業費	39,059	△6,680	32,379	△990	△500	△100	△5,090
計	39,059	△6,680	32,379	△990	△500	△100	△5,090

## (款) 4. 高橋診療所費

## (項) 1. 総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 施設管理費	41,062	△427	40,635			29	△456
計	41,062	△427	40,635			29	△456

## (款) 4. 高橋診療所費

## (項) 2. 医業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5. 医業費	27,180	△3,700	23,480	1,917		△57	△5,560
計	27,180	△3,700	23,480	1,917		△57	△5,560

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
10. 需用費		△4,700	医業費 【健康増進課】	△6,680
			消耗品費	△400
17. 備品購入費		△1,980	医薬材料費	△4,300
			医療用備品	△1,980

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
4. 共済費		△27	人件費	△27
			共済組合負担金	△27
8. 旅費		△100	一般管理費 【健康増進課】	△400
			普通旅費	△100
18. 負担金、補助及び交付金		△300	負担金	△300
			公立豊岡病院組合医師派遣費	△300

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
10. 需用費		△3,000	医業費 【健康増進課】	△3,700
			消耗品費	△400
13. 使用料及び賃借料		△700	医薬材料費	△2,600
			機器借上料	△700

## (款) 5. 但東歯科診療所費

## (項) 1. 総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 施設管理費	7,992	400	8,392				400
計	7,992	400	8,392				400

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
12. 委託料	400	一般管理費 【健康増進課】 400 業務委託料 400 診察業務

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込み		
			当該年度中起債見込額		
			補正前の額	補正額	補正後の額
森 本 診 療 所 債 整 備 事 業	12,587	13,306			
神 鍋 診 療 所 債 整 備 事 業		900	1,500	△ 500	1,000
高 橋 診 療 所 債 整 備 事 業	57,300	59,000			
過疎対策事業債 〔過疎地域持続的 発展特別事業分〕	2,598	968			
合 計	72,485	74,174	1,500	△ 500	1,000

(単位 千円)

当該年度中 元金償還見込額	当該年度末現在高見込額		
	補正前の額	補正額	補正後の額
1,336	11,970		11,970
	2,400	△ 500	1,900
6,156	52,844		52,844
768	200		200
8,260	67,414	△ 500	66,914

補正予算給与費明細書

2 一般職  
(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 11 ) 12	8,525	44,718	48,651	101,894	15,439	117,333	
補正前	( 11 ) 12	8,525	44,718	48,651	101,894	15,542	117,436	
比 較	0 0	0	0	0	0	△ 103	△ 103	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	336		1,289		28,386
	補正前	336		1,289		28,386
	比 較	0		0		0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	532			2,265	
	補正前	532			2,265	
	比 較	0			0	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	10,569	5,274			
	補正前	10,569	5,274			
	比 較	0	0			

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( ) 6		30,853	44,518	75,371	11,650	87,021	
補正前	( ) 6		30,853	44,518	75,371	11,650	87,021	
比 較	( ) 0		0	0	0	0	0	

( ) 内は、短時間勤務職員



職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	336		576		28,386
	補正前	336		576		28,386
	比 較	0		0		0
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	532			2,265	
	補正前	532			2,265	
	比 較	0			0	
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	7,149	5,274			
	補正前	7,149	5,274			
	比 較	0	0			

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 11 ) 6	8,525	13,865	4,133	26,523	3,789	30,312	
補正前	( 11 ) 6	8,525	13,865	4,133	26,523	3,892	30,415	
比 較	( 0 ) 0	0	0	0	0	△ 103	△ 103	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後			713		
	補正前			713		
	比 較			0		
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後					
	補正前					
	比 較					
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	3,420				
	補正前	3,420				
	比 較	0				



## 第28号議案

### 令和3年度豊岡市太陽光発電事業特別会計補正予算(第3号)

令和3年度豊岡市の太陽光発電事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,305千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121,887千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月25日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 財 産 収 入		102,334	6,305	108,639
	1.財 産 売 払 収 入	102,264	6,300	108,564
	2.財 産 運 用 収 入	70	5	75
歳 入 合 計		115,582	6,305	121,887

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		13,228	8,778	22,006
	1. 総 務 管 理 費	13,228	8,778	22,006
4. 諸 支 出 金		57,131	△2,473	54,658
	1. 繰 出 金	57,131	△2,473	54,658
歳 出 合 計		115,582	6,305	121,887



令和 3 年度豊岡市太陽光発電事業特別会計  
補正予算（第 3 号）に関する説明書

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1. 総括 (歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 財産収入	102,334	6,305	108,639
歳入合計	115,582	6,305	121,887





(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 総務費	13,228	8,778	22,006
4. 諸支出金	57,131	△2,473	54,658
歳出合計	115,582	6,305	121,887

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		5	8,773
			△2,473
0	0	5	6,300

2. 歳 入

(款) 1. 財産収入

(項) 1. 財産売払収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 生産物売払収入	102,264	6,300	108,564
計	102,264	6,300	108,564

(款) 1. 財産収入

(項) 2. 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 利子及び配当金	70	5	75
計	70	5	75

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 生産物売払収入	6,300	電力売払収入 山宮地場太陽光発電 但馬空港地場太陽光発電 竹貫地場太陽光発電	6,300 2,500 2,500 1,300

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 基金運用利子	5	太陽光発電事業基金利子	5

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 基金積立金	13,081	8,778	21,859			5	8,773
計	13,228	8,778	22,006			5	8,773

(款) 4. 諸支出金

(項) 1. 繰出金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一般会計繰出金	57,131	△2,473	54,658				△2,473
計	57,131	△2,473	54,658				△2,473

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
24. 積立金	8,778	基金積立金 【生活環境課】	8,778
		太陽光発電事業基金積立金	8,773
		太陽光発電事業基金積立金 (利子)	5

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
27. 繰出金	△2,473	一般会計繰出金 【生活環境課】	△2,473
		一般会計繰出金	△2,473





第29号議案

令和3年度豊岡市管理会財産区特別会計補正予算(第1号)

令和3年度豊岡市の管理会財産区特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,051千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月25日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7. 高橋財産区収入		2,049	2	2,051
	2.財 産 収 入	48	2	50
歳 入 合 計		2,049	2	2,051

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7. 高橋財産区費		224	2	226
	1. 総務費	224	2	226
歳 出	合 計	2,049	2	2,051



令和 3 年度豊岡市管理会財産区特別会計  
補正予算（第 1 号）に関する説明書

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1. 総括 (歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
7. 高橋財産区収入	2,049	2	2,051
歳入合計	2,049	2	2,051



(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
7. 高橋財産区費	224	2	226
歳出合計	2,049	2	2,051



(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		2	
0	0	2	0

2. 歳 入

(款) 7. 高橋財産区収入

(項) 2. 財産収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 財産運用収入	47	2	49
計	48	2	50

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 利子及び配当金	2	高橋財産区特別福祉基金利子	2

3. 歳 出

(款) 7. 高橋財産区費

(項) 1. 総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 財 産 管 理 費	7	2	9			2	
計	224	2	226			2	

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
24. 積立金	2	財産管理費 【但東地域振興課】 福祉基金積立金	2 2



第30号議案

令和3年度 豊岡市水道事業会計補正予算（第4号）

（総 則）

第1条 令和3年度豊岡市水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和3年度豊岡市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のように改める。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(2) 年間総配水量	11,745,700 m <sup>3</sup>	△ 233,600 m <sup>3</sup>	11,512,100 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均配水量	32,180 m <sup>3</sup>	△ 640 m <sup>3</sup>	31,540 m <sup>3</sup>
(4) 主な建設改良事業			
配水施設費	1,236,838 千円	△ 166,566 千円	1,070,272 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 水道事業収益	2,352,861 千円	△ 49,332 千円	2,303,529 千円
第1項 営業収益	1,784,122 千円	△ 49,332 千円	1,734,790 千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	2,100,457 千円	75,023 千円	2,175,480 千円
第1項 営業費用	1,864,598 千円	176 千円	1,864,774 千円
第2項 営業外費用	228,816 千円	74,847 千円	303,663 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,150,821 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 101,336 千円、過年度分損益勘定留保資金 883,260 千円及び当年度分損益勘定留保資金 166,225 千円」を、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,089,708 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 87,253 千円、過年度分損益勘定留保資金 883,260 千円及び当年度分損益勘定留保資金 119,195 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

( 科 目 )	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収	入	
第1款 資本的収入	1,039,352 千円	△ 105,453 千円	933,899 千円
第1項 企業債	905,700 千円	△ 78,300 千円	827,400 千円
第2項 出資金	52,203 千円	△ 15,516 千円	36,687 千円
第4項 補助金	21,637 千円	△ 11,637 千円	10,000 千円
	支	出	
第1款 資本的支出	2,190,173 千円	△ 166,566 千円	2,023,607 千円
第1項 建設改良費	1,252,833 千円	△ 166,566 千円	1,086,267 千円

(企業債の補正)

第5条 予算第5条に定めた限度額を、次のように改める。

変更

起債の目的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
建設改良費	905,700千円	827,400千円
計	905,700千円	827,400千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、次のように改める。

( 科 目 )	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
(1) 職員給与費	151,230 千円	160 千円	151,390 千円

令和4年2月25日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎



令和3年度

豊岡市水道事業会計補正予算

(第4号)に関する説明書

令和3年度 豊岡市水道事業会計補正予算（第4号）実施計画

収益の収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款 項 目	既決 予定額	補正 予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 水道事業収益	2,352,861	△ 49,332	2,303,529			
1 営業収益	1,784,122	△ 49,332	1,734,790			
05 給水収益	1,726,835	△ 49,332	1,677,503			
				005 水道料金	△ 49,332	

支 出

(単位 千円)

款 項 目	既決 予定額	補正 予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 水道事業費用	2,100,457	75,023	2,175,480			
1 営業費用	1,864,598	176	1,864,774			
05 原水及び浄 水費	293,908	78	293,986			
				105 賞与引当金繰入 額	78	賞与引当金 64 法定福利費引当金 14
10 配水及び給 水費	221,942	△ 367	221,575			
				105 賞与引当金繰入 額	△ 367	賞与引当金 △ 319 法定福利費引当金 △ 48
20 総係費	180,352	465	180,817			
				105 賞与引当金繰入 額	465	賞与引当金 376 法定福利費引当金 89
2 営業外費用	228,816	74,847	303,663			
12 ダム管理費	17,855	12,948	30,803			
				070 負担金	12,948	ダム管理負担金
15 消費税及び 地方消費税	31,638	61,899	93,537			
				155 消費税及び地方 消費税	61,899	

資本的收入及び支出

収 入

(単位 千円)

款 項 目	既決 予定額	補正 予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 資本的收入	1,039,352	△ 105,453	933,899			
1 企業債	905,700	△ 78,300	827,400			
05 企業債	905,700	△ 78,300	827,400			
				005 企業債	△ 78,300	水道事業債
2 出資金	52,203	△ 15,516	36,687			
05 他会計出資 金	52,203	△ 15,516	36,687			
				005 一般会計出資金	△ 15,516	
4 補助金	21,637	△ 11,637	10,000			
07 県補助金	21,637	△ 11,637	10,000			
				005 県補助金	△ 11,637	生活基盤施設耐震化等補助金

支 出

(単位 千円)

款 項 目	既決 予定額	補正 予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 資本的支出	2,190,173	△ 166,566	2,023,607			
1 建設改良費	1,252,833	△ 166,566	1,086,267			
05 配水施設費	1,236,838	△ 166,566	1,070,272			
				040 委託料	△ 5,000	調査業務等
				090 工事請負費	△ 161,550	給配水管布設替等 施設整備
						△ 102,550 △ 59,000
				105 賞与引当金繰入 額	△ 16	賞与引当金 法定福利費引当金
						△ 23 7

## 令和3年度 豊岡市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	91,621
減価償却費	1,128,096
賞与引当金の増減額 (△は減少)	98
法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	62
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	2,649
修繕引当金の増減額 (△は減少)	△ 3,170
長期前受金戻入額	△ 264,782
受取利息及び受取配当金	△ 2,750
支払利息	177,389
有形固定資産売却損益 (△は益)	△ 19,944
固定資産除却損	40,000
未収金の増減額 (△は増加)	11,645
未払金の増減額 (△は減少)	△ 44,582
たな卸資産の増減額 (△は増加)	2,070
前受金の増減額 (△は減少)	△ 3
小計	1,118,399
利息及び配当金の受取額	2,750
利息の支払額	△ 177,389
業務活動によるキャッシュ・フロー	943,760
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 1,145,286
有形固定資産の売却による収入	20,002
国庫補助金等による収入	10,000
負担金による収入	64,755
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,050,529
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	985,100
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 937,340
他会計からの出資による収入	36,687
豊岡市奨学基金への支出	△ 600
財務活動によるキャッシュ・フロー	83,847
資金増加額	△ 22,922
資金期首残高	3,210,069
資金期末残高	3,187,147

補正予算給与費明細書

1 総括

区 分		職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定 支弁職員	10	( ) 17	231	57,682	33,014	90,927	18,691	109,618
	資本勘定 支弁職員		( ) 6		21,602	13,000	34,602	7,170	41,772
	合 計	10	( ) 23	231	79,284	46,014	125,529	25,861	151,390
補正前	損益勘定 支弁職員	10	( ) 17	231	57,682	32,893	90,806	18,636	109,442
	資本勘定 支弁職員		( ) 6		21,602	13,023	34,625	7,163	41,788
	合 計	10	( ) 23	231	79,284	45,916	125,431	25,799	151,230
比 較	損益勘定 支弁職員	0	( ) 0	0	0	121	121	55	176
	資本勘定 支弁職員		( ) 0		0	△ 23	△ 23	7	△ 16
	合 計	0	( ) 0	0	0	98	98	62	160

( ) 内は、再任用短時間勤務職員

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補正後	2,286	1,109	1,841			8,225
	補正前	2,286	1,109	1,841			8,225
	比 較	0	0	0			0
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後		1,148	17,766	12,659	980	
	補正前		1,148	18,073	12,254	980	
	比 較		0	△ 307	405	0	

(1) 会計年度任用職員以外の職員

区 分		職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定 支弁職員	10	( ) 14	231	52,450	31,639	84,320	17,615	101,935
	資本勘定 支弁職員		( ) 6		21,602	13,000	34,602	7,170	41,772
	合 計	10	( ) 20	231	74,052	44,639	118,922	24,785	143,707
補正前	損益勘定 支弁職員	10	( ) 14	231	52,450	31,376	84,057	17,538	101,595
	資本勘定 支弁職員		( ) 6		21,602	13,023	34,625	7,163	41,788
	合 計	10	( ) 20	231	74,052	44,399	118,682	24,701	143,383
比 較	損益勘定 支弁職員	0	( ) 0	0	0	263	263	77	340
	資本勘定 支弁職員		( ) 0		0	△ 23	△ 23	7	△ 16
	合 計	0	( ) 0	0	0	240	240	84	324

( ) 内は、再任用短時間勤務職員

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補正後	2,286	1,109	1,437			8,225
	補正前	2,286	1,109	1,437			8,225
	比 較	0	0	0			0
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後		1,148	16,795	12,659	980	
	補正前		1,148	16,960	12,254	980	
	比 較		0	△ 165	405	0	

(2) 会計年度任用職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)	
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	損益勘定 支弁職員		3		5,232	1,375	6,607	1,076	7,683
	資本勘定 支弁職員								
	合 計		3		5,232	1,375	6,607	1,076	7,683
補正前	損益勘定 支弁職員		3		5,232	1,517	6,749	1,098	7,847
	資本勘定 支弁職員								
	合 計		3		5,232	1,517	6,749	1,098	7,847
比 較	損益勘定 支弁職員		0		0	△ 142	△ 142	△ 22	△ 164
	資本勘定 支弁職員								
	合 計		0		0	△ 142	△ 142	△ 22	△ 164

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補正後			404			
	補正前			404			
	比 較			0			
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後			971			
	補正前			1,113			
	比 較			△ 142			

2 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0	職員の変動によるもの 0 千円	職員数の異動状況 補正後 23 人 補正前 23 人 増 減 0 人
職員手当	98	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	98	扶養手当 0 千円 住居手当 0 千円 通勤手当 0 千円 単身赴任手当 0 千円 特殊勤務手当 0 千円 時間外勤務手当 0 千円 夜間勤務手当 0 千円 管理職手当 0 千円 期末手当 △ 307 千円 勤勉手当 405 千円 児童手当 0 千円	

令和3年度 豊岡市水道事業予定貸借対照表（当年度分）

（ 令和4年3月31日 ）

（ 単位 千円 ）

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地 690,567

ロ 建 物 1,997,793

減価償却累計額 934,903 1,062,890

ハ 構 築 物 34,135,204

減価償却累計額 16,015,626 18,119,578

ニ 機 械 及 び 装 置 9,021,698

減価償却累計額 6,884,187 2,137,511

ホ 車 両 及 び 運 搬 具 20,636

減価償却累計額 19,604 1,032

ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品 96,105

減価償却累計額 80,790 15,315

ト 建 設 仮 勘 定 1,129,362

有形固定資産合計 23,156,255

(2) 無形固定資産

イ 電 話 加 入 権 2,268

ロ その他無形固定資産 183,079

無形固定資産合計 185,347

固定資産合計 23,341,602

2 流 動 資 産

(1) 現金預金 3,187,147

(2) 未収金 366,133

貸倒引当金 14,258 351,875

(3) 貯蔵品 19,461

(4) 前払金 14,959

(5) その他流動資産 77

流動資産合計 3,573,519

資産合計

26,915,121



負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>10,068,112</u>		
企業債合計		10,068,112	
固定負債合計			10,068,112
4 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>976,141</u>		
企業債合計		976,141	
(2) 未払金		252,632	
(3) 引当金			
イ 賞与引当金	9,853		
ロ 法定福利費引当金	<u>1,922</u>		
引当金合計		11,775	
(4) その他流動負債		<u>5,594</u>	
流動負債合計			1,246,142
5 繰延収益			
長期前受金		11,639,552	
収益化累計額		<u>6,510,452</u>	
繰延収益合計			<u>5,129,100</u>
負債合計			16,443,354

資本の部

6 資本金			7,613,130
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	18,564		
ロ 国庫（県）補助金	52,302		
ハ 一般会計補助金	2,816		
ニ 工事負担金	75,532		
ホ その他資本剰余金	<u>161,627</u>		
資本剰余金合計		310,841	
(2) 利益剰余金			
イ 建設改良積立金	250,000		
ロ 資産維持積立金	866,600		
ハ 当年度未処分利益剰余金	<u>1,431,196</u>		
利益剰余金合計		<u>2,547,796</u>	
剰余金合計			<u>2,858,637</u>
資本合計			<u>10,471,767</u>
負債資本合計			<u>26,915,121</u>



第31号議案

令和3年度 豊岡市下水道事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和3年度豊岡市下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和3年度豊岡市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(2) 年間排水処理水量	9,955,000 m <sup>3</sup>	△ 29,190 m <sup>3</sup>	9,925,810 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均排水処理水量	27,274 m <sup>3</sup>	△ 80 m <sup>3</sup>	27,194 m <sup>3</sup>
(4) おもな建設改良事業			
管渠施設事業費	954,532 千円	△ 83 千円	954,449 千円
処理場施設事業	1,197,158 千円	△ 109 千円	1,197,049 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 下水道事業収益	5,653,262 千円	△ 49,831 千円	5,603,431 千円
第1項 営業収益	1,841,592 千円	△ 20,489 千円	1,821,103 千円
第2項 営業外収益	3,811,668 千円	△ 29,342 千円	3,782,326 千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	4,995,376 千円	4,714 千円	5,000,090 千円
第1項 営業費用	4,398,492 千円	2,485 千円	4,400,977 千円
第2項 営業外費用	590,850 千円	2,203 千円	593,053 千円
第3項 特別損失	3,034 千円	26 千円	3,060 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

2,355,100 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 96,287 千円、当年度分損益勘定留保資金 1,829,950 千円、減債積立金 428,863 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,361,343千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 96,875 千円、当年度分損益勘定留保資金 1,831,171 千円、減債積立金 433,297 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

( 科 目 )	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収	入	
第1款 資本的収入	3,451,535 千円	△ 6,435 千円	3,445,100 千円
第2項 補助金	1,047,033 千円	△ 10,435 千円	1,036,598 千円
第3項 負担金	1,000 千円	4,000 千円	5,000 千円
	支	出	
第1款 資本的支出	5,806,635 千円	△ 192 千円	5,806,443 千円
第1項 建設改良費	2,151,690 千円	△ 192 千円	2,151,498 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、次のように改める。

( 科 目 )	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
(1) 職員給与費	134,109 千円	△ 2,072 千円	132,037 千円

令和4年2月25日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

令和3年度

豊岡市下水道事業会計補正予算

(第3号)に関する説明書

令和3年度 豊岡市下水道事業会計補正予算（第3号）実施計画

収益的收入及び支出

収 入

(単位 千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 下水道事業収益	5,653,262	△ 49,831	5,603,431			
1 営業収益	1,841,592	△ 20,489	1,821,103			
05 下水道使用料	1,697,063	△ 18,870	1,678,193			
				005 下水道使用料	△ 18,870	
10 他会計負担金	144,527	△ 1,619	142,908			
				010 し尿処理負担金	△ 1,619	
2 営業外収益	3,811,668	△ 29,342	3,782,326			
23 長期前受金戻入	1,393,912	5,453	1,399,365			
				005 国庫(県)補助金 長期前受金戻入	5,377	
				010 他会計補助金 長期前受金戻入	41	
				015 受益者負担金 (分担金)長期 前受金戻入	35	
30 消費税及び地方消費税還付金	34,795	△ 34,795	0			
				005 消費税及び地方 消費税還付金	△ 34,795	消費税及び地方消費税還付

支 出

(単位 千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 下水道事業費用	4,995,376	4,714	5,000,090			
1 営業費用	4,398,492	2,485	4,400,977			
05 管渠費	189,453	△ 138	189,315			
				175 賞与引当金 繰入額	△ 138	賞与引当金繰入額 △ 119 法定福利費引当金繰入額 △ 19
10 ポンプ場費	16,470	△ 59	16,411			
				175 賞与引当金 繰入額	△ 59	賞与引当金繰入額 △ 50 法定福利費引当金繰入額 △ 9
15 処理場費	837,850	△ 2,378	835,472			
				115 負担金	△ 2,309	汚泥処理負担金
				175 賞与引当金 繰入額	△ 69	賞与引当金繰入額 △ 61 法定福利費引当金繰入額 △ 8
25 総係費	130,857	△ 1,614	129,243			
				015 手当等	△ 122	期末手当
				020 法定福利費	△ 23	共済組合負担金等
				175 賞与引当金 繰入額	△ 1,469	賞与引当金繰入額 △ 1,236 法定福利費引当金繰入額 △ 233
35 資産減耗費	53,746	6,674	60,420			
				185 固定資産除却費	6,674	除却損
2 営業外費用	590,850	2,203	593,053			
20 消費税及び地方消費税	0	2,203	2,203			
				250 消費税及び 地方消費税	2,203	消費税及び地方消費税 納付
3 特別損失	3,034	26	3,060			
20 その他特別損失	33	26	59			
				273 貸倒に係る消費 税	26	

資本的收入及び支出

収 入

(単位 千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 資本的收入	3,451,535	△ 6,435	3,445,100			
2 補助金	1,047,033	△ 10,435	1,036,598			
10 他会計補助金	22,633	△ 10,435	12,198			
				005 一般会計補助金	△ 10,435	一般会計繰入金
3 負担金	1,000	4,000	5,000			
05 受益者負担金 (分担金)	1,000	4,000	5,000			
				005 受益者負担金 (分担金)	4,000	

支 出

(単位 千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 資本の支出	5,806,635	△ 192	5,806,443			
1 建設改良費	2,151,690	△ 192	2,151,498			
05 管渠施設事業 費	954,532	△ 83	954,449			
				175 賞与引当金 繰入額	△ 83	賞与引当金繰入額 △ 73 法定福利費引当金繰入額 △ 10
15 処理場施設事 業費	1,197,158	△ 109	1,197,049			
				175 賞与引当金 繰入額	△ 109	賞与引当金繰入額 △ 95 法定福利費引当金繰入額 △ 14

令和3年度 豊岡市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	545,705
減価償却費	3,170,115
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 1,634
法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	△ 293
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	6,177
修繕引当金の増減額 (△は減少)	△ 3,075
長期前受金戻入額	△ 1,399,365
受取利息及び受取配当金	△ 788
支払利息	590,848
固定資産除却損	60,420
未収金の増減額 (△は増加)	18,281
未払金の増減額 (△は減少)	61,260
小計	3,047,651
利息及び配当金の受取額	788
利息の支払額	△ 590,848
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,457,591

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 3,519,124
有形固定資産の売却による収入	2
国庫補助金等による収入	1,763,026
他会計補助金による収入	12,681
負担金等による収入	5,001
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,738,414

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	3,124,100
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 3,654,945
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 530,845

資金増加額	188,332
資金期首残高	2,673,916
資金期末残高	2,862,248



補正予算給与費明細書

1 総括

区 分		職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定 支弁職員	10	( ) 13	209	47,521	23,884	71,614	15,325	86,939
	資本勘定 支弁職員		( ) 7		23,909	13,709	37,618	7,480	45,098
	合 計	10	( ) 20	209	71,430	37,593	109,232	22,805	132,037
補正前	損益勘定 支弁職員	10	( ) 13	209	47,521	25,472	73,202	15,617	88,819
	資本勘定 支弁職員		( ) 7		23,909	13,877	37,786	7,504	45,290
	合 計	10	( ) 20	209	71,430	39,349	110,988	23,121	134,109
比 較	損益勘定 支弁職員	0	( ) 0	0	0	△ 1,588	△ 1,588	△ 292	△ 1,880
	資本勘定 支弁職員		( ) 0		0	△ 168	△ 168	△ 24	△ 192
	合 計	0	( ) 0	0	0	△ 1,756	△ 1,756	△ 316	△ 2,072

( ) 内は、再任用短時間勤務職員

手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補正後	3,155		1,651		12	2,724
	補正前	3,155		1,651		12	2,724
	比 較	0		0		0	0
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後		2,569	15,423	10,689	1,370	
	補正前		2,569	16,723	11,145	1,370	
比 較		0	△ 1,300	△ 456	0		

(1) 会計年度任用職員以外の職員

区 分		職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定 支弁職員	10	( ) 11	209	44,261	22,871	67,341	14,627	81,968
	資本勘定 支弁職員		( ) 6		22,007	13,241	35,248	7,121	42,369
	合 計	10	( ) 17	209	66,268	36,112	102,589	21,748	124,337
補正前	損益勘定 支弁職員	10	( ) 11	209	44,261	24,515	68,985	14,905	83,890
	資本勘定 支弁職員		( ) 6		22,007	13,421	35,428	7,144	42,572
	合 計	10	( ) 17	209	66,268	37,936	104,413	22,049	126,462
比 較	損益勘定 支弁職員	0	( ) 0	0	0	△ 1,644	△ 1,644	△ 278	△ 1,922
	資本勘定 支弁職員		( ) 0		0	△ 180	△ 180	△ 23	△ 203
	合 計	0	( ) 0	0	0	△ 1,824	△ 1,824	△ 301	△ 2,125

( ) 内は、再任用短時間勤務職員

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補正後	3,155		1,336		12	2,724
	補正前	3,155		1,336		12	2,724
	比 較	0		0		0	0
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後		2,569	14,257	10,689	1,370	
	補正前		2,569	15,625	11,145	1,370	
	比 較		0	△ 1,368	△ 456	0	

(2) 会計年度任用職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定 支弁職員	2		3,260	1,013	4,273	698	4,971
	資本勘定 支弁職員	1		1,902	468	2,370	359	2,729
	合 計	3		5,162	1,481	6,643	1,057	7,700
補正前	損益勘定 支弁職員	2		3,260	957	4,217	712	4,929
	資本勘定 支弁職員	1		1,902	456	2,358	360	2,718
	合 計	3		5,162	1,413	6,575	1,072	7,647
比 較	損益勘定 支弁職員	0		0	56	56	△ 14	42
	資本勘定 支弁職員	0		0	12	12	△ 1	11
	合 計	0		0	68	68	△ 15	53

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補正後			315			
	補正前			315			
	比 較			0			
	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後			1,166			
	補正前			1,098			
	比 較			68			

2 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0	職員の変動によるもの 0 千円	職員数の異動状況 補正後 20 人 補正前 20 人 増 減 0 人
職員手当	△ 1,756	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	△ 1,756	扶養手当 千円 住居手当 千円 通勤手当 千円 単身赴任手当 千円 特殊勤務手当 千円 時間外勤務手当 千円 夜間勤務手当 千円 管理職手当 千円 期末手当 △ 1,300 千円 勤勉手当 △ 456 千円 児童手当 千円	

令和3年度 豊岡市下水道事業予定貸借対照表（当年度分）

（ 令和4年3月31日 ）

（ 単位 千円 ）

資産の部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		2,929,338	
ロ 立木		41,477	
ハ 建物	8,382,976		
減価償却累計額	<u>3,086,490</u>	5,296,486	
ニ 建物附属設備	1,143,888		
減価償却累計額	<u>1,101,221</u>	42,667	
ホ 構築物	105,464,774		
減価償却累計額	<u>40,452,551</u>	65,012,223	
ヘ 機械及び装置	30,484,078		
減価償却累計額	<u>19,874,076</u>	10,610,002	
ト 車両及び運搬具	8,494		
減価償却累計額	<u>8,072</u>	422	
チ 工具器具及び備品	66,679		
減価償却累計額	<u>58,274</u>	8,405	
リ 建設仮勘定		<u>1,990,018</u>	
有形固定資産合計			85,931,038

(2) 無形固定資産

イ 電話加入権		3,300	
ロ その他無形固定資産		<u>1,927</u>	
無形固定資産合計			<u>5,227</u>

固定資産合計 85,936,265

2 流動資産

(1) 現金預金		2,862,248	
(2) 未収金	331,521		
貸倒引当金	<u>18,525</u>	312,996	
(3) その他流動資産		<u>78</u>	
流動資産合計			<u>3,175,322</u>

資産合計

89,111,587

負債の部

3	固定負債			
(1)	企業債			
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>39,569,429</u>		
	企業債合計		39,569,429	
(2)	引当金			
	イ 修繕引当金	<u>35,650</u>		
	引当金合計		<u>35,650</u>	
	固定負債合計			39,605,079
4	流動負債			
(1)	企業債			
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>3,696,025</u>		
	企業債合計		3,696,025	
(2)	未払金		1,125,392	
(3)	預り金		10,054	
(4)	引当金			
	イ 賞与引当金	8,087		
	ロ 法定福利費引当金	<u>1,576</u>		
	引当金合計		<u>9,663</u>	
	流動負債合計			4,841,134
5	繰延収益			
	長期前受金		61,850,630	
	収益化累計額		<u>28,350,295</u>	
	繰延収益合計			<u>33,500,335</u>
	負債合計			77,946,548

資本の部

6	資本金			8,401,935
7	剰余金			
(1)	資本剰余金			
	イ 国庫（県）補助金	803,924		
	ロ 他会計補助金	36,399		
	ハ 受益者負担金（分担金）	<u>77,821</u>		
	資本剰余金合計		918,144	
(2)	利益剰余金			
	イ 減債積立金	860,091		
	ロ 当年度未処分利益剰余金	<u>984,869</u>		
	利益剰余金合計		<u>1,844,960</u>	
	剰余金合計			<u>2,763,104</u>
	資本合計			<u>11,165,039</u>
	負債資本合計			<u>89,111,587</u>

I セグメント情報の開示

1 報告セグメントごとの営業収益等

当年度 (令和3年4月1日～令和4年3月31日)

(単位:千円)

項 目	公共下水道	特定環境保全 公共下水道	農業集落排水	漁業集落排水	小規模集落 排水処理	個別排水処理	コミュニテイ ・プラント	合 計
営業収益	1,177,138	400,129	79,173	4,180	1,611	2,841	2,200	1,667,272
営業費用	2,278,947	1,198,870	699,688	37,498	23,466	14,066	54,255	4,306,790
営業損益	△ 1,101,809	△ 798,741	△ 620,515	△ 33,318	△ 21,855	△ 11,225	△ 52,055	△ 2,639,518
経常損益	410,963	136,891	454	9	9	73	91	548,490
セグメント資産	45,736,370	25,227,964	15,303,483	698,324	354,937	80,788	1,709,721	89,111,587
セグメント負債	41,859,650	22,365,252	12,223,770	562,916	223,813	70,737	640,410	77,946,548
その他の項目								
他会計繰入金	1,231,474	747,826	488,807	16,850	19,897	7,542	1,324	2,513,720
減価償却費	1,679,313	878,842	515,095	25,870	13,141	7,206	50,648	3,170,115
特別利益	2	0	0	0	0	0	0	2
特別損失	1,309	842	454	9	9	73	91	2,787
固定資産増加額	418,446	1,443,352	69,091	29,091	0	0	0	1,959,980